

次期生物多様性国家戦略素案

次期生物多様性国家戦略の背景

【持続可能な世界の構築に向けた潮流】

- 地球の持続可能性の確保は、人類の生存にとって最優先の課題である。地球の持続可能性の確保に向けた世界的な目標である持続可能な開発目標 (SDGs)、そして 2050 年生物多様性ビジョン「自然と共生する世界」の達成には、安定した社会資本とそれに支えられた人的資本・人工資本の確保が欠かせないが、それらは全て自然資本を土台として成立している。すなわち、自然資本は人間の安全保障の根幹といえる。しかし、この自然資本の安定性を生物多様性の損失と気候危機という 2 つの危機が揺るがしている。人間の活動が地球システムに及ぼす影響を客観的に評価する方法の 1 つである「地球の限界 (プラネタリーバウンダリー)¹」は、この 2 つの危機に関する指標を含め、人類が生存し続けるための基盤となる地球環境の状況は限界に達している面もあると指摘している。
- 生物多様性と気候変動への世界的な取組は、1992 年のリオサミットにあわせて採択され「双子の条約」とも呼ばれる生物多様性条約と国連気候変動枠組条約の下で進められてきた。生物多様性の損失と気候危機の 2 つの世界的な課題は、現象の観点でもそれらへの対応策の観点でも正負の両面から相互に影響しあう関係にあり、一体的に取り組む必要がある。
- さらに、2020 年以降、世界は新型コロナウイルス感染症のパンデミックという危機に直面している。新興感染症の根本的な発生要因は、開発や都市化をはじめとする自然の改変とも深く関わると指摘されており、生物多様性の損失と気候危機の 2 つの危機を引き起こす地球環境の変化と同じである。
- 人間の活動によりもたらされるこれらの世界的な危機への対処には、人間の活動のあり方を変えるほかに手立てはない。すなわち、社会の価値観と行動の表れとしての社会経済活動による自然資本への過度の負荷を減らし、我々の社会の土台たる健全な自然環境を維持・回復させる必要がある。健全な自然環境は生態系が有する多様な機能を十分に発揮し、気候変動対策を含む様々な社会課題の解決に貢献する（「自然を活用した解決策 (NbS)²」）。このような取組を世界に先駆けて日本が進めていくことは、経済活動における自然資本の持続可能な利用が強く求められることが必然となりつつある国際的な潮流の下で、日本の国際競争

¹ 地球の限界は、人間が地球システムの機能に 9 種類の変化（①生物圏の一体性（生態系と生物多様性の破壊）、②気候変動、③海洋酸性化、④土地利用変化、⑤持続可能でない淡水利用、⑥生物地球化学的循環の妨げ（窒素とリンの生物圏への流入）、⑦大気エアロゾルの変化、⑧新規化学物質による汚染、⑨成層圏オゾンの破壊）を引き起こしており、人間が安全に活動できる範囲内を越えることがあれば、人間が依存する自然資源に対して回復不可能な変化が引き起こされるとする。

² Nature-based Solutions。健全な自然生態系が有する機能をいかして社会課題の解決を図る取組。

1 力を高めることにつながる。そのためにも、経済成長のみを豊かさの尺度とする価値観から
2 脱し、包括的な豊かさを追求する新しい価値観に基づく社会へと根本的に変革する必要があ
3 る。

5 **【我が国の置かれた状況】**

6 ・近年我が国では本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎えており、特に地方においては農林
7 業者の減少等により里地里山の管理の担い手が不足し資源が十分に活用されないことが、国
8 内の生物多様性の損失の要因の1つになっている。一方で、海外の資源に依存することで海
9 外の生物多様性の損失に影響を与えている。すなわち、本来活かすべき身近な自然資本を劣
10 化させながら、その変化を感じ取りづらい遠く離れた地の自然資本をも劣化させている。資
11 源利用の問題は、生物多様性や気候変動への影響だけでなく人権侵害のリスクとも関わっ
12 ており、持続可能で責任ある調達を行う観点からも国内資源を有効に活用することが求められ
13 る。また、地域の森林・農地の管理や鳥獣管理の担い手が減少・高齢化すること等で鳥獣被
14 害が深刻化し、地域の持続可能性を脅かしている。さらに、我が国は世界第6位の広さの排
15 他的経済水域（EEZ）を有する海洋国家であり、水産資源を将来にわたって持続可能に利用す
16 る仕組みを構築することも重要となる。

17 ・人口減少などの課題に直面している状況は、我が国が世界に先駆けて自然資本を守り活かす
18 社会へと転換していくチャンスでもあり、その転換の先には明るい未来として、持続可能で
19 自然と共生する社会像が描ける。例えば、自立・分散型で自然資本を活用した災害にも強い
20 適応力のある地域づくりを行うことで、地下資源への依存度を下げることができる。これは
21 同時に、脱炭素社会や循環型社会の構築にも貢献する。また、他国の自然資本への依存度を
22 下げ、地球規模での生物多様性への影響の軽減につながるとともに、我が国の生存基盤を確
23 保する観点から、安全保障にも資する。これらにより各地域がその特性を活かした強みを発
24 揮しつつ近隣地域等と地域資源を補完し支えあう「地域循環共生圏」の構築が進む。さらに、
25 東日本大震災や大規模な豪雨災害等の教訓を活かし、社会のレジリエンスを高めていくこと
26 につながる。同時に、生物多様性保全の観点では、我が国における多様な生物の生息・生育
27 環境を守り、国内の野生生物の進化を人間の活動により阻害しないという、日本に住む我々
28 の責任を果たすことができる。こういった新しい社会に向けた取組の成功例が増えつつあり、
29 そのような動きを広く展開していくことで、理想を現実のものにすることができる。

30 ・持続可能な社会への転換のために、経済発展と社会課題の解決の両立に関わる様々な議論、
31 例えば「新しい資本主義」、「デジタル田園都市国家構想」、「Society 5.0」、「地域循環
32 共生圏」などの動きをとらえて、統合的に取り組むことが重要である。自然資本を守り活用
33 することは、これらの動きが目指す社会像の実現に向けた土台を提供し、それぞれの社会像
34 における持続可能性の観点を強化する。

1 ・気候変動対策について我が国は、「2050年カーボンニュートラル」の目標の下で、2030年度
2 に温室効果ガスを2013年度から46%削減し、さらに50%の高みを目指して挑戦を続けるこ
3 とを宣言している。生物多様性においても、世界目標であるポスト2020生物多様性枠組を踏
4 まえ、我が国における2050年の「自然と共生する社会」に向けて、2030年までの新たな目
5 標を掲げることが求められている。これら2つの持続可能性のための目標を、相反させずに、
6 同時に達成しなければならない。そのためには、再生可能エネルギーの導入は自然環境と共
7 生するものであることが大前提であり、自然環境・生態系の保全に支障をきたす形での再生
8 可能エネルギーの導入を防ぎつつ、自然の機能も活かした緩和・適応策も最大限導入し、地
9 域と共生する形での気候変動対策を進めなければならない。

10

11 **【生物多様性国家戦略の位置づけと役割】**

12 ・生物多様性国家戦略は、生物多様性条約第6条に基づき締約国が策定する戦略である。我が
13 国においては、2008年に生物多様性基本法が施行されて以降、同法第11条に基づき政府が
14 策定する生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画としても位置づけられて
15 いる。また、環境基本計画やその他関連する計画を踏まえて策定される生物多様性に関する
16 最も基本となる戦略である。

17 ・生物多様性国家戦略2012-2020は、愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップとして、
18 また、自然の恵みを供給する地方とその恩恵を受ける都市との間で支え合う「自然共生圏」
19 の考え方など、自然共生社会に向けた方向性を示すために策定された。自然共生圏の考え方
20 は、第五次環境基本計画において環境・経済・社会の統合的向上に向けて打ち出された「地
21 域循環共生圏」の基礎となった。次期生物多様性国家戦略では、この方向性をさらに発展さ
22 せていく必要がある。

23 ・次期生物多様性国家戦略は、愛知目標やこれまでの国家戦略の実施から得られた経験や教訓
24 を踏まえ、ポスト2020生物多様性枠組の達成に向けて必要な事項、世界と日本のつながり
25 中での課題、国内での課題を踏まえ、我が国において取り組むべき事項を掲げるものである。
26 また、湿地に係る記載は、ラムサール条約が締約国に策定を求める「国家湿地政策」との位
27 置づけもある。

28 ・次期生物多様性国家戦略は、生物多様性分野において新たに目指すべき目標として、生物多
29 様性の損失を止め回復軌道に乗せる「2030年ネイチャーポジティブ」を掲げ、その実現のため
30 のロードマップとして策定した。「2030年ネイチャーポジティブ」は政府の取組だけでは
31 達成できない。この国家戦略は、2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効
32 果的に保全する「30by30目標」を含め、自然資本を守り活用するための行動を全ての国民と
33 実行していくための戦略と行動計画を具体的に示したものである。

34

第1部 戦略

第1章 生物多様性・生態系サービスの現状と課題

第1節 世界の現状と動向

1 現状と要因

豊かな生物多様性に支えられた生態系は、人間が生存するために欠かせない安全な水や食料の安定的な供給に寄与するとともに、暮らしの安心・安全を支え、さらには地域独自の文化を育む基盤となる恵みをもたらし、人間の福利に貢献している。生態系の様々な恵みの享受によって私たちの生活は物質的には豊かになった一方、人間活動により、世界的に生物多様性と生態系サービスが悪化し続けている。2019年に生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）により公表された「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」によれば、地球上のほとんどの場所で自然が大きく改変されており、例えば、世界の陸地の75%は著しく改変され、海洋の66%は複数の人為的な要因の影響下にあり、1700年以降湿地の85%以上が消失した。また、調査されているほぼ全ての動物、植物の約25%の種の絶滅が危惧されているなど、過去50年の間、人類史上かつてない速度で地球全体の自然が変化していることが指摘されている。このままでは生物多様性の損失を止めることができず、持続可能な社会は実現できない。

同報告書では、このような生物多様性の損失を引き起こす直接的な要因を、影響が大きい順に①陸と海の利用の変化、②生物の直接的採取、③気候変動、④汚染、⑤外来種の侵入、と特定し、気候変動による影響も大きな要因として掲げられている。こうした直接的な要因は、急速な人口増加や持続不可能な生産・消費とこれらを助長する技術開発といった間接的な要因によって引き起こされるとともに、直接的・間接的な要因は過去50年で増大しているとされる。

さらに、同報告書では、自然劣化の直接的・間接的な要因を大幅に減少させ、生物多様性損失を止め回復させるためには、経済、社会、政治、技術すべてにおける横断的な「社会変革（transformative change）」が必要と指摘した。

このような世界的な生物多様性と生態系サービスの劣化の状況を踏まえ、今後も自然を損なうことなく自然の恵みを継続的に享受していくためには、国立公園や外来種対策等の従前からの自然環境保全に取り組むことに加え、社会や一人ひとりの価値観や行動を変え、社会経済全体を変革していく必要があるとの認識が国際的に広まりつつある。

2 これまでの取組とポスト2020生物多様性枠組に関する動向

（1）愛知目標の評価と「自然と共生する世界」（2050年ビジョン）に向けた移行

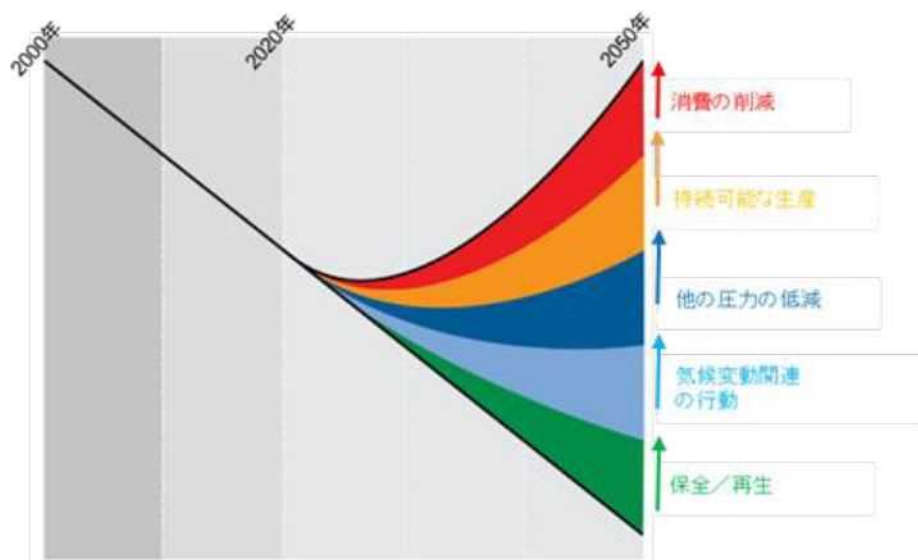
① 愛知目標の評価

2010年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において、2020年までの生物多様性に関するはじめての包括的な世界目標である「愛知目標」が採択された。しかしながら2020年9月に公表された地球規模生物多様性

概況第5版（GB05）によると、世界全体では愛知目標の20の目標の内、6つの目標が部分的に達成されたものの、完全に達成された目標は無いとされた。この要因として、愛知目標に応じて各国が設定した国別目標の内容や目標レベルが、全般的に愛知目標の達成には不十分であったことが指摘された。

② 移行（トランジション）

また、GB05においては、生物多様性は「今までどおり」のシナリオでは損失し続けると予測する一方で、生態系の保全と回復の強化、汚染や侵略的外来種及び乱獲に対する行動といったこれまでの自然環境保全の取組に加え、財とサービス、特に食料のより持続可能な生産、消費と廃棄物の削減といった様々な分野が連携して取り組めば、低下を止めて逆転させ、2030年以降には生物多様性の純増加につながる可能性があることを指摘している。



図：生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の組み合わせ

出典：Global Biodiversity Outlook 5 (Secretariat of the Convention on Biological Diversity, 2020)

そして、2050年ビジョン「自然と共生する世界」を達成するためには、広範な人間活動にわたって「今までどおり」から脱却し、とりわけ8つの分野（①土地と森林、②持続可能な淡水、③持続可能な漁業と海洋、④持続可能な農業、⑤持続可能な食料システム、⑥都市とインフラ、⑦持続可能な気候行動、⑧生物多様性を含んだワンヘルス）において移行（transition）が必要であることを提案している。

様々な国際枠組における議論や報告書等においても、生物多様性との関係性が特に深い以下の分野との統合的な対応の必要性が指摘されており、これらはGB05で提示された移行が必要な8つの分野とも深く関係している。

1
2 **【気候変動】**

3 前述の IPBES 地球規模評価報告書において、気候変動は過去 50 年間の地球全体の
4 自然の変化の 3 番目に大きい直接的要因であることが指摘され、2022 年 2 月に公表
5 された IPCC 第 6 次評価報告書第 2 作業部会報告書においては、人為起源の気候変動
6 が自然と人間に広範囲にわたる悪影響を及ぼしており、一部の生態系は適応の限界
7 に達していると指摘するなど、気候変動自体が生物多様性に対する大きな影響とリ
8 スクをもたらすと認識されている。また、生態系を活用した適応策 (EbA) が気候変
9 動による人々や生物多様性、生態系サービスへのリスクを低減することが指摘され
10 た。地球規模での生物多様性及び生態系サービスのレジリエンスを維持できるかは、
11 地球の陸域、淡水及び海洋の約 30～50%の効果的かつ衡平な保全に依存していると
12 示唆している。

13 一方で、森林や湿地をはじめとする自然由来の緩和ポテンシャルは 2030 年までに
14 必要な CO2 緩和策の約 3 割を有し、また費用対効果が高いことが指摘されており、
15 自然は気候変動対策に貢献できるポテンシャルがある。

16 2021 年 6 月に公表された「生物多様性と気候変動に関する IPBES-IPCC 合同ワー
17 クショップ報告書」では、気候変動緩和・適応のみに焦点を絞った対策は、自然や
18 自然の恵みに直接的・間接的な悪影響を及ぼす可能性があること、生物多様性の保
19 全と回復に焦点を絞った対策は、気候変動緩和に大きく貢献することが多いものの、
20 その効果は生物多様性と気候の両方を考慮した対策に劣る可能性があることを指摘
21 している。このため、生物多様性、気候と社会の間の相互作用を明確に考慮した政
22 策決定が必要であり、これによりコベネフィットを最大化し、トレードオフや人と
23 自然の双方に有害な影響を最小化できるとしている。また、生物多様性条約におい
24 て、リスク管理の観点から、気候変動への対処として工学的な手法で気候に介入す
25 るジオエンジニアリングについて、その生物多様性への影響の検討が進められてき
26 た。

27 こうした中、2021 年 10～11 月に開催された国連気候変動枠組条約第 26 回締約国
28 会議 (COP26) における「グラスゴー気候合意」においては、気候変動の緩和・適応
29 策に生態系の保護・保全・再生が果たす役割の重要性が指摘された。また COP26 に
30 においては、気候変動対策に加え、生態系サービス維持のために、森林、生物多様性、
31 持続可能な土地利用が果たす重要かつ相互に依存した役割を強調しつつ、2030 年ま
32 までに森林の消失と土地の劣化を食い止め、さらにその状況を好転させるとした「森
33 林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言」が発表され、我が国を含む 140
34 以上の国・地域が署名した。

35 このように、気候変動対策と生物多様性保全との関係を強調する動きがある。

36
37 **【食料生産】**

次に食料生産との関係がある。GB05 が指摘した移行が必要な 8 つの分野の半数が農林水産業に関連する分野であり、また農林業・その他土地利用からの温室効果ガス排出量は、世界全体の人為起源の排出量全体の 23% を占めるなど、気候変動にも深く関連する分野である。IPBES 地球規模評価報告書は、遺伝的多様性を含む多様性の消失は、多くの農業システムの害虫、病原体、気候変動などの脅威に対する強靱性（レジリエンス）を損ない、世界の食料安全保障にとって重大な脅威になると指摘しており、安定的な食料生産の観点からも、生物多様性を維持・回復させることが欠かせない。2016 年に公表された IPBES 「花粉媒介者、花粉媒介及び食料生産に関するテーマ別評価報告書」では、世界の主要作物種の 4 分の 3 以上が花粉媒介者に依存しているなか、北西ヨーロッパ及び北米におけるデータによると野生花粉媒介者の種数及び特定種の個体数が減少傾向にあることや、花粉媒介者の個体数や多様性等を脅かす直接的要因として土地利用変化、集約的農業管理、農薬の使用、環境汚染、侵略的外来種、病原体、気候変動等が指摘されている。2021 年 9 月に開催された国連食料システムサミットにおいては、食料生産が最大で 80% の生物多様性の損失の要因となっているとし、人々の栄養、健康、幸福に貢献し、自然の回復及び保護に貢献し、気候に中立で、地域状況に適応し、人間らしい仕事と包摂的な経済力を提供する形態の、人口増加に対応可能な持続可能な食料システムが必要であることが指摘されている。

また、EAT ランセット委員会は、地球に不可逆的かつ急激な環境変化を与えず、ヒトの健康に配慮した食事として「プラネタリーヘルスダイエット」も提唱し、植物性由来食品を中心とした食生活への移行を推奨している。

【新興感染症・ワンヘルス】

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、あらためて新興感染症と生物多様性との関係に焦点を当てた。2020 年 10 月に公表された「IPBES パンデミックと生物多様性ワークショップ報告書」では、1960 年以降に報告された新興感染症の 30% 以上は森林減少、野生動物の生息地への人間の居住、穀物や家畜生産の増加、都市化等の土地利用の変化がその発生要因となっており、パンデミックの根本的な要因は、生物多様性の損失と気候危機を引き起こす地球環境の変化と同じであることを指摘している。こうした中で、ヒトの健康、動物の健康、環境の健全性はどれが欠けても成立せずこれら 3 つの衛生の達成に統合的に取り組むことを提案するワンヘルス・アプローチを、生物多様性を含む形で拡張し、統合的なアプローチによって農地業生態系や都市生態系を含む生態系や野生生物の利用などを管理して、動物の健康・福祉や健全な生態系と人間の健康を推進することも唱えられている。2021 年の G7 サミットでは、ワンヘルス・アプローチを強化することにより、その取組の統合を促進することが合意されている。さらに、地球の健康と人の健康は一体であり、人

1 の健康と文明は、豊かな自然のシステムと、その賢く責任ある管理・利用に依存す
2 るとするプラネタリー・ヘルスも注目されている。

3 4 【海洋環境】

5 地球の表面の7割を占め、気候を含めた地球環境の調整や、食料、エネルギー、
6 資源等の供給源として重要な役割を担う一方で、生物の生育海域の過剰利用や破壊、
7 温暖化や酸性化の進行、酸素濃度の低下等により急激に変化している海洋環境に関
8 する議論も国際的に高まりを見せてきた。G7 や G20 の閣僚会合等において議論が積
9 み上げられており、例えば 2016 年の G7 茨城・つくば科学技術大臣会合で発出され
10 た「つくばコミュニケ」では、科学的根拠に基づく海洋及び海洋資源の管理、保全
11 及び持続可能な利用に向けた取組が掲げられた。また、2019 年に開催された G20 大
12 阪サミットにおいて首脳間で共有され、2022 年6月現在 87 の国・地域で共有され
13 ている「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」では、2050 年までに海洋プラスチック
14 ごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指すことが掲げられた。
15 2017 年 12 月の国連総会で採択・宣言され、2021 年から開始した「持続可能な開発
16 のための国連海洋科学の 10 年（2021-2030 年）」では、海洋科学の推進により、持
17 続可能な開発目標（SDG14「海の豊かさを守ろう」等）を達成するため、2021-2030
18 年の 10 年間に集中的に取組を実施することとしており、目指す社会的成果として、
19 きれいな海、健全で回復力のある海、生産的な海、予測できる海、安全な海、万人
20 が利用できる海、心揺さぶる魅力的な海が設定された。2022 年 2 月にはフランスで
21 「ワン・オーシャン・サミット」が開催され、ハイレベルセグメントでは、海洋生
22 態系の保護・再生、違法漁業への対処と持続可能な漁業の促進、海洋プラスチック
23 ごみ等の汚染への対処、気候変動問題の対処等について議論が交わされた。

24 25 【健全な生態系の確保・回復】

26 気候変動、食料生産、新興感染症は、ともに土地利用の変化に深く関係するもの
27 であり、それぞれの場所において健全な生態系を確保し回復させていくことが重要
28 となる。また、海洋生態系においても、漁獲漁業に代表される生物の直接採取の影
29 響に次いで、土地や海域の利用変化の影響が大きい。2019 年の国連総会においては、
30 世界中の生態系の劣化を予防し、食い止め、反転させるための努力を支援し、拡大
31 させるために 2021 年から 2030 年までは「国連生態系回復の 10 年」とすることが決
32 議された。また、2030 年までに陸と海の 30%以上を保護・保全するいわゆる「30by30
33 目標」が提唱され、ポスト 2020 生物多様性枠組にも組み込まれた。(P)

34 30by30 目標の達成にあたっては、自然保護を目的とした国立公園等の保護地域に
35 加えて、それ以外の場所で生物多様性の保全に資する地域として OECM (Other
36 Effective area-based Conservation Measures) の役割も重視されており、2018 年
37 に開催された COP14 では、「保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する

1 生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域
2 関連の価値とともに、生物多様性の生息域内保全にとって肯定的な長期の成果を継
3 続的に達成する方法で統治・管理されているもの」として、OECD の定義が決定され
4 た。この OECD は持続可能な生産活動の場を含め、より広範囲における生物多様性保
5 全や生態系回復の動きを後押しできる可能性を有するものであり、我が国において
6 も、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている里地里山、企業緑地、
7 社寺林などの区域を自然共生サイト（仮称）として認定する制度の構築等を進めて
8 いる。

10 【自然を活用した解決策（NbS : Nature-based Solutions）】

11 上述のいずれの分野においても、その課題解決にあたっては自然の積極的な活用
12 が検討されつつある。この社会課題の解決に自然を活用し、人間の健康と福利及び
13 生物多様性による恩恵を同時にもたらす「自然を活用した解決策（NbS）」は、気候
14 変動をはじめ様々な分野において注目され、国連気候変動枠組条約や生物多様性条
15 約における議論でも定着しつつある比較的新しい概念であり、2021 年の G7 や G20
16 においても NbS の考え方に基づく取組を拡大していく方針が示されている。

17 この NbS は主目的の課題解決に加え、複数の効果をもたらす（マルチベネフィッ
18 ト）という特徴を有し、近年関心がより高まりつつある自然による癒しや人の健康
19 への好影響等の波及効果も期待されている。「2（1）②移行（トランジション）」
20 で述べたとおり、生物多様性の低下傾向は、自然環境保全の取組だけでは止められ
21 ないことが指摘される中で、NbS を気候変動対策や持続可能な生産・消費にも活用
22 し、生物多様性保全や自然資本の適切な管理を自然環境保全以外の取組にも組み込
23 んでいくことは、生物多様性の損失を止め、回復させるというネイチャーポジティ
24 ブにつながるものである。

25 さらに、後述のとおり生物多様性分野で金融を通じて企業の環境活動を促す取組
26 が急速に広まりつつある中で、生物多様性保全や自然資本管理を金融・経済と結び
27 つける動きが加速しており、NbS の実践等の取組を金融・経済の議論と結びつける
28 仕組みづくりが我が国においても必要となっている。

30 **（2）自然資本を守り活用する経営**

31 近年、生物多様性や自然資本の損失が事業継続性を損なうリスク、あるいは新たなビ
32 ジネスを生み出す機会として認識されつつあり、国際的には、生物多様性を脱炭素と一
33 体的に取り組むべきビジネス課題と位置づけて事業活動に組み込んでいく動きが加速
34 している。2021 年にイギリス財務省により公表されたダスグプタ・レビューは、生物多
35 様性の損失を回復させることは気候変動への対応にも貢献するとした上で、経済、生計、
36 幸福は我々にとって最も貴重な資産である自然に依存し、これらの物や恵みに対する需
37 要は自然の供給力を大幅に上回っていることを指摘している。また、世界経済フォーラ

1 ム（WEF）が発表した「グローバルリスク報告書」（2022）では、気候変動対策の失敗
2 と異常気象に次いで、生物多様性の損失が、向こう 10 年のうち世界規模で最も深刻な
3 リスク（第3位）として位置づけられた。

4 こうした中で、企業活動における自然資本及び生物多様性への影響や依存及びそれら
5 を踏まえたリスクや機会を適切に評価した上で、目標を設定し開示するための枠組みの
6 構築に向けた議論も行われている。温室効果ガス排出削減目標である SBT (Science Based
7 Targets) に対して、自然資本の利活用に関する目標である SBTs for Nature の手法が
8 検討されているほか、脱炭素分野で先行する気候関連財務情報開示タスクフォース
9 (TCFD : Task force on Climate-related Financial Disclosures) に対して、2021 年に
10 は自然資本・生物多様性に関する自然関連財務情報開示タスクフォース (TNFD : Task
11 force on Nature-related Financial Disclosures) が立ち上がり、2023 年の開示枠組
12 の公表に向けて議論が進んでいる。

13 企業のあらゆる事業活動は生物多様性・自然資本に影響を与えるとともに依存してお
14 り、事業継続性の確保の観点から生物多様性の保全や自然資本の持続的な利活用をビジ
15 ネスにおける1つの主要な経営課題として捉える見方は、事業会社のみならず投資家・
16 金融機関においても高まっている。こうした動きは社会で脱炭素経営が主流化していく
17 過程に似通っており、次の 10 年間で生物多様性保全や自然資本管理そのものがビジネ
18 スになっていくことが期待される。

20 (3) ポスト 2020 生物多様性枠組の採択に向けた動向

21 ① 採択までの道のり (P)

22 愛知目標に代わる新たな世界目標であるポスト 2020 生物多様性枠組の検討プロセ
23 スは、2018 年 11 月にエジプト・シャルムエルシェイクで開催された COP14 において
24 決定され、その具体的な検討は、2019 年 1 月に愛知県名古屋市で開催された生物多様
25 性ポスト 2020 生物多様性枠組アジア太平洋地域ワークショップから始まった。以降、
26 生物多様性条約の公開作業部会 (OEWG) や補助機関会合 (SBSTTA、SBI)、さらには
27 新型コロナウイルス感染症による影響を受けて COP15 が何度も延期される中で、多数
28 のオンライン会合が開催された。

29 また、当該枠組の採択に向け、様々な国際的な決意やイニシアティブが表明された。
30 2020 年 9 月には生物多様性を主要テーマとした初めてのサミットである「国連生物多
31 様性サミット」が開催されるとともに、全世界の首脳級に参画を呼びかけた初めての
32 生物多様性に関するイニシアティブとして、2030 年までに生物多様性の損失傾向を食
33 い止め、回復に向かわせるというネイチャーポジティブの考えに基づいた 10 の約束
34 事項を掲げた「リーダーによる自然への誓約」の署名が開始され、我が国も 2021 年
35 5 月に参加を表明した。2021 年 1 月には当該枠組に 30by30 目標等の野心的な目標の
36 位置づけを求める国々の集まりである「自然と人々のための高い野心連合 (High
37 Ambition Coalition for Nature and People)」が立ち上げられ、我が国も参加を表

1 明した。2021年6月に開催されたG7コーンウォールサミットでは、首脳コミュニケ
2 の付属文書として「2030年自然協約」が合意され、G7国はポスト2020生物多様性枠
3 組の決定に先駆けて各国で30by30目標に向けた取組を進めることを約束した。2021
4 年7月に開催されたG20環境大臣会合においては野心的で、バランスのとれた、実用
5 的で、効果的かつ強固なポスト2020生物多様性枠組を実施するための努力を支持し、
6 2021年10月に開催されたCOP15第1部のハイレベルセグメントにおいては、ポスト
7 2020生物多様性枠組の採択に向けた決意を示す「昆明宣言」が採択された。

8 こうした様々な検討や議論を経て、最終的には2022年12月にカナダ・モントリ
9 ールで開催されたCOP15第二部において愛知目標に次ぐ新たな世界目標が「〇〇」と
10 して採択された。(P)

11 12 ② ポスト2020生物多様性枠組の概要 (P)

13 ポスト2020生物多様性枠組では、目指すべき2050年ビジョンとして愛知目標で掲
14 げた「自然と共生する世界」を引き続き掲げるとともに、このビジョンに関係する状
15 態目標として4つの2050年ゴール、さらに2050年ゴールへの進捗を評価する2030
16 年マイルストーンが新たに設定された。また、2030年ミッションとして、「2030年
17 ままでに生物多様性を回復の軌道に乗せるために緊急の行動を取る」といういわゆる
18 ネイチャーポジティブを掲げ、それに向けた21の行動目標が設定されている。

19 行動目標は3つにグループ分けされ、1つ目は「生物多様性への脅威の削減」とし
20 て、IPBESで特定された生物多様性損失の直接的な要因に対応する8つの目標が掲げ
21 られている。2つ目のグループは「持続可能な利用と利益配分を通じて人々のニーズ
22 を満たすこと」としてSDGsにも関連する5つの目標が掲げられている。最後のグル
23 ープは「実施と主流化のためのツールと解決策」として、社会経済等の間接要因や更
24 には社会の価値観と行動の変化を促す「社会変革」に通じる8つの目標が設定されて
25 いる。

26 なお、SDGsのゴール14、15は愛知目標を踏まえた目標設定がなされ、2020年を目
27 標年とするターゲットも掲げられていることから、ポスト2020生物多様性枠組はこ
28 れらのターゲットを引き継ぐものとしての役割を持つとともに、上述の通り持続可能
29 性や社会変革に向けた目標設定も多く、SDGsを包括的に支える役割も期待される世界
30 目標となっている。

31 また、愛知目標では、国ごとの目標設定において大幅な柔軟性を認めたことから、
32 国別目標の積み上げや比較が十分にできなかったという反省を踏まえ、ポスト2020
33 生物多様性枠組では、まず〇個の目標に数値目標を設定するとともに、すべての【P】
34 目標ごとにヘッドライン指標が設定された。また、レビュー(評価)のメカニズムが
35 強化されており、世界全体の取組の進捗状況を把握する「グローバルストックテイク」
36 を行い、世界目標の野心度や進捗状況との比較検討することで、各国に野心度の引き
37 上げ等の対応を促すこととしている。

1 このように、ポスト 2020 生物多様性枠組は、2015 年に策定された 2 つの大きな目
2 標である SDGs とパリ協定の影響を強く受け、SDGs からより社会や福利に貢献する要
3 素を、パリ協定から目標設定に関する知恵を受け継ぎ、より包括的な世界目標として
4 策定されたものとなっている。

8 **第 2 節 我が国の現状と動向**

9 **1 現状と評価**

10 **(1) 日本の生物多様性の特徴**

11 我が国は、ユーラシア大陸に隣接して南北に長い国土を有すること、海岸から山岳ま
12 での標高差を有すること、モンスーンの影響を受け明瞭な四季の変化のある気候条件、
13 火山の噴火、急峻な河川の氾濫、台風等の様々な攪乱があること、海洋域は深海に至る
14 までさまざまな環境を有し、世界第 6 位の広さの排他的経済水域（EEZ）に大小様々な
15 数千の島嶼を有すること等を背景に、多様な生物の生息・生育環境が広がっている。ま
16 た、農林業などを通じて人の手が加えられた二次的自然が明るい環境を好む動植物等の
17 生息・生育地を提供してきた。我が国に生息・生育する生物種は固有種の比率が高いこ
18 とが特徴で、陸生哺乳類、維管束植物の約 4 割、爬虫類の約 6 割、両生類の約 8 割が固
19 有種である。

20 さらに、渡り鳥、ウミガメや海生哺乳類等の一部の野生動物は、アジアや北アメリカ、
21 オーストラリア等の環太平洋諸国の国々から国境を越えて日本にやってきており、広域
22 に移動する生物にとって日本は重要な繁殖地・中継地となっている。

24 **(2) 現状**

25 **① 生物多様性・生態系**

26 「生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021（JB03）」³によれば、我が国の生
27 物多様性は、過去 50 年間損失し続けている。生態系の種類によっては損失の速度は弱
28 まりつつあるが、全体としては現在も損失の傾向が継続している状況にある。森林、
29 農地、都市、陸水域、沿岸・海洋、島嶼部の 6 つの生態系別の評価結果からは、各生
30 態系（森林、農地、沿岸・海洋等）の構成要素の減少や生息・生育環境の変化など、
31 生態系の規模や質の低下が現在も継続しているとともに、その環境に生息・生育する
32 生物の種類や個体数が減少傾向にあることが明らかとなっている。里地里山は、奥山
33 自然地域と都市地域との中間に位置し、地域集落とそれを取り巻く二次林、それらと
34 混在する農地、ため池、草原などで構成される地域で、我が国の生物多様性保全上重
35 要な地域であるが、農地、水路・ため池、農用林などの利用縮小等により、里地里山
36 を構成する野生生物の生息・生育地が減少した。また、近年では、太陽光発電施設の

³ 2021 年 3 月 環境省生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討会

1 設置により失われた生態系の面積として、里地里山の環境が多いことが明らかになっ
2 ている。

3 浅海域では高度経済成長期から 1980 年頃までに毎年 40 km²前後が埋め立てられ、干
4 潟や砂浜を利用するシギ・チドリ類の個体数減少などが報告されている。特に陸水生
5 態系では生物種の絶滅リスクが増大しており、環境省レッドリスト 2020 に掲載された
6 脊椎動物の 50%以上が生活の全て又は一部を淡水域に依存している陸水生態系の種で
7 ある。一方で、全国の都市公園面積は 1971～2018 年の間において 5.4 倍へ大幅に増加
8 し、瀬戸内海では 1979 年に 172 回観測された赤潮の発生回数が 2019 年には 58 回に減
9 少するなど、都市や沿岸域等の一部の生態系では改善がみられたものもある。

10 11 ② 生態系サービス

12 JB03 によれば、私たちの暮らしは様々な自然の恵みの享受によって物質的には豊か
13 になったが、生態系サービスは過去 50 年間、劣化傾向にある。食料や木材等の供給
14 サービスは、その多くが過去と比較して低下している（木材の自給率は近年 1970 年
15 代の水準まで回復している）。海外からの輸入の増加や資源量の変化等により農水林
16 産物の生産量はピーク時より減少し、特に海面漁業の漁獲量はピーク時の 50%程度と
17 なっている。生産物の多様性も変化しており、林業で生産される樹種の多様性は過去
18 50 年間で約 40%減少している。さらに、食料生産だけでなく、私たちの健康や暮らし
19 にも関わり、様々な社会課題の解決にも貢献する大気や水質の浄化などの調整サービ
20 スについても低下傾向が示されている。生態系がもたらす防災・減災サービスについ
21 ては、植林した樹木の成長によって森林の表層崩壊防止サービスは向上しつつある。
22 他方、人口減少や高齢化の影響により手入れ不足の森林においては、防災・減災等、
23 森林の多面的機能が十分発揮されないことが指摘されている。湿原がもつ洪水調整サ
24 ービスについては、湿原からどのような土地利用に転換されるかによるが、湿原面積
25 の大幅な減少により経年的には減少傾向にあると考えられる。また、地域資源の持続
26 可能な利用と密接に関わる文化や伝統も失われつつある。さらに、野生鳥獣による
27 農林水産業への被害が、営農意欲の減退など、農山漁村へ深刻な影響を及ぼしている
28 ほか、ダニ媒介性感染症などの人獣共通感染症による健康へのリスクも顕在化してお
29 り、生態系による負の影響（ディスサービス）が顕著になっている。

30 31 (3) 将来予測

32 我が国の生物多様性や生態系サービスの変化に関する将来予測の研究が近年進展し
33 てきた。気候変動の観点からは、陸域や海域の様々な生態系における影響が予測されて
34 いる。例えば、日本に生息するコンブ類 11 種のうち約 6 種が日本海域から消失する可
35 能性や、サンゴ分布可能域が消失する可能性があることが示唆されており⁴、供給サービ

⁴ Sudo et al., (2019) Predictions of kelp distribution shifts along the northern coast of Japan. Ecological Research, 2019, 1-14

1 スや防災・減災に関わる調整サービス、レクリエーション等の文化的サービスに影響を
2 及ぼす可能性がある。また、人口減少社会を迎えた我が国においては、人口分布（人口
3 集中又は人口分散（※1））と重要視する資本の選択（人工資本活用又は自然資本活用
4 （※2））によって、将来の生物多様性や生態系サービスの状態が大きく変わりうると
5 されている。例えば、自然資本・分散型社会シナリオの方が、人工資本・コンパクト型
6 社会シナリオよりも米生産等の需要と供給のバランスがとれた自治体が多くなること
7 などが予測されている。このことは、生物多様性を保全し、生態系サービスを持続的に
8 享受するためには、これまでの自然環境保全を目的とした施策に加えて、日々の一人ひ
9 とりの行動や社会のあり方も含めた対策が必要となることを示唆している。

10 ※1 人口集中：現在の都心部や市街地に今後、人口が更に集中する。

11 人口分散：今後、人口が郊外や中山間地域により分散していく。

12 ※2 自然資本活用：国内の自然資本（森林など）をより積極的に活用する。

13 人工資本活用：人工資本（コンクリートなど）をより積極的に活用する。

14 15 **（4）生物多様性の損失要因**

16 日本の生物多様性の直接的な損失要因は以下に述べる「4つの危機」に整理すること
17 ができる。それらの背後には、危機をもたらす間接的な要因としての社会経済の変化が
18 あり、さらに、それら全体に社会の価値観や行動が影響を与えている。社会の価値観や
19 行動を変えるためには、社会を構成する一人ひとりが生物多様性の重要性を理解し行動
20 するとともに、企業による事業活動等に生物多様性を統合する必要がある。しかし、現
21 状ではこれらは不十分であり、生物多様性は主流化されていない状況となっている。生
22 物多様性の損失を止め回復に向かわせるためには、生物多様性が直面している「4つの
23 危機」に対処することが欠かせないが、同時にこの「4つの危機」を引き起こす社会の
24 価値観と行動を変えなければならない。本国家戦略においては、これまでの社会の価値
25 観と行動を、社会経済に内在する生物多様性の損失要因として位置づけ、対策の必要性
26 を強調する。

27 28 **① 生物多様性が直面する4つの危機**

29 **1) 第1の危機（開発など人間活動による危機）**

30 第1の危機は、開発を含む土地と海の利用の変化や乱獲といった生物の直接採取な
31 ど、人が引き起こす生物多様性への負の影響である。高度経済成長期以降、急速で規模
32 の大きな開発・改変によって、自然性の高い森林、草原、農地、湿原、干潟等の規模や
33 質が著しく縮小した。近年では、大規模な開発・改変による生物多様性への圧力は低下
34 しているが、過去の開発・改変により失われた生物多様性は容易に取り戻すことはでき
35 ず、加えて、相対的に規模の小さい開発・改変によっても生物多様性は影響を受けてい
36 る。また、気候変動緩和策は第4の危機への対策として重要だが、再生可能エネルギー
37 発電設備の設置に伴い生物多様性の損失が生じているとも指摘されている。さらに、鑑

1 賞用や商業的利用による個体の乱獲、盗掘なども動植物の個体数の減少をもたらした。
2 環境省レッドリストにおいて絶滅危惧種に選定されている種の減少要因においても、開
3 発や捕獲・採取による影響が大きい。
4

5 **2) 第2の危機（自然に対する働きかけの縮小による危機）**

6 第2の危機は、第1の危機とは逆に、自然に対する人間の働きかけが縮小・撤退する
7 ことによる生物多様性への負の影響である。里地里山の薪炭林や農用林、採草地などの
8 二次草原等は、かつてはエネルギーや農業生産に必要な資源の供給源として日常生活や
9 経済活動に必要なものとして維持され、同時に攪乱環境に依存する種を含めた動植物の
10 生息・生育環境を提供するなど、その環境に特有の多様な生物を育んできた。しかし、
11 近年では産業構造や資源利用の変化と、人口減少や高齢化による活力の低下、耕作放棄
12 された農地の発生に伴い、農地、水路・ため池、農用林等の里山林、採草・放牧地等の
13 草原などで構成される里地里山の多様な環境のモザイク性の消失が懸念されている。ま
14 た、森林においても、間伐等の森林整備が適切に行われないと、生物の生息・生育地と
15 しての森林の機能が低下する。2050年には現居住地の約2割が無居住化すると推計さ
16 れているが、集落の無居住地化による土地の放棄は、例えばチョウ類の生息に負の影響
17 をもたらす。近年では、水田やため池の消失等によってタガメやゲンゴロウ等の水生昆
18 虫や、メダカ類などの淡水魚等かつては身近にいた水辺の生物が急激に減少している。
19 さらに、耕作放棄された農地や利用されないまま放置された里山林などがニホンジカ、
20 イノシシなどの生息にとって好ましい環境となることや、狩猟者の減少・高齢化で狩猟
21 圧が低下することなどにより、これらの野生鳥獣の個体数は著しく増加してきた。近年
22 の捕獲対策の強化により、現在は減少傾向にあるものの、分布域は依然として拡大して
23 おり、生態系への影響や農林業被害が発生している。このような状況の下、農作物被害
24 額は現在、減少傾向にあるが、営農意欲の減退などに、被害額以上に農山漁村へ深刻な
25 影響を及ぼしている。さらに、中山間地域の自然環境や社会環境の変化、クマ類の生息
26 分布の拡大などにより、クマ類等の市街地出没やそれに伴う人身被害が発生している。
27

28 **3) 第3の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）**

29 第3の危機は、外来種の侵入や化学物質による汚染など、人間が近代的な生活を送る
30 ようになったことにより持ち込まれたものによる生物多様性への負の影響である。外来
31 種については、本来の移動能力を超えて人為により意図的・非意図的に国外や国内の他
32 の地域から導入された生物が、地域固有の生物相や生態系を改変し、絶滅危惧種を含む
33 在来種に大きな影響を与えている。ひとたび国内に定着した外来種の分布拡大を抑える
34 ことは容易ではなく、例えば、生態系被害などを引き起こして問題となっているアライ
35 グマの分布は2006年から2017年で生息確認メッシュが約3倍に拡大し、ほぼ全国に広
36 がっており、ヌートリアの分布は2002年から2017年で生息確認メッシュが約5倍に拡
37 大している。また、近年では輸入された物品等に付着してヒアリが国内に侵入する事例

1 が増加するなど、人の生活環境への影響の懸念も増大している。さらに、例えば緑化に
2 おける輸入種子由来のヨモギやコマツナギの使用など、在来種の自然分布域内に遺伝的
3 形質の異なる集団に由来する同種個体が人為により導入されることによる遺伝的攪乱
4 も懸念されている。また、ペットとして飼養されていた動物が災害時などにより逸走す
5 る、又は遺棄されることで自然界に定着し、当該地域の生態系や生物多様性に影響を及
6 ぼすことも懸念される。

7 汚染については、我が国では戦後の高度経済成長期に発生した公害を踏まえてその防
8 止のための取組が進んだ背景がある。個別には、化学物質について、20 世紀に入って急
9 速に開発・普及が進み、生態系が多くの化学物質に長期間ばく露されるという状況が生
10 じている。化学物質の利用は人間生活に大きな利便性をもたらしてきた一方で、中には
11 生物への有害性を有するとともに環境中に広く存在するものがあり、そのような化学物
12 質の生態系への影響が指摘されている。このような問題に対応するため、農業における
13 化学肥料や化学農薬の使用量の低減等、化学物質の環境影響の低減に向けた取組が求め
14 られる。さらに、近年ではマイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみによる生
15 態系への影響が世界的に懸念されている。水域の富栄養化については、1980 年代半ばか
16 ら改善傾向にあり、その影響も減少傾向にある。

17 18 **4) 第4の危機（地球環境の変化による危機）**

19 第4の危機は、地球温暖化や降水量の変化などの気候変動、海洋の酸性化など地球環
20 境の変化による生物多様性への負の影響である。IPCC の第6次評価報告書第2作業部会
21 報告書では、人為起源の気候変動により、自然の気候変動の範囲を超えて、自然や人間
22 に対して広範囲にわたる悪影響とそれに関連した損失と損害を引き起こしていると評
23 価されている。我が国においても既に、温暖な気候に生育するタケ類（モウソウチク、
24 マダケ）の分布の北上や、南方系チョウ類の個体数増加及び分布域の北上、海水温の上
25 昇によるものとみられるサンゴの白化等が確認されている。今後、高山性のライチョウ
26 の生息適域の減少及び消失、ニホンジカ等の高緯度・高標高域への分布拡大、森林構成
27 樹種の分布や成長量の変化等、様々な生態系において更に負の影響が拡大することが予
28 測されており、島嶼、沿岸、亜高山・高山地帯など、環境の変化に対して弱い地域を中
29 心に、我が国の生物多様性に深刻な負の影響が生じることは避けられないと考えられて
30 いる。

31 32 **② 危機の背景にある社会経済の状況**

33 **1) 経済成長（主に第1の危機の背景）**

34 戦後の高度経済成長期を含め、GDP（国内総生産）が拡大していく中で、社会インフ
35 ラの整備が進められるなど国土の利用は大幅に変化し、交通の利便性や防災機能は大幅
36 に向上した。その一方で、例えば、製造業の拡大に伴い臨海部や内陸部において工業地
37 が造成され、沿岸部では広範囲の埋立てが進められるなど、多くの生態系が開発・改変

1 された。現在では急激な開発が弱まっているが、新たな開発の継続や過去の開発による
2 影響が残っている状況にある。また、経済成長に伴う大量生産・大量消費を基調とする
3 生活は生物多様性を脅かす大きな要因となっている。
4

5 **2) 人口（主に第1、第2の危機の背景）**

6 明治時代以降の人口増加に伴い、宅地面積は急激に増加し、都市的な土地利用の面積
7 が拡大した。また、地方から都市への人口流出が進み、地方においては里地里山地域の
8 荒廃や耕作放棄された農地の増加、都市においては家庭排水による河川・湖沼や海域で
9 の水質悪化等につながった。一方、我が国の総人口は2004年にピークを迎え、減少に
10 転じた。総人口に占める過疎地域人口の割合は減少を続け、過疎地域等において無居住
11 地化が進むと予測されており、里地里山と人との関わりがこれまで以上に減少していくお
12 それがある。
13

14 **3) 産業構造の変化（主に第2、第3の危機の背景）**

15 我が国の産業別の就業人口について、第一次産業は1970年代の約19%から2015年に
16 は約4%に低下した一方で、第三次産業は約47%から約71%に増大する産業構造の変
17 化が生じている。また、戦後から1970年代にかけて、エネルギー源が石油などの化石
18 燃料にシフトし、薪炭が利用されなくなるとともに、化学肥料の生産量が急激に増加す
19 るなど、農山村地域における薪や落ち葉等を用いたたい肥などの生物由来の資源の利用
20 が低下した。これらにより、人為的な管理により維持されてきた里山林や野草地の管理
21 の放棄が急激に進んだ。
22

23 **4) 経済・社会のグローバル化（主に第2、第3の危機の背景、他国への影響）**

24 戦後、経済・社会のグローバル化が急速に進み、食料や木材等の自給率が低下した。
25 これにより、国内の資源利用が減少すると同時に、海外の資源への依存とそれによる影
26 響が増大している。また、我が国の港湾の貨物輸入量は1960年に約0.9億トンであっ
27 たものが、2013年には約10億トンに達するなど、物の国境を越えた移動が増大してい
28 る。また、我が国は生きた動物や植物を大量に輸入している。このような経済・社会の
29 グローバル化による人・物の出入りの急増に伴い、生物多様性に影響を与えるおそれの
30 ある生物が、意図的・非意図的問わず増加していると考えられる。また、グローバルな
31 人の動きにより、国境を越えて広く国際社会全体に感染症が拡大する。資源の輸入の増
32 加は、日本における消費活動が他国の生物多様性に影響を与える「テレカップリング」
33 （ある地域の消費活動と、離れた地域の自然環境との間に起こる相互作用）を生じさせ
34 ている。すなわち、海外からの資源の輸入に依存することで、資源を供給する国におけ
35 る生物多様性の損失をもたらしており、他国における野生動植物種の絶滅のおそれの増
36 大に影響を与えている。
37

38 **③ 社会経済に内在する生物多様性の損失要因（生物多様性が主流化されていない状況）**

1 生物多様性に対して負の影響を与える社会経済の変化をもたらすのは社会のあり方と、
2 国民全体の価値観・行動であり、生物多様性が主流化されていない状況自体が生物多様性
3 損失の根本的な要因（危機）といえる。例えば、生活・消費活動において資源の持続可能
4 性に配慮した選択をする行動が当然となるような社会経済の構造となっておらず、それを
5 支える価値観も醸成されていない。内閣府による2019年の世論調査によると、自然に「関
6 心がある」人が全体の90.6%にのぼる一方、「生物多様性」の言葉の「意味を知っていた」
7 人は全体の20.1%、「意味は知らないが、言葉は聞いたことがあった」人が31.7%であり、
8 「聞いたこともなかった」人が47.2%となっており、生物多様性に関する認識や理解が十
9 分に進んでいない状況にある。また、総務省統計局の2016年の社会生活基本調査によれば、
10 「自然や環境を守るための活動」に参加している人の割合は4%と、2001年の8%から減少
11 している。近年では、自然体験をほとんどしたことがない子どもや若者も増えており、更
12 に自然との関係が希薄になっていることが懸念される。前述の内閣府世論調査において、
13 若者（18～29歳）の回答を見ると、自然に「関心がある」人は他の年代よりも低く、自然
14 体験の減少などにより自然への関心が低くなっている可能性がある。ただし、若者の回答
15 において生物多様性の「意味を知っていた」と「意味は知らないが、言葉は聞いたことが
16 あった」人を合計した割合は他の年代よりも高く、学校教育等により一定の認知が広がっ
17 ている可能性もある。

18 また、国内外の生物多様性への負荷は、食料・木材などの生物資源の直接的利用だけで
19 はなく、非生物資源の利用にともなう汚染・排出物の影響など様々な事業活動から生じて
20 いる。一般社団法人日本経済団体連合会・経団連自然保護協議会の調査⁵によれば、経営方
21 針等に生物多様性保全の概念を盛り込んでいる会員企業の割合は、2009年度から2019年
22 度までの10年間で39%から75%に大幅に増加している。また、本社の事業活動における生
23 物多様性への影響の把握・分析・評価を行っている会員企業の割合は57%にのぼる一方で、
24 サプライチェーンにおいて行っている割合は24%にとどまっている。

25 生物多様性の重要性や私たちの暮らしとの関係性への認識が低ければ、生物に配慮した
26 行動や意思決定にはつながらないと考えられる。こうした生物多様性が主流化されていな
27 い状況に対応していくためには、社会の価値観や行動を変えていく必要があり、まずは教
28 育や自然体験の機会を通じて関心や理解を高めることが強く求められる。また、同時に日々
29 の生活において生物多様性に配慮した選択を可能にするための仕組みや、事業者による持
30 続可能な生産・調達を広げる取組が必要となる。

31 一方、我が国が有する生物多様性の保全に資する技術や製品・サービスあるいは知見を
32 世界に提供することにより、世界各国が抱えている各種の課題解決に、今後更に貢献して
33 いく必要がある。

34 2 これまでの取組と生物多様性国家戦略2012-2020の点検結果

35 ⁵ 一般社団法人日本経済団体連合会 経団連自然保護協議会 生物多様性民間参画パートナーシップ（2020）
生物多様性に関するアンケートー自然の恵みと事業活動の関係調査ー〈2019年度調査結果〉

1 「生物多様性国家戦略 2012-2020 の実施状況の点検結果」⁶では、生物多様性国家戦略
2 2012-2020 に基づく取組に関して、国別目標の達成に向けて様々な行動が実施されたが、
3 全ての目標が達成されたとは言えず、更なる努力が必要と評価した。さらに、生物多様性
4 の損失を止め、2050 年を目標年とする長期目標「自然共生社会の実現」を目指すには、生
5 物多様性の損失に間接的に影響する社会・経済的な要因やその根底にある価値観と行動に
6 変化を引き起こすための新たな取組、そして、評価手法を含む国家戦略の構造等の改善が
7 望まれると指摘している。なお、2020 年までの間に重点的に取り組むべき国の施策の方向
8 性として掲げた各基本戦略の達成状況については、次の通り評価した。

9 ① 基本戦略 1 (生物多様性を社会に浸透させる)

10 「多様な主体の連携の促進」など、生物多様性を社会に浸透させる取組に着実な進
11 捗が見られたが、生物多様性を社会に浸透させたとはまでは言えない。

12 ② 基本戦略 2 (地域における人と自然の関係を見直し、再構築する)

13 人と自然との豊かな関係を着実に作りつつあるが、地域における人と自然の関係
14 を見直し、再構築するまでには至っていない。

15 ③ 基本戦略 3 (森・里・川・海のつながりを確保する)

16 森、里、川、海のそれぞれの中での個別のつながりの確保に向けた取組は着実に進
17 捗したが、森・里・川・海の全体のつながりを確保したとはまでは言い切れない。

18 ④ 基本戦略 4 (地球規模の視野を持って行動する)

19 一部数値目標の未達成などの取組の遅れが見られるが、国際的な資金メカニズム等
20 を通じた途上国支援など、地球規模の視野を持った行動は概ねなされた。

21 ⑤ 基本戦略 5 (科学的基盤を強化し、政策に結びつける)

22 科学的基盤の強化と政策への結びつけは概ねなされた。

23
24 JB03 では、これまでの取組や生物多様性・生態系サービスの状況等を踏まえ、我が国の
25 生物多様性の損失速度は過去 50 年で緩和されてきたものの損失を回復するには至ってい
26 ないとされた。また、更なる取組の強化・開始が必要であり、そのためには生物多様性損
27 失の直接的な要因を対象とした対策だけではなく、社会のあり方を変えていくための総合
28 的な対策が重要であることが指摘された。

29
30
31 **第 3 節 生物多様性国家戦略で取り組むべき課題**

32 **(1) 取り組むべき課題の観点**

33 本国家戦略で取り組むべき課題を次の観点から整理する。

34
35 **① 世界目標への対応**

36 生物多様性条約の締約国として、30by30 目標を含め、COP15 で採択されたポスト 2020

⁶ 2021 年 1 月 27 日 生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議

1 生物多様性枠組【P】の各目標の達成に向けた取組を国際的に連携して進める必要があ
2 る。また、生物多様性とビジネスをめぐる TNFD や SBTs for Nature といった新たな国
3 際枠組に対応していく必要がある。
4

5 ② 世界と日本のつながりの中での課題

6 我が国での消費行動がサプライチェーンを通じて海外の生物多様性に影響を与えて
7 いることや、地球規模においては人口増加により自然資源への圧力が増大する一方で、
8 国内においては人口減少が進んでいること等を踏まえ、我が国における自然資源の利用
9 のあり方を見直す必要がある。また、グローバル化による国境を越えた物流の増大等
10 による外来種の侵入等に対処する必要がある。
11

12 ③ 国内での課題

13 生物多様性・生態系サービス（自然資本）を社会・経済活動の基盤としてとらえ直し、
14 それらを活かして多様な社会課題の解決につなげる「自然を活用した解決策（NbS）」
15 の取組を進めていく必要がある。その際、健全な生態系を確保するために、従来の保護
16 地域による保全に加え、保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域における取組の
17 促進や、陸域や海域の利用を持続可能にしていく活動、里地里山の自然資源利用やゾー
18 ニング等を進めることが重要である。また、生物多様性国家戦略 2012-2020 において示
19 したように、東日本大震災を踏まえ、恵みと脅威の両面から人と自然との関係を認識す
20 るとともに、地域の自然を活かして継続的に復興に取り組むことが重要である。さらに、
21 我が国では人口減少や少子高齢化により自然資源の管理の担い手が減少しており、生物
22 多様性の保全に向けた財政的な支援やデータ基盤整備を含め、多様な主体が連携して活
23 動を効率的・効果的に実施できるよう仕組みを構築する必要がある。その際、ジェンダ
24 ーや世代等により異なる多様な価値観を考慮しつつ検討を進める必要がある。加えて、
25 生物多様性への理解・関心の低さに対処する必要がある。
26

27 (2) 具体的課題

28 (1) の整理を踏まえ、本国家戦略において取り組むべき 5 つの課題を掲げる。
29

30 ① 生態系の健全性の回復

31 これまでの取組により、我が国の生物多様性の損失速度は緩和されてきたが回復軌道
32 には乗っていない。また、生物多様性が直面する 4 つの危機の影響は依然として大きく、
33 今後気候変動による影響の増大等も懸念される。私たちの暮らしを支える多様な機能を
34 十分に発揮させるため、生態系の健全性を回復させることが必要。
35

36 ② 自然を活用した社会課題の解決

37 自然環境を社会・経済・暮らしの基盤として再認識し、そこから得られる恵みを維持

1 し回復させる必要がある。特に、我が国では、人口減少や気候変動に伴う社会課題が顕
2 在化しており、また、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を踏まえて、人と自然
3 の関係のあり方や自然の活用方法が問われている。このため、人と自然の適切な距離を
4 確保しつつ、自然を持続可能に活用し、多様な社会課題の解決を図ることが必要。

5
6 **③生物多様性・自然資本によるリスク・機会を取り入れた経済（ネイチャーポジティブの
7 ドライバーとしての経済（ネイチャーポジティブ経済））**

8 生物多様性の損失は、自然資本の直接採取、土地利用の形態、有害物質の排出等の直
9 接要因の他、持続不可能な生産・消費形態を生み出す経済システムや技術開発といった
10 間接要因による生物多様性への負荷に対処しなければ止まらない。また、ビジネスにお
11 ける生物多様性の保全をリスクでなく機会ととらえ、保全に資する技術・製品・サービ
12 スを開発・展開することは、持続可能な経済活動の基盤の維持・増進につながる。持続
13 可能なビジネスのためには、生物多様性・自然資本への配慮が不可欠であり、このため、
14 生物多様性・自然資本の観点を事業活動に統合させることが必要。

15
16 **④ 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人ひとりの行動変容）**

17 生物多様性の危機の根底には、その重要性に対する知識の不足・無関心及び生物多様
18 性の価値が統合されていない社会構造がある。自然は人類の生存・生活に不可欠な存在
19 であり社会経済の基盤であるという価値観を社会に広く浸透させるとともに、行動を促
20 す枠組み作りを検討し、一人ひとりの具体的行動につなげていくことが必要。

21
22 **⑤ 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進**

23 生物多様性保全は、多様な主体による取組に支えられており、それらの主体による取
24 組や連携を促す情報・技術の整備・発信や地域レベルでの計画の策定、人材育成、活動
25 支援、法制上、財政上又は税制上の措置等が必要である。また、我が国の海外への資源
26 依存や、国際的な物流等による我が国の生物多様性への影響の状況を踏まえ、国を越え
27 た保全と持続可能な利用に係る協調的な取組や情報・技術の共有が必要。

28
29
30 **（3）課題への対処において重要な考え方**

31 **※課題や基本戦略においてキーワードとなる概念や取組について解説（案において記載）**

32 **①SDGs との関係性**

33 **②自然資本**

34 （ESG 投資を含めて説明）

35 **③自然を活用した解決策（NbS） 等**

36

1 第2章 本国家戦略の目指す姿（2050年以降）

2 第1節 自然共生社会の理念

3 「自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくる」

4 持続可能な社会を構築するためには、自然のバランスを崩さず、将来にわたりその恵み
5 を受けることができるよう、共生と循環に基づく自然の理に則った行動を選択することが
6 重要である。また、自然資本を次の世代に受け継ぐべき資産としてとらえ、その価値を的
7 確に認識して、自然資本を守り持続可能に活用する社会に変革していくことが必要であ
8 る。これらを通じて、自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会を構築する。

9

10 第2節 目指すべき自然共生社会像（長期目標としての2050年ビジョン）

11 【2050年ビジョン】

12 『「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用され、
13 生態系サービスが維持され、健全な地球が維持され、すべての人々にとって不可欠な利益
14 がもたらされる」自然と共生する社会』を実現する。具体的には次の社会を実現する。

15

16 ① 豊かな生物多様性に支えられた健全な生態系が確保された社会

17 **それぞれの地域の生物多様性や生態系が、人と自然の関係も含めた地域の特性に
18 応じて地域ごとの知恵や技術も活かしつつ保全・再生され、次の世代に受け継がれ
19 る社会。**

20 そこでは、保護地域とOECMの連携した効果的なシステム等により、生物群集全体
21 の保全の観点から生息・生育地が量的にも質的にも適切かつ十分な範囲で保全され、
22 生態系の健全性が確保されており、さらに、自然再生等により生物多様性の回復（ネ
23 イチャーポジティブ）が進められており、地域の個体群がそれぞれに保全され、遺伝
24 的な多様性も確保され、災害や気候変動等の様々な変化に対してレジリエントな生態
25 系が確保されている。こうした生態系が二酸化炭素の吸収源としても適切に保全・管
26 理されている。

27

28 ② 自然を基盤としてその恵みを持続可能に利用する社会

29 **生物多様性や生態系が有する固有の価値が尊重されつつ、損失や劣化を引き起こ
30 さない持続可能な方法により生物多様性や生態系が利用される社会。また、多様で
31 健全な生態系から生み出される自然の恵みや、自然との関わりの中で様々な恵みを
32 引き出す知識や技術などの文化・暮らしが次の世代に受け継がれ、地域コミュニテ
33 ィが活性化している社会。**

34 そこでは、化石燃料等の再生不可能な地下資源依存から移行し、地域の自然資本を
35 持続可能な形で利用することで、生物多様性の第2の危機が緩和されるとともに、海
36 外も含めて持続可能な形で生産されていない資源に対する依存の比率が低下し、地球
37 規模での持続可能な社会の構築に寄与している（テレカップリングによる負の影響の

1 解消)。また、生態系が多様な機能を発揮することにより、気候変動緩和のための吸
2 収源の確保や災害リスクに対するレジリエンスの強化に加え、観光や農林水産業など
3 を通じた地域の活性化、健康や福利など、我が国が直面する社会的課題が解決してい
4 る。

6 ③ 生物多様性の主流化による変革がなされた社会

7 生物多様性や生態系が私たちの暮らしを支えていること、すなわち自然資本が社
8 会経済の基盤であることが認識され、公共部門、民間部門、そして、一人ひとりの
9 行動において、生物多様性と生態系に対する配慮が内部化されている社会。

10 そこでは、生物多様性と生態系への負荷が少ない持続可能なサプライチェーンが構
11 築され、生物多様性の回復と事業活動の両立が確保されている。

12 地域における生物多様性のあり方がそれぞれの地域で合意され、保全と持続可能な
13 利用を実現するエリアベースの取組に地域の多様な主体が関わり、国土全体と地球規
14 模の生物多様性を考慮した重層的なガバナンスが進められ、多様なセクターや関係す
15 る個人が適切な役割分担に基づき取組を行っている。

1 第3章 2030年に向けた目標

2 第1節 2050年ビジョンの達成に向けた短期目標（2030年ミッション）

3 第2章第2節で掲げた2050年ビジョンの達成に向け、2030年までに達成すべき短期
4 目標（2030年ミッション）を掲げる。

6 (1) 2030年ミッション「2030年ネイチャーポジティブ：[自然〇〇]」

7 『2030年までに、「ネイチャーポジティブ：[自然〇〇]」を実現する。』

8
9 本国家戦略において、「ネイチャーポジティブ：[自然〇〇]」とは、「生物多様性
10 の損失を止め、回復軌道に乗せること」とする。「2030年ネイチャーポジティブ：[自
11 然〇〇]」の実現に向けて、人類存続の基盤としての健全な生態系を確保し、生態系に
12 による恵みを維持し回復させ、自然資本を守り活かす社会経済活動を広げるために、これ
13 までの生物多様性保全施策に加えて気候変動や資源循環等の様々な分野の施策と連携
14 し、第1章第3節（2）で述べた課題に対応する以下の5つの基本戦略に沿って取り組
15 んでいく。

17 1 生態系の健全性の回復

18 2030年までに陸と海の30%以上を保全する30by30目標の達成に向け、保護地域
19 に加えてOECMによる保全の取組を進めるとともに、普通種を含めた生物群集全体
20 の保全を図る。また、生産活動を含む多様な目的での陸域や海域の利用において、
21 生物多様性への負荷軽減と質の向上を図る。これらにより、気候変動等にも順応性
22 の高い生態系の健全性を回復させる。

24 2 自然を活用した社会課題の解決

25 自然の恵みを活かして気候変動緩和・適応、防災・減災、資源循環、地域経済の
26 活性化、人獣共通感染症対策、健康などの多様な社会課題の解決につなげる。また、
27 野生鳥獣との軋轢解消に向けた効果的・効率的な鳥獣管理を推進する。これらによ
28 り、人間の幸福と生物多様性保全の相乗効果をもたらす生態系の恵みを維持・回復
29 させる。

31 3 生物多様性・自然資本によるリスク・機会を取り入れた経済（ネイチャーポジ 32 イブのドライバーとしての経済（ネイチャーポジティブ経済））

33 政府と事業者等が連携し、事業活動と生物多様性・自然資本の関係の評価の方法
34 や経済に係る制度・システムのあり方を見直し、事業活動そのものに生物多様性・
35 自然資本の考え方が組み込まれるための施策を実施する。これらにより、事業活動
36 において自然資本を持続可能に利用する社会経済活動を広げる。

4 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動(一人ひとりの行動変容)

消費や使用を通じてサプライチェーンの一部を形成するとともに、事業者への働きかけを通じた投資家や助言者としての側面を持つ個人・団体の役割の重要性を踏まえ、新たな技術等も活用しつつ、かつての生活・消費活動と生物多様性の密接な関わりを取り戻し、より深化させるための施策を実施する。これにより、一人ひとりが自然資本を守り活かす社会経済活動を広げる。

5 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

生物多様性の評価のための基礎的な調査・モニタリングの充実や、利活用しやすい情報の整備、取組の担い手確保等を進めるとともに、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる。さらに、地球規模での生物多様性の保全への貢献のため、我が国の知見や経験を活かした国際協力を進める。これらにより、国内及び地球規模での生物多様性保全の取組全体を底上げする。

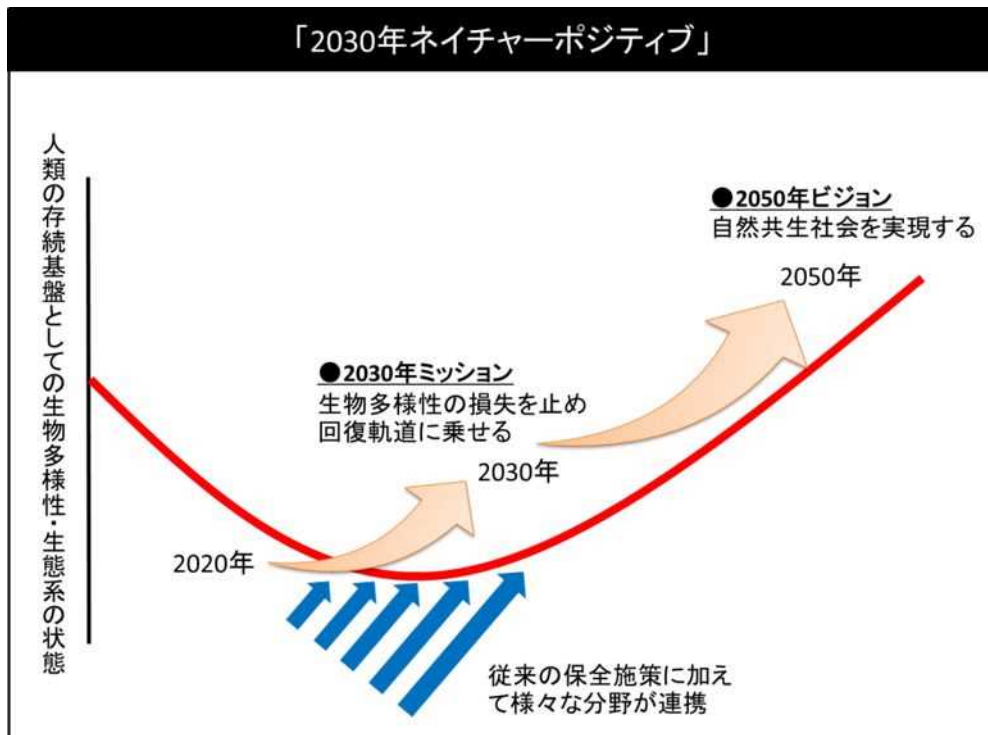
また、これらの基本戦略の下での多様な主体による取組を「ネイチャーポジティブ活動」と位置づけ推進していく。

(注) 「ネイチャーポジティブ」に関する最新の国際的な議論等を踏まえ、本国家戦略における定義については引き続き検討を行う。

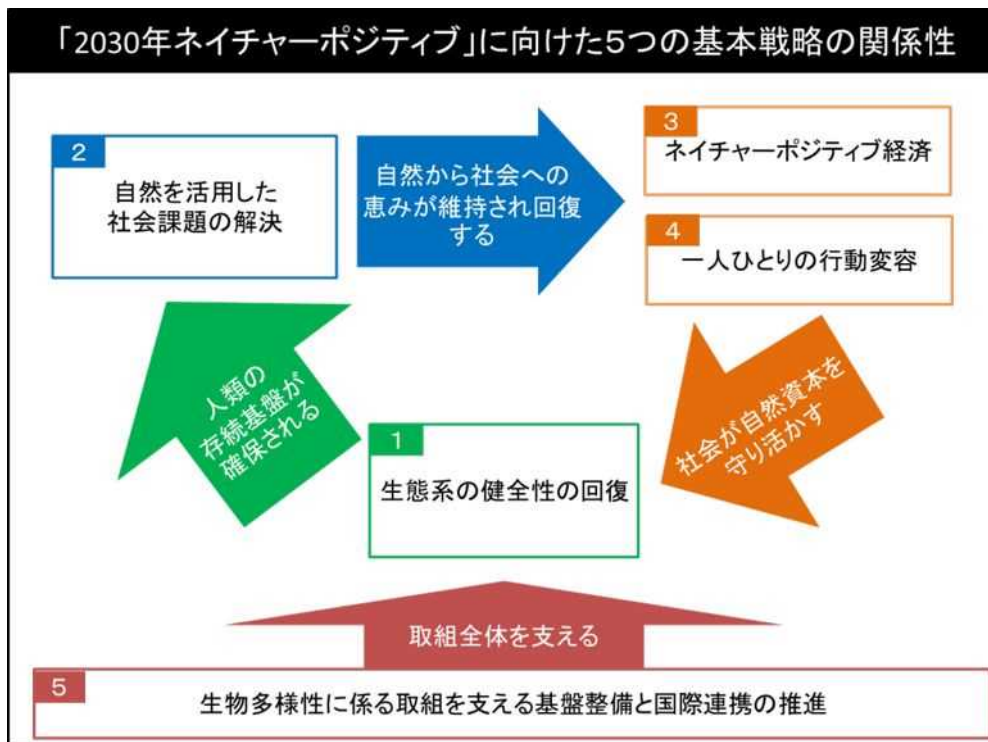
(2) ネイチャーポジティブの考え方(案において記載)

- ・「2030年ネイチャーポジティブ[自然〇〇]」について、国際的な議論や本国家戦略における考え方、基本戦略との関係性等について図なども用いながら解説する。
- ・この他、「ネイチャーポジティブ活動」や「ネイチャーポジティブ経済」等について、本国家戦略における施策や国民の生活等との関係を分かりやすく整理する。

- 1 【図のイメージ】
- 2 ① 「2030年ネイチャーポジティブ」

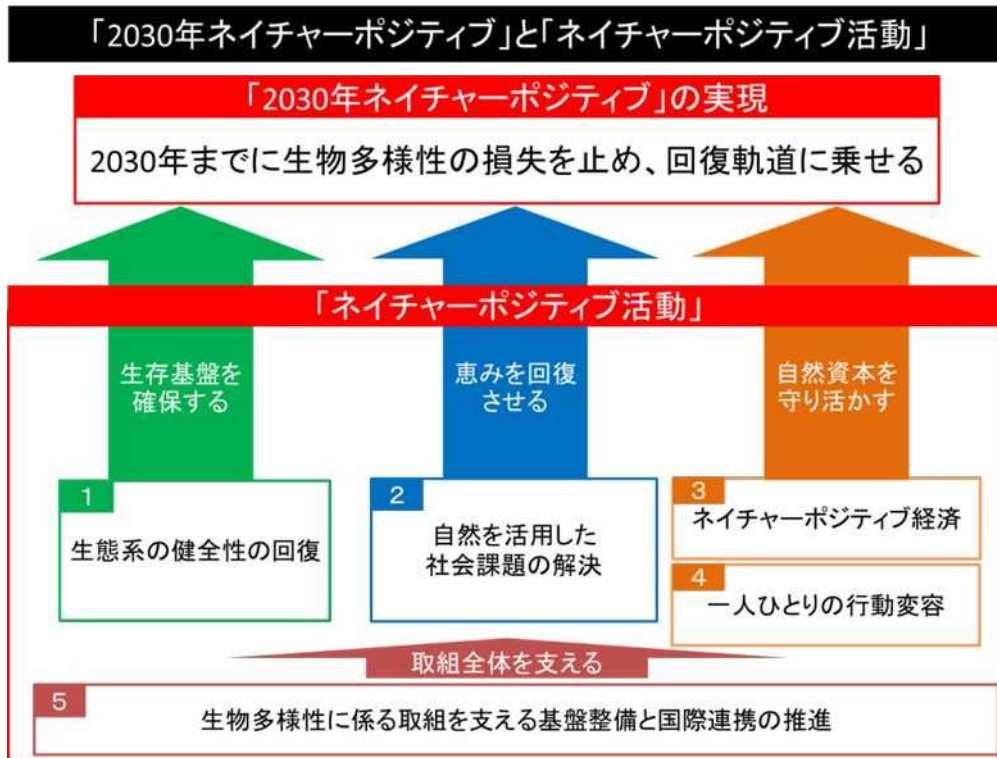


- 3
- 4 ② 「2030年ネイチャーポジティブ」と5つの基本戦略の関係性



- 5
- 6

1 ③ 「2030年ネイチャーポジティブ」と「ネイチャーポジティブ活動」



2
3
4

1 第2節 取組の柱としての5つの基本戦略と個別目標

2
3 2030年までの取組の柱として、次の5つの基本戦略を掲げる。また、基本戦略ごとに、
4 2030年までに達成すべき状態を示す「状態目標」及び状態目標を達成するために実施すべ
5 き行動を示す「行動目標」を設定する。各状態目標及び行動目標は、我が国の状況及びポス
6 ト2020生物多様性枠組において示された世界目標を踏まえて設定する。

7 8 基本戦略1

9 生態系の健全性の回復

10
11 健全な生態系は、私たちの暮らしを支える多様な機能を十分に発揮する。このため、普
12 通種を含めた生物群集全体の保全の観点から、2030年までに陸と海の30%以上を保全す
13 る30by30目標の達成を指標としつつ、国土全体にわたって生息・生育・繁殖地の確保と
14 連結性の向上を図る。また、生産活動やインフラ整備等の目的を含む陸域及び海域の利
15 用・管理において、生物多様性への負荷軽減と質の向上に係る取組を進める。さらに、野
16 生生物の進化への人為的な影響をできるかぎり減少させるとともに、局所的に生息してい
17 る野生生物から全国規模で生息している野生生物まで、また種の多様性のみならず地域個
18 体群など遺伝的多様性の保全を含めた総合的な野生生物の保護管理を強化する。併せて、
19 自然や社会の変化を踏まえ、人と野生生物の適切な関係を再構築する。これらの取組を効
20 果的に推進するため、関係省庁の連携体制を強化する。これらにより、生態系レベルから
21 遺伝子レベルまで様々なレベルでの健全性を確保し、気候変動等にも順応性の高い、生態
22 系の健全性を回復させる。

23 24 1-1 生物群集全体の保全に向けた場の保全・再生とネットワーク化

25 ① 保護地域による保全

26 生態系ネットワーク構築の中核となる脊梁山脈を中心とする奥山自然地域の保全を
27 含め、生物多様性保全の屋台骨としての役割を担う国立・国定公園において、公園区域
28 の指定・拡張、陸域における特別地域等の規制区分の見直しによる保護規制計画の適正
29 化、海域における海域公園地区の指定・拡張等の取組を進めるとともに、管理の質を向
30 上させるための自然再生・希少種保護・鳥獣保護管理・外来種対策等の取組の充実及び
31 管理体制の強化を図る。また、他の海洋保護区の適切な設定や管理の充実・モニタリン
32 グの強化に関する検討を進める。また、自然環境保全地域など、上記以外の保護地域に
33 ついても、必要に応じた指定・拡張や継続的・効果的な管理を図る。保護地域による保
34 全・管理に際しては、将来予想される気候変動による影響への適応の観点も踏まえた取
35 組を進める。

36 37 ② OECMによる保全

38 「保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域(OECM)」に関して、民間の取組等

1 によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト（仮称）」として認
2 定していくとともに、有志の企業・自治体・団体等による有志連合（生物多様性のため
3 の30by30アライアンス）を通じて、30by30目標に係る先駆的な取組を促していく。地
4 域主体での取組を一層促進するために、個人・団体等が参加しやすい経済的措置も活用
5 したインセンティブの創出について検討し、関連する施策を推進する。併せて、関係省
6 庁が所管している制度等に基づき管理されている地域においても、必要に応じてその地
7 域の生物多様性保全機能が向上されるよう努めることを含め、OECMに該当する可能性
8 のある地域を検討した上で、適切なものについてはOECMとして整理する。

11 ③ 生態系の質の向上とネットワーク化

12 森・里・川・海のつながりを確保するため、国土を構成する地域区分（奥山自然地域、
13 里地里山・田園地域、都市地域、河川・湖沼・湿地地域、沿岸域、海洋域、島嶼地域）
14 ごとに、それぞれの特性を踏まえ、劣化した生態系の回復や自然の質を向上させ、生態
15 系ネットワークの構築・維持を図る。そのため、天然生林の保全管理や多様な森林整備、
16 草原の再生・維持管理、河川・湖沼・湿地・沿岸域における自然の再生、都市域におけ
17 る緑地の適切な保全や生物多様性に配慮した緑地の整備等を推進する。特に、国立公園
18 等の保護地域内においては、自然の再生や生態系の維持回復につながる取組として、希
19 少な生物の生育・生息する森林の針広混交林等の育成複層林又は天然生林への誘導、人
20 工構造物の撤去等による河川の連続性の回復、外来種やニホンジカによる生態系への影
21 響低減等を積極的に進める。また、河川をはじめとする水系が森林、農地、都市、沿岸
22 域などをつなぐことで国土における生態系ネットワークの重要な基軸となっていること
23 を留意し、統合的な土砂や栄養塩類の管理の観点も踏まえた取組を進める。その際、
24 地域固有の生物相に応じた生態系の広がりや、複数の生態系を含む景観や海域など様々
25 な空間レベルでのつながりを考慮する。さらに、身近な自然が普通種を含む生物の生息
26 場所及び生態系ネットワークの構成要素になっていることに留意し、多様な主体の連携
27 による維持管理を促進する。

29 ④ 生物多様性の状況の「見える化」

30 30by30目標の達成と多様な生態系のネットワーク化に向けて、世界的に作成が進む
31 生態系レッドリストの動きも踏まえ、生物多様性の現状や保全上効果的な地域のマップ
32 化等、生物多様性の重要性や保全活動の効果を国土全体で「見える化」し、生態系の質
33 的な変化を含めて評価・把握する手法の構築を図り、提供する。

35 1-2 陸域及び海域の利用・管理における生物多様性への負荷軽減

36 ① 森林

37 生物多様性保全など多面的機能の発揮の観点から、多様な生育段階や樹種から構成さ
38 れる森林がバランス良くモザイク状に配置された状態を目指して整備及び保全を推進

1 する。そのため、森林の現況や自然条件等に応じ、育成単層林においては広葉樹の導入
2 等による針広混交の育成複層林への誘導等を含む多様な森林整備を進めるとともに、天
3 然生林の適切な保全・管理を推進する。また、森林内の貴重な野生生物の保護など生物
4 多様性の保全に配慮した森林施業を推進する。管理が適切に行われないことによる森林
5 の多様な生物の生育・生息環境の喪失にも対処し、生物多様性など多面的機能の発揮に
6 資するよう、森林管理の担い手の確保・育成、市町村が主体となった経営や管理等を進
7 める。

9 ② 農地

10 農地における生物多様性保全に関する評価を進めるとともに、農業における化学農
11 薬・化学肥料の使用量の低減や、有機農業の推進、家畜排泄物の適正管理等による環境
12 負荷の低減、多様な生物の生息・生育・繁殖環境となる水路・畦畔や防風林などを含め
13 たモザイク性のある農村景観全体の保全等を進める。これらにより、生物多様性に配慮
14 した持続可能な農業を推進する。また、適正な農業生産活動の継続による荒廃農地の発
15 生防止や多面的機能の確保を図る観点から中山間地域等への支援を行う。さらに、管理
16 不足から全国的に減少傾向にある草地における生産性や生物多様性保全等の機能の維
17 持のための整備や管理を促進する。

19 ③ 都市

20 都市における生物多様性を確保するため、都市公園の整備や緑地の保全、魅力ある水
21 辺空間の創出等により、水と緑のネットワーク形成を推進する。また、緑地・農地と調
22 和した良好な都市環境・景観の形成等を促進する。このため、緑地の有する多様な機能
23 に関する評価を進めるとともに、生物の生息・生育・繁殖環境を損なわず、効果的な整
24 備・管理を行うための地方公共団体における都市の生物多様性保全の取組を支援する。

26 ④ 河川・湖沼・湿地（陸水）

27 河川・湖沼・湿地の管理において、生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な景観の保
28 全・創出につながる取組や、外来種対策等を推進する。その際、かわまちづくり等の魅
29 力ある水辺空間の創出や広域的な生態系ネットワークの形成を図る。また、河川環境整
30 備や公共用水域の水質改善、流域の地域住民等と協働した取組による水環境への関心・
31 理解の醸成等を通じ、健全な水循環の確保を推進する。

33 ⑤ 沿岸・海洋

34 ブルーカーボン（沿岸域や海洋生態系によって吸収・固定される二酸化炭素由来の炭
35 素）の吸収源としての活用や水産資源の増殖等において重要な役割を果たす藻場・干
36 潟・サンゴ礁等の海域環境の保全・再生・創出を図る。海洋プラスチックごみ対策の観
37 点から、漁具の改良や海洋ごみ、漂着ごみの回収などを進めるとともに、船舶による外
38 来種の越境移動対策の観点から、船舶等の適正な管理を行い、海の保全・再生を進める。

1 なお、海洋プラスチックごみ対策に当たっては、海域に流出する前に、主要な発生源の
2 1つである内陸地域を巻き込み、陸域でのポイ捨て抑制対策、分別回収の徹底と散乱防
3 止対策、これらの普及啓発等により発生抑制を推進することも重要である。

4 また、魚介類の養殖漁場の底質の悪化や富栄養化が生じないように、飼料開発や漁場管
5 理の適正化に努める。さらに、持続可能な水産資源管理のシステムを構築し、生物多様
6 性の確保と同時に我が国の漁獲生産量の回復を図る。

7 水質浄化及び生物の生息・生育空間の確保の観点から、新たな護岸等の整備や既存の
8 護岸等の補修・更新時には、施工性及び経済性等も考慮しつつ、原則として、生物共生
9 型護岸等の環境配慮型構造物を採用する必要がある。

10 11 **1－3 野生生物の保護管理**

12 **① 個別の取組の強化と複合的観点の取組**

13 広域的な捕獲を含めた鳥獣の適切な個体群管理とその担い手確保、二次的自然に生息
14 する種も含めた希少な野生生物の生息域内保全とそれを補完する効果的な生息域外保
15 全・野生復帰等の実施、外来種対策における緊急に対処が必要な生物や広く飼育され野
16 外個体数が多い生物への対応等、個別種に焦点を当てた取組を喫緊の課題に的確に対応
17 しつつ進める。個別の取組を効率的かつ効果的に進めるために、鳥獣の捕獲に用いられ
18 る鉛製銃弾に起因する鳥類の鉛中毒対策や、希少種の主な減少要因となっている侵略的
19 外来種や野生鳥獣への集中的な対策など、複合的な目的での野生生物の保護管理を強化
20 する。

21 22 **② 普通種や野生生物の遺伝的多様性等の保全に係る取組**

23 絶滅危惧の状態にないいわゆる普通種についても、生態系を構成する基盤であり、多
24 様な生態系サービスを発揮させるためにも重要であることから、現状を把握するととも
25 に必要に応じて生息・生育・繁殖地の保全を含めた対策を図る。生物（交雑個体を含む）
26 の人為的な野外放出は、遺伝的多様性の確保、国内由来の外来種や国外由来の在来種
27 の問題等、地域の生物多様性の保全に影響を及ぼすことがあるため、その取扱いにあた
28 って考え方を整理し、生物多様性への著しい支障を生じさせないように、必要な取組を講じ
29 る。

30 31 **③ 野生生物に影響を与える可能性がある飼養動物の適正な管理に係る取組**

32 経済・社会のグローバル化などを受けて様々な種類の動物が飼養されており、生物
33 多様性に与える影響として、遺棄や放出により自然生態系に影響を及ぼす等の問題が
34 挙げられる。動物の飼養に際しては、動物が逸走出しないような施設において管理者
35 や飼い主が適正に管理すること、また、特に犬や猫についてはマイクロチップの装着
36 と登録を促進することなどにより、適正な飼養管理を推進する。

37 38 **1－4 保全上重要な地域の保護・保全に関する関係省庁の連携**

1 これらの取組の効果的な推進のため、生物多様性の保全上重要な地域の保護・保全に関
2 連する施策を所管する環境省、農林水産省、国土交通省等の関係省庁の連携体制を強化す
3 る。また、国立公園の約6割を国有林野が占めることに鑑み、環境省、農林水産省が所管
4 する制度を組み合わせた保護の徹底、自然体験機会の提供、情報共有や合同研修等による
5 管理体制の充実等、管理当局間の更なる連携を推進する。

8 基本戦略1における目標の設定

9 生物多様性の3つのレベル（生態系、種、遺伝子）のいずれにおいても健全性が確保され
10 ていることが、我が国の生態系が全体として健全であることに必須であることから、それぞ
11 れのレベルにおける健全性に関する状態目標を設定する。また、それらの状態の達成に向け
12 て生物多様性の損失の直接的な要因に対処するための行動目標や、生物の種及び種内の遺伝
13 的多様性に着目した保全策について行動目標を設定する。

14 生態系のレベルにおいては、4つの危機の影響により規模（面積）・質の両面から損失が
15 進んできた。このため、陸域及び海域の利用による損失に対処するための面的な保全を強化
16 する（行動目標 1-①）と同時に、利用により生じる負荷の軽減及び劣化した生態系の再生
17 に取り組む（行動目標 1-②）必要がある。さらには、陸域・海域の利用の変化以外の損失
18 要因による影響の削減・軽減を図る必要がある（行動目標 1-③）。これらにより、生態系
19 の規模・質の両面から健全性を回復させることが求められる（状態目標 1-①）種のレベル
20 においては、直接的な採取に加え、外来種・汚染等の影響によりレッドリスト掲載種の増加
21 など種の存続の危機が高まってきたことから、それらの損失要因を低減させる取組を行い
22 （行動目標 1-④）、各生物種が直面する脆弱性を低減させる必要がある（状態目標 1-②）。
23 遺伝子のレベルにおいては、種に対する圧力の増大とともに面的な生息地の広がりやネット
24 ワークが失われ、種内で一定のまとまりを持った集団が維持できず、遺伝的多様性が損なわ
25 れてきたこと等を踏まえ、これ以上の損失を防ぐとともに回復させていく取組を行い（行動
26 目標 1-⑤）、遺伝的多様性を維持する必要がある（状態目標 1-③）。

28 【状態目標】

- 29 ① 生態系の規模・質が少なくとも〇%増加し健全性が回復している
- 30 ② 種レベルでの脆弱性が〇%低減している
- 31 ③ 少なくとも〇%の遺伝的多様性が維持されている

33 【行動目標】

- 34 ① 陸域及び海域の30%を保護地域及びOECMにより保全するとともに、それら地域の管理の
35 有効性を強化する
- 36 ② 土地利用及び海域利用による生物多様性への負荷を軽減することで生態系の劣化を防ぐ
37 とともに、既に劣化した生態系の〇%の再生を進め、生態系ネットワーク形成に資する施
38 策を実施する

- 1 ③ 汚染（生物多様性への影響を減らすことを目的として排出の管理と環境容量を考慮した
- 2 適正な水準とする）、侵略的外来種（侵入率及び定着率〇%の削減）、気候変動による生
- 3 物多様性に対する負の影響を削減・軽減することに資する施策を実施する
- 4 ④ 希少野生動植物の法令に基づく保護を実施するとともに、生息・生育状況を改善するた
- 5 めの取組を進める（P）
- 6 ⑤ 遺伝的多様性の保全等を考慮した施策を実施する（P）
- 7
- 8 <基本戦略1における状態目標・行動目標と想定される指標の切り口は別紙参照>

1 基本戦略2

2 自然を活用した社会課題の解決

3
4 自然環境を社会・経済・暮らし・文化の基盤として再認識し、自然の恵みを活かして気候
5 変動緩和・適応、防災・減災、資源循環、地域経済の活性化、人獣共通感染症、健康などの
6 多様な社会課題の解決につなげ、人間の幸福と生物多様性保全を両立させる自然を活用した
7 解決策（NbS）を進める。また、気候変動をはじめとする諸課題への対策と生物多様性との
8 間でのシナジー（相乗効果）を最大化し、トレードオフを最小化することで、生物多様性を
9 維持しつつNbSの効果を最大限発揮させる。さらに、中山間地域等において深刻な課題とな
10 っている野生鳥獣との軋轢解消に向けた効果的・効率的な鳥獣管理や、担い手づくりを進め
11 る。

13 2-1 自然を活用した地域づくり

14 地域における自然に関係する取組をNbSの観点から再評価し、NbSの地域における実装
15 を促進する。そのため、技術的支援としてNbSの基本的な考え方や地域における実践の手
16 法を整理し普及を図る。特に、国立公園等において、自然体験活動の促進、利用拠点の整
17 備及び廃屋撤去を含む滞在環境の上質化、利用者負担、プロモーション等を図る「国立公
18 園満喫プロジェクト」の取組を全ての国立公園に展開することや、自然を活かしたアドベ
19 ンチャーーツーリズム・サステナブルーツーリズムを推進すること、また、生物多様性の保護
20 と経済社会活動の両立により持続的な発展を目指すユネスコエコパークやユネスコ世界
21 ジオパークの取組を推進すること等により、自然環境を保全護すると同時に地域の経済社
22 会を活性化させ、自然環境への保全へ再投資される好循環を形成し、自然を活かした豊か
23 な地域づくりにつなげる。

24 自然資源管理に関する伝統知・地域知や文化を踏まえつつ、自然資源を活用した交流・
25 関係人口の創出による都市と農山漁村のつながりの拡大や、観光、野生生物を活かした地
26 域振興、再生可能エネルギーをはじめとする自然資本・生態系サービスを活かした地域の
27 魅力向上と経済活動の促進、人口減少を見据えた長期的な視点での放牧、有機農業、ビオ
28 トープなど持続可能な土地利用を進める。このため、自立・分散型の社会を形成しつつ、
29 各地域がその特性を活かした強みを発揮しつつ地域資源を補完し支えあう「地域循環共生
30 圏」のもとでの田園回帰、働き方改革、デジタル田園都市国家構想等の動きをとらえ、都
31 市と農山漁村・自然の観光地とのつながりの拡大を促進するとともに、自然を活かしたワ
32 ーカーション・サテライトオフィス・多拠点居住の推進や地域におけるNbSの推進につな
33 がる拠点の形成を進める。

34 社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機
35 能を活用し、持続可能な魅力ある国土・都市・地域づくりを進めるグリーンインフラの社
36 会実装を官民連携・分野横断により推進する。

38 2-2 自然を活かした課題の統合的解決

① 気候変動対策と生物多様性保全のシナジーの強化

森林や沿岸生態系をはじめとする自然生態系の気候変動緩和策（吸収源対策）としての機能を発揮させるため、保護地域の指定など自然生態系の保全等の推進により、健全な状態に保全するとともに、森林については適切な整備を進め、人工林の森林資源の循環利用等を通じて、管理が適切に行われないことによる森林の多様な生物の生息・生育環境の喪失に対処し、自然生態系と地域経済の再生を図る。このため、林地残材の活用や手入れの不十分な里山におけるバイオマス資源のエネルギー源としての活用を進める。

また、流域治水の取組など気候変動適応策の推進に当たっては、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの考えを推進し、遊水地等による雨水貯留・浸透機能の確保・向上や、人口減少により生じた空間的余裕を活用した自然再生を含め、気候変動により激甚化・頻発化が進むとされる災害に対してレジリエントな地域を作る「生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）」の実装を推進する。災害からの復興にあたっては、原形復旧の発想に捉われず、土地利用のコントロールを含めた弾力的な対応により気候変動への適応を進める「適応復興」の観点を踏まえ、災害により生じた生態系の活用を含めた保全・管理を検討する。

② 気候変動対策と生物多様性保全のトレードオフの回避・最小化

自然の恵みの持続的な享受と気候変動緩和策のトレードオフを回避・最小化し、両立させるため、再生可能エネルギー施設の設置による生物多様性への悪影響を防ぎ、地域の自然の恵みを損なうことなく地域の合意形成に十分配慮した地域共生型の再生可能エネルギーの積極的な導入を目指す。このため、環境アセスメント制度等により、環境への適正な配慮とパブリックコンサルテーションを確保する。また、個別法による立地規制や、事業法による事業規律の確保の取組との連携を行う。あわせて、環境保全と再生可能エネルギーの導入促進を両立するため、環境保全、事業性、社会的調整に係る情報の重ね合わせを行い、区域を設定する取組（ゾーニング）や環境アセスメント制度等に活用できる基礎的な情報を幅広く提供するためのデータベースの整備を進める。また、地球温暖化対策推進法に基づき、地域住民等の地域の関係者や有識者などが参加する協議会の場で合意形成を図りながら、環境省や都道府県が定める環境配慮のための基準に基づき、市町村が、促進区域を定めること等により、地域の合意形成を円滑化しつつ、環境に適正に配慮し、再生可能エネルギー事業を促進する。特に、生物多様性及び生態系サービスとの関係では、再生可能エネルギー施設の設置を促進すべき場所と自然の恵みを享受するために回避・配慮すべき場所の考え方について、将来的な国土利用のあり方を踏まえた上で整理を行い、適切な立地選択や生物多様性保全への配慮のための情報提供やガイドライン作成・活用を推進し、適地に誘導する。また、自然生態系以外の分野において気候変動適応策を実施する際に、人工構造物の設置等による生物多様性への影響を回避するなど、気候変動適応策とのトレードオフの回避・最小化を図る。

③ 身の回りにある様々な課題との統合的解決

国内バイオマス資源の素材としての活用を促進するため、利用技術の研究・開発や資源利用の拡大を図ることで、資源循環と里山の維持・管理を同時に推進する。また、自然環境保全活動と教育・福祉分野との連携等により、自然体験や心身の健康増進と同時に、生物多様性保全に資する場の保全を図る。また、感動や癒し、ときめきなど、自然とのふれあいから生活の豊かさの向上につなげる取組を促進する。

2-3 鳥獣の管理と棲み分けと有効利用

野生鳥獣との軋轢解消に向け、(その再生産力を活かしきれていない) 里地里山の自然資源利用やゾーニング等を通じた人と自然の棲み分けの取組を進めるとともに、捕獲等をした鳥獣の有効利用を進め、地域づくりに積極的に活用する。このため、捕獲等を行う鳥獣管理や有効利用の担い手の確保・育成に加え、最新のデジタル技術も活用した効率化・省力化の取組を進めるとともに、野生動物管理の専門人材を大学や学会等と連携し育成していく。また、種の存続を脅かす野生鳥獣の大量死や希少鳥獣への悪影響等を生じさせる野生鳥獣に関する感染症の発生を迅速に把握し、対処するため、ワンヘルスの考え方も踏まえ、必要なサーベイランス等の継続・強化を行う。

基本戦略2における目標の設定

健全な生態系から得られる恵み(生態系サービス)を持続的に享受することが、人類の安全保障の根幹である自然資本を守り社会に活かしていくために必須であることから、自然を活かして地域から世界までの多様な社会課題の解決につなげるとともに、生態系からの負の影響を軽減するための状態目標を設定する。また、それらの状態の達成に向け、生態系が有する機能を持続的かつ効果的に活用するための取組、地域や世界が抱える諸課題との統合的な対処に関する取組に関する行動目標を設定する。

生態系サービスを持続的に享受した社会課題の解決については、特に地域作りと気候変動対策の観点から目標を設定する。地域作りの観点では、どの課題にどのように自然を活用するのかを評価し可視化することで効果的な取組につなげる(行動目標 2-①)とともに、地域作りに係る幅広い取組において伝統文化に配慮し自然を活かした観点を入れ込む(行動目標 2-②)ことで、取組の広がりと同時に高度な技術も活用した自然の活用を図り、生態系サービスを現状以上に享受できるようにしていく必要がある(状態目標 2-①)。気候変動対策の観点からは、生態系の保全・再生を通じた気候変動緩和策及び適応策に貢献する取組の強化(行動目標 2-③)とともに、気候変動による生物多様性の損失を軽減するためにも重要な再生可能エネルギーの導入に際する生物多様性配慮を進める(行動目標 2-④)ことで、生物多様性保全と気候変動対策のシナジーを構築し、トレードオフを緩和する必要がある(状態目標 2-②)。また、生態系からの負の影響の軽減については、特に鳥獣被害の軽減に焦点を当て、軋轢緩和に向けた取組を強化すること(行動目標 2-⑤)により適切に距離を保った関係を再構築する必要がある(状態目標 1-③)。

1 **【状態目標】**

- 2 ① 生態系サービスを現状以上に国民が享受し、地域がそれぞれの地域自然資源や文化を活
3 用して活力を発揮している
4 ② 気候変動対策による生態系影響が抑えられるとともに、気候変動対策と生物多様性・生
5 態系サービスのシナジー構築・トレードオフ緩和が行われている
6 ③ 野生鳥獣との適切な距離が保たれ、鳥獣被害が緩和している

7

8 **【行動目標】**

- 9 ① 生態系が有する機能を可視化し、活用する
10 ② 森里川海のつながりや地域の伝統文化の存続に配慮しつつ自然を活かした地域づくりを
11 推進する
12 ③ 劣化した生態系の〇%の再生を含め、気候変動緩和・適応にも貢献する自然再生を推進す
13 るとともに、吸収源対策・温室効果ガス排出削減の観点から現状以上の生態系の保全と
14 活用を進める
15 ④ 再生可能エネルギー導入における生物多様性への配慮を推進する
16 ⑤ 野生鳥獣の軋轢緩和に向けた取組を強化する (P)

17

18 <基本戦略2における状態目標・行動目標と想定される指標の切り口は別紙参照>

19

1 基本戦略3

2 生物多様性・自然資本によるリスク・機会を取り入れた経済（ネイチャーポジティブの 3 ドライバーとしての経済（ネイチャーポジティブ経済））

4
5 ネイチャーポジティブを実現する持続可能な経済活動の実現に向け、政府と事業者等が連
6 携し、生物多様性・自然資本と関連する事業活動におけるリスクや機会の評価、目標設定、
7 情報開示等を推進する。また、ESG 金融を通じて、生物多様性・自然資本によるリスク・機
8 会を組み込んだ経済への移行を実現し、ビジネスがネイチャーポジティブ実現のドライバー
9 となるための施策を実施する。

11 3-1 事業者による自然資本配慮型経営（ネイチャーポジティブ経営）の取組の推進

12 ① 生物多様性・自然資本に配慮した事業活動の促進

13 国は、事業活動における生物の多様性に及ぼす影響を低減するための取組を促進し、
14 また、事業活動に係る生物の多様性の配慮に関する情報の公開について必要な措置を講
15 ずることとされていることを踏まえ、事業者が自社の事業活動による生物多様性・自然
16 資本への影響や依存度を適切に評価し、企業経営上のリスクと機会を分析して事業戦略
17 に組み込んでいくための支援を行う。具体的には、SBTs for Nature（Science Based
18 Targets for Nature）や TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）等の民間主導
19 の国際枠組の動向を踏まえつつ、サプライチェーンを含む事業活動全体による生物多様
20 性への影響及び生物多様性の損失による事業活動への影響の定量的な評価や重要性、事
21 業活動にとってのリスクや機会、イノベーション等の可能性の分析、並びにこれらの分
22 析に基づく目標設定や対外的な情報開示の手法について、実証事業や企業等への支援を
23 通じて知見を集積し、技術的助言としてガイドライン等により提示・発信し、事業者の
24 取組を促す。

25 また、2030 生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）や生物多様性のための 30by30 ア
26 ライアンス、民間の自主的な取組（経団連自然保護協議会、企業と生物多様性イニシア
27 ティブ（JBIB）等）との連携を通じて、事業者と連携及び協働して、政策形成と自発的
28 な活動の促進を図る。サプライチェーンに係るデータ連携や、各種イニシアティブの詳細
29 情報及び国際的な先進事例情報等を官民で共有するためのプラットフォームを構築
30 する。

31 これらの取組に際しては、脱炭素、プラスチックの資源循環等をはじめとする循環経
32 済等の他分野の取組とも連携し、可能な限り事業者が実効的かつ統合的に取り組めるよ
33 う配慮する。

34 事業者は、国の取組等と連携し、サプライチェーンにも配慮しながら、自社の経営戦
35 略に生物多様性や自然資本配慮を組み込むよう努める。

36 また、OECD に関して、「自然共生サイト（仮称）」としての認定申請及びその維持
37 管理について、地域の他の主体とも連携して、積極的に貢献していく。

② ファイナンスの拡大等による民間資金の導入

国は、グリーンファイナンスにおける生物多様性・自然資本分野の取組を促進するため、TNFD 等による自然関連の評価の情報開示等を踏まえた自然関連のリスクと機会に対する金融機関の認識を深め、金融機関を含めた事業者による生物多様性・自然資本配慮に係る情報開示や目標設定についての技術的助言を行う。また、グリーンインフラ技術の社会実装や海洋生態系の保全再生等を通じて、グリーンボンド等の民間資金調達手法の活用を促進し、グリーンファイナンス・ESG 投資の拡大を図る。

また、生物多様性・自然資本に配慮した事業活動について、事業会社と金融機関の対話（エンゲージメント）を促すよう技術的助言や体制構築を行う。

③ 業界ごとの取組の促進

国は、みどりの食料システム戦略を推進し、持続可能な食料システムの構築を通じて環境負荷の低減に取り組む。

また、業界単位で、生物多様性・自然資本に配慮した事業活動を促進する自主的な取組を促すため、業界団体と連携して計画策定等を支援する。

④ 中小企業や地場企業の支援

国は、中小企業や地場の企業に対して、その状況に応じて、分かりやすい情報発信や人材育成を通じて、段階的に生物多様性・自然資本に配慮した取組を実施できるような道筋を示していく。

地域での生物多様性・自然資本配慮や 30by30 目標などの取組を進める上で、地域金融機関の役割が重要であることから、地域金融機関と連携した普及啓発、ESG 地域金融の取組を促進する。

3-2 経済的手法の活用と新たな自然資本配慮型ビジネスの創出支援

① 経済的手法の調査検討と活用

国は、経済的な手法を活用して事業者等の生物多様性・自然資本の保全に向けた取組を促進するため、OECM 認定を受けた土地等の環境価値の見える化とその売買や、寄付等を通じたマネタイズ手法の調査・実証を行う。

国は、保護・保全エリア等に係る税制優遇措置を検討する。

② 自然資本配慮型経営や産業の創出促進

国は、日本企業の技術や知見を活かし、国内外の生物多様性・自然資本の保全等に資する技術・製品の実証、サプライチェーン管理やトレーサビリティ確保に資する支援等を行う。

また、自治体等と連携し、地域において自然資本の保全や持続可能な利用に資するビジネス創出支援を行う。

国は、生物多様性・自然資本に由来するビジネスのポテンシャル等を調査し、我が国

1 の自然資本ビジネス拡大に向けたロードマップを策定する。

3-3 事業者としての国・地方公共団体の率先垂範

4 国は、グリーン購入等を通じて、調達時における生物多様性・自然資本配慮を率先的に
5 進める。また、自ら行う事業において、生物多様性・自然資本への負荷を削減するよう取
6 組を進める。

3-4 国際的な規範形成への積極的関与

① 官民の国際枠組みへの関与

10 国は、事業者と連携し、TNFD や生物多様性に関する国際規格（ISO）等の国際的な民
11 間主導のルール作りに対応するための官民連携体制を構築する。我が国の経験を踏まえ
12 た上で、関係諸国と連携しながら実効的なルールが形成されるよう国際的な議論に貢献
13 する。

② 国際的な自主的取組の促進

16 国は、事業者と連携し、我が国における事業者等の自主的取組を国際的に発信すると
17 ともに、国際的な企業連合による、30by30 目標やネイチャーポジティブに向けた取組
18 を促す枠組み作りを支援する。

③ 遺伝資源・ABS（Access and Benefit-Sharing）

21 国は、国際的な遺伝資源に関する塩基配列情報（DSI）の議論も注視しつつ、遺伝資
22 源へのアクセスと公正かつ衡平な利益配分という ABS の理念を踏まえ、生物資源を持続
23 可能な形で有効に活用するとともに生物多様性の保全に資するような取組を促進する。
24 このため、国際的な議論への貢献と国内における普及啓発を通じた ABS ルールの理解、
25 遵守促進や関連事例の蓄積を図る。

3-5 自然資本配慮経営や産業創出に向けた基盤整備

① 研究開発

29 国は、個々の製品・サービスやサプライチェーンを含む事業活動全体における、生物
30 多様性・自然資本への影響を可視化するための国内外の方法論の整理を行う。また、生
31 物多様性・自然資本を会計や財務情報に定量的に組み込むための方法論の検討や、自主
32 的手法・経済的手法を通じた生態系サービスへの支払い（PES）における国内外の事例
33 や研究成果の収集・分析を行う。

② 技術開発・データ基盤

36 国は、気候変動等他分野の取組と連携し、デジタル技術等を活用し、サプライチャー
37 ン上で生物多様性・自然資本への影響を把握する技術や、生態系保全・回復やモニタリ
38 ングに資する技術開発を支援する。

1 また、気候変動等他分野の取組とも連携し、生物多様性・自然資本に係るデータの連
2 携等を促進し、事業者による影響把握や情報開示等を支援する。

4 **基本戦略3における目標の設定**

5 ネイチャーポジティブ経済の実現を図ることが社会変革に必須であることから、事業活動
6 に生物多様性・自然資本を統合していくための状態目標を、金融分野、事業活動全般、農林
7 水産業分野の観点から設定する。また、それらの状態の達成に向け、事業活動における生物
8 多様性への影響を評価・分析し開示することを促すための取組や、生物資源の持続可能な利
9 用から得られる便益を保全に活かしていく取組、生物多様性保全に貢献する事業を支える取
10 組に関する行動目標を設定する。

11 金融分野の観点では、投融資を通じてネイチャーポジティブ経済の実現を促進するため、
12 企業側の情報開示の促進と金融機関・投資家側の認識向上、両者の対話の促進等により投融
13 資の基盤を整備し（行動目標 3-①）、ESG 投融資の規模拡大と生物多様性分野への配分を促
14 進していく（状態目標 3-①）必要がある。事業活動全般において、企業が自らの活動によ
15 る生物多様性への正負の影響を定量的に評価・分析し、目標設定と情報開示を行うための技
16 術的助言を行うとともに、生物多様性に正の貢献をする技術・サービスを促進することが必
17 要である（行動目標 3-②）。同時に、遺伝資源へのアクセスと公正かつ衡平な配分を通じ
18 て生物資源の持続可能な利用と生物多様性保全への還元を促進することが求められる（行動
19 目標 3-③）。これらを通じ、事業活動全般において生物多様性への正の貢献を増大させ、
20 負の影響を軽減させることが必要である（状態目標 3-②）。農林水産業の観点
21 からは、生産から消費に至る各段階において生物多様性への負の影響を軽減し正の貢献を増
22 大させるための支援を講じ（行動目標 3-④）、我が国における持続可能な農林水産業の拡
23 大を図る（状態目標 3-④）必要がある。

25 **【状態目標】**

- 26 ① 生物多様性の保全に資する ESG 投融資を推進し、生物多様性に資する施策に対して適切
27 に資源が配分されている
- 28 ② 生物多様性保全に貢献する技術・サービスが普及するとともに、国内企業の事業活動を
29 通じて生物多様性への負の影響が減少し、正の影響が増加することにより、日本全体の
30 負の影響が〇%低減している
- 31 ③ 持続可能な農林水産業が拡大している

33 **【行動目標】**

- 34 ① 事業活動を通じて日本の生物多様性への負の影響を〇%減らすべく、企業による生物多様
35 性への影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく目標設定、情報開示を促すことで、
36 金融機関・投資家による投融資を推進する基盤を整備し、投融資の観点から生物多様性
37 を保全・回復する活動を推進する
- 38 ② 事業活動を通じて日本の生物多様性への負の影響を〇%減らすべく、生物多様性保全に貢

- 1 献する技術・サービスに対する支援を進める
- 2 ③ 遺伝資源の利用に伴う ABS を実施する
- 3 ④ 持続可能な環境保全型の農林水産業を拡大させる
- 4
- 5 <基本戦略3における状態目標・行動目標と想定される指標の切り口は別紙参照>
- 6

1 基本戦略4

2 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人ひとりの行動変容）

3
4 ネイチャーポジティブの実現に向けては、個人・団体レベルでの生物多様性に配慮した
5 日々の生活や取組に加え、消費や使用を通じてサプライチェーンの一部を形成するととも
6 に、事業者への働きかけを通じた消費者や投資家、助言者としての個人・団体の役割も極め
7 て重要であり、新たな技術等も活用しつつ、かつての生活・消費活動と生物多様性の密接な
8 関わりを取り戻し、かつ、より深化させるための施策を実施する。施策の実施に当たっては、
9 生物多様性への関わり方や理解が性別や世代等によって異なることがあることも踏まえて、
10 ジェンダーの観点や若者への発信等も含めて対応する。

11 12 4-1 生物多様性に係る環境教育・環境学習等の推進

13 ① 行動変容に向けた生物多様性の理解増進

14 国は、国民の取組を促進するための基盤として、生物多様性に係る最新の科学的知見
15 に基づく内外の情報とともに、生物多様性・自然資本や自然の恵みといった概念をわかり
16 やりやすく整理し、一人ひとりの生活と自然の結びつきをより明確なものとした情報を発
17 信する。その際には、画一的な発信ではなく、ターゲット層ごとに、メディアやメッセ
18 ージを組み合わせ効果的なアプローチをとる。併せて、事業者や関係団体と連携し、生
19 活と自然に関係する情報や指標（フットプリント等）のデータ提供を行う。

20 国民は、日々の生活において生物多様性の恵みを利用して暮らしており、国内の生物
21 多様性のみならず、世界の生物多様性の劣化に影響を及ぼしていることを踏まえ、生物
22 多様性の重要性を認識することに努める。また、民間団体は、専門的な情報を国民等に
23 分かりやすく伝達することにより各主体の情報の橋渡しを行うことが期待される。

24 国及び民間団体は、事業者、専門的知見を有する者等の多様な主体と連携・協働する
25 場である 2030 生物多様性枠組実現会議（J-GBF）等において、SNS や各種メディアを通
26 じて国内外に積極的に情報発信を行うとともに、行動変容を議論する場を設け、ナッジ
27 ⁷等の行動科学の知見等を活用し、国民に積極的かつ自主的な行動変容を促す。

28 29 ② 人材育成の推進

30 国は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」及び同法に基づく基
31 本方針に基づき、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、生物多様性に
32 係る環境教育・環境学習が推進されるよう、教職員等の資質向上のための措置、体験の
33 機会の場の認定促進等による体験活動を通じた理解と関心を深めるための措置等を講
34 じる。また、「第2期 ESD 国内実施計画」を踏まえ、生物多様性を含む SDGs のゴール
35 実現に向け、学習の機会や場など学習環境の整備、指導者の育成、ユースや地域に着目

⁷ 選択を禁じることも、経済的なインセンティブを大きく変えることもなく、人々の行動を予測可能な形で変える選択アーキテクチャーのあらゆる要素（出典：Richard H. Thaler& Cass R. Sunstein(2008) Nudge: Improving Decisions About Health, Wealth and Happiness)

1 した活動促進について、教育機関・地方公共団体、NPO・NGO、企業、研究機関、住民・
2 個人等の多様な関係者の協力も得ながら具体的な取組を推進する。

3 学校及び社会教育施設における生物多様性に関する教育の推進を図るため、NGO 団体
4 等と連携して、学校ビオトープや外来種対策、自然資本の持続可能な利用等を通じた学
5 校教育・リカレント教育を推進する。

6 合わせて、専門的な知識又は経験を有する人材の育成を図るため、地域連携促進セン
7 ター等とも連携し、地域での研修等の取組を推進する。

9 4-2 消費活動等における行動の変容

10 ① 日常生活における生物多様性配慮物品やサービスの選択

11 国は、国民が生物多様性に配慮した物品やサービスを選択することができるよう、生
12 物多様性に配慮した選択肢の増加とその普及啓発に係る取組を進めるとともに、事業活
13 動に係る生物多様性への配慮に関する情報の公開、生物多様性に配慮した消費生活の重
14 要性についての理解の増進を進める。これらの取組を促進するため、脱炭素や循環経済
15 等の他の環境や社会的課題への対応と連携を図る。例えば、地産地消の推進や食品ロス
16 の削減、木材等の再生可能な資源を利用した製品や再生品の優先的な購入や、生物多様
17 性に配慮した環境ラベル製品、認証品や地理的表示等を踏まえた選択などは、地域の自
18 然資源の持続可能な利用につながり、ひいては生物多様性保全に貢献するものであり、
19 これらの観点から消費者の行動を促す施策を実施する。

20 国民や団体は、「3 事業活動への生物多様性・自然資本の統合における取組」と呼
21 応して、自らの財やサービスについての消費活動を見直すとともに、事業者の取組評価
22 や事業者への働きかけ・フィードバック、他の消費者への呼びかけ等を通じて、各ステ
23 ークホルダーの行動変容を推進することが期待される。

25 ② コミュニティビジネスや投資等を通じた働きかけ

26 国は、民間団体や地方公共団体等と連携して、自ら生物多様性に配慮したコミュニ
27 ティビジネス等を行うことを支援するとともに、経済的手法やナッジの検討を通じた資金
28 調達の支援を行う。

29 国民や民間団体は、自ら生物多様性に資するコミュニティビジネス等を行うことに加
30 え、事業者の情報開示を踏まえた投資等を通じて事業者の生物多様性配慮を促す。

32 4-3 生物多様性保全への取組促進

33 ① 生物多様性配慮行動の実践・協働

34 国民及び民間団体は、植林や自然の管理、外来種駆除、フードバンク・フードドライ
35 ブ等の生物多様性の保全や自然資源の持続可能な利用に貢献する取組や、30by30 目標
36 実現に向けた OECM に関して、「自然共生サイト（仮称）」としての認定やその維持管
37 理について、自ら行うとともに、地域の各主体と連携してこれらの取組に協力するよう
38 努める。

1 国は、これらの取組を促すよう、支援事業を行うとともに、その他の経済的措置等による支援措置の検討や、ナッジ等を活用した行動促進を進める。

4 ② 国民や民間団体が行う保全等への取組支援

5 国は、国民や民間団体が行う生物多様性保全上重要な土地の取得や、その維持及び保全のための活動その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組を促進すべく、地域自然資産法や経済的手法やナッジ等の手法の導入を進める。

8 また、生物多様性地域連携促進法に基づき、多様な主体の連携のあっせん等を行う地域連携保全活動支援センターの取組を支援することで、こうした取組を促進する。

4-4 伝統知や自然観の継承、自然や動物とのふれあい

① 地域コミュニティ内での取組

13 自然環境の維持・管理の主体として地域コミュニティが重要であること、同時に、衰退した地域コミュニティの再興のためには自然との関わり合いが重要であることを踏まえ、国は、地方公共団体とも連携しつつ、地域コミュニティの再興や再構築に関する施策を推進するとともに、共助として地域の生物多様性保全活動への積極的な参画や寄付等の取組を推進する。

② 文化的・精神的な豊かさを求める価値観の醸成

20 良い暮らしについての多様な観念の受容の観点から、自然が人の肉体的・精神的な心身の健康にもたらす効果を把握し、自然の中で学び、遊ぶことのみならず、働くことや暮らすことで享受できる文化的・精神的な豊かさを求める社会の価値観の醸成を促す。

③ 地域における伝統文化、自然観の継承

25 生物多様性の豊かさに根ざした地域文化（伝統行事、食文化、地場産業など）を守り、地域における暮らしや土地利用のあり方を地域の自然に沿った形にしていくことが、地域の自然環境の保全に寄与することを踏まえて、我が国における人と自然の共生に関する伝統文化や自然観、地域の自然の恵みをひきだし災いを避ける知恵や技術などを収集・共有し継承していく施策を実施する。森里川海の繋がりを踏まえて、自然がもたらす文化的・精神的な豊かさや、自然が地域の伝統、食、産業、文化を支えていること、人と自然の共生という自然観の継承を、様々な機会を通じて発信し、地域住民の自然への理解や配慮意識を高め、地域における生物多様性の保全活動を促進する。

④ 都市部の居住者の自然とのふれあい

35 身近な自然環境とふれあうことは、生物多様性の重要性や自然に根ざして形成されてきた文化・風土などを理解する上で重要であることを踏まえ、人口の多くを占める都市部の居住者が、生物多様性が豊かに保たれている緑地空間や親水空間へのアクセスや日常的な自然体験の機会を増加させられるよう、都市部や都市近郊での緑化の推進や緑地

1 の適切な保全などを進める。また、都市部の居住者が、農業体験への参加を通じて、健康の増進や郷土愛の醸成等が図られるよう、市街地及びその近傍にある生産緑地等の適切な保全・活用を進める。地方と都市部における施策を両輪で進めることにより、分散型・自然共生社会の形成につなげる。さらに、都市部から離れた自然豊かな地域、農山漁村等への交流を促進することで、固有の自然に遊び、親しむことや自然を学ぶ自然体験学習を促進する。

9 4-5 国民や民間団体の政策への参画の促進

10 ① 政策形成への参画

11 国は、生物多様性の保全に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、民間団体や専門的知識を有する者等の多様な主体の意見を求め、これを十分に考慮した上で政策形成を図るため、官民連携プラットフォーム、パートナーシップ、有志連合等の取組を進める。

15 民間団体は、自らの専門能力を活かした政策提言を行うこと等が期待される。

17 基本戦略4における目標の設定

18 社会全体で生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていくためには、国民一人ひとりの行動がそれを支えることが必須であることから、そのための価値観の形成と行動変容の促進に関する状態目標を設定する。また、それらの状態の達成に向け、生物多様性を重視する価値観をもった人づくりや、生物多様性に正の貢献をする行動を後押しするための行動目標を設定する。

23 価値観の形成の観点では、学校等での教育において生物多様性の重要性について学びを深めることを促進する（行動目標 4-①）と同時に、様々な場面で日常的に自然とふれあう機会を増加させ、体験に裏付けられた理解を促す（行動目標 4-②）必要がある。また、行動科学の知見を活用して自主的な行動を後押しするナッジ等の取組も併せて行い（行動目標 4-③）、生物多様性を重要視した価値観を形成し、行動を促していく必要がある（状態目標 4-①）。行動変容の観点からは、特に日常生活と結びつきの深い消費行動の変容と、自然環境の保全・再生に直接関わる行動に着目した目標を設定する。消費行動の観点では、生物多様性に配慮した選択肢を増やすとともに、それらが選ばれやすくするようインセンティブを提示する（行動目標 4-④）ことで、適量購入と循環利用を進め廃棄量を減らすとともに、持続可能な商品を選ぶなど生物多様性に配慮した行動変容を促す（状態目標 4-②）必要がある。自然環境の保全・再生に関する行動の観点では、人と自然の共生に関わる伝統文化や地域知・伝統知の継承を含め、地域における自然への理解や配慮を高めるとともに、地域における多様な主体の連携を促す取組等を通じて保全・再生活動を促進し（行動目標 4-⑤）、広く国民が自然環境の保全・再生活動に積極的に参加するよう行動変容を促す（状態目標 4-③）必要がある。

1 **【状態目標】**

- 2 ① 教育や普及啓発を通じて、生物多様性を重要視する価値観が形成されている
3 ② 消費行動において、生物多様性への配慮が行われている
4 ③ 自然環境を保全・再生する活動に対する国民の積極的な参加が行われている

5

6 **【行動目標】**

- 7 ① 学校等における生物多様性に関する環境教育を推進する
8 ② 日常的に自然にふれあう機会を提供することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなど
9 様々な知識の習得及び人としての豊かな成長を図る
10 ③ ナッジ等の行動科学の知見等を活用し、国民に積極的かつ自主的な行動変容を促す
11 ④ 食品ロスの半減及びその他の物質の廃棄を減少させることを含め、生物多様性に配慮し
12 た消費行動を促すため、生物多様性に配慮した選択肢を周知啓発するとともに、選択肢
13 を増加させ、インセンティブを提示する
14 ⑤ 伝統文化や地域知・伝統知も活用しつつ地域における自然環境を保全・再生する活動を
15 促進する

16

17 <基本戦略4における状態目標・行動目標と想定される指標の切り口は別紙参照>

18

1 基本戦略5

2 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

3
4 生物多様性の保全と持続可能な利用に係る取組を効果的に進めるため、自然環境の現状と
5 時系列・空間的变化を的確に把握し、生物多様性の評価につながる基礎的な調査・モニタリ
6 ングの充実と利活用しやすい情報整備、調査体制の発展・育成に向けた担い手の確保や活動
7 支援を進める。また、生物多様性に係る取組全体を底上げするため、必要な法制上、財政上
8 又は税制上の措置その他の措置を講ずるとともに、各ステークホルダーの連携による横断的
9 な取組を推進する。さらに、地球規模での生物多様性の保全への貢献のため、我が国の知見
10 や経験を活かした国際協力や NbS を通じた生物多様性以外の環境分野の課題への対処に資
11 する取組、IPBES への貢献を進める。

13 5-1 効果的な取組のための情報基盤の整備

14 ① 情報基盤の整備、利用者ニーズに応じた情報の提供の推進

15 証拠に基づく政策立案（EBPM）、地域における生物多様性保全の取組、及びその評価
16 を促進するため、基礎的・科学的な基盤情報や自然環境データの収集・整備の充実、科
17 学研究的の振興を図るとともに、それらのデータを多様な主体の目的に応じて、適切かつ
18 迅速に利活用できるよう、「オープンデータ基本指針」（令和3年6月15日高度情報
19 通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）に基づき、オ
20 ープンデータ化やAPI連携等による官民データの情報提供の基盤・体制や相互の利活用
21 を充実・強化する。

22 併せて、データの利用目的に適ったデータ品質を確保するとともに、これらを支える
23 衛星画像やドローン等を用いたモニタリングに係るデジタル技術等の開発支援を行う。
24 グリーンインフラをはじめとする生物多様性保全等に資する取組の計画・整備・維持管
25 理等に関する技術開発を進めるとともに、地域モデル実証等を行い、地域への導入を支
26 援する。

28 ② 生物多様性に関する総合的な評価

29 生物多様性損失と社会経済活動の統合的な評価を含め、我が国の生物多様性及び生態
30 系サービスの総合的な評価のための調査・研究を継続的に行い、全国的、あるいは地域
31 的な観点から取組の成果を評価する。また、環境価値の見える化を見据え、生態系サー
32 ビスや自然資本全体の経済価値評価を行い、多様な主体の行動変容や国家勘定への統合
33 に向けた調査研究を進める。

35 5-2 生物多様性保全のための法制上の措置等及び地域計画

36 ① 法制上、財政上又は税制上の措置等

37 国は、生物多様性に係る取組全体を底上げするため、生物多様性の保全及び持続可能
38 な施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる。

1 具体的には、本生物多様性国家戦略に記載されている国主体の生物多様性保全の取組に
2 ついて、必要な法改正や予算確保等により実施していくとともに、民間資金の導入を促
3 進する。また、保護地域や OECM による効果的な保全を通じた 30by30 目標の達成に向け、
4 国立・国定公園等において自然環境の質の向上を図るため、利用者から徴収した利用料
5 を保全・管理等に充てる、利用者負担の仕組みを拡充するほか、野生動物観光をはじめ
6 とするエコツーリズムにおいても、持続性の確保のために自然環境の保全・管理等に利
7 用者負担を求める仕組みを拡充していく。また、地方自治体や民間が主体となって行わ
8 れる保全の取組の財政的な支援に努めるほか、必要に応じて保全を支援するための法制
9 上、税制上の措置についても検討を進めていく。さらに、国内の各種補助金・奨励措置
10 について、生物多様性に有害なものを評価し、特定されたものがあれば、該当する補助
11 金・奨励措置のあり方を見直す。

12 13 ② 空間利用に関わる地域計画・生物多様性地域戦略

14 陸域及び海域において、保全対象に応じた多様なスケールで生物多様性を考慮した空
15 間計画に基づく統合的な取組を進める。特に、地域レベルでの NbS の考え方に基づく取
16 組を推進するため、生物多様性地域戦略の策定など、地域での生物多様性の保全・活用
17 の取組において関連する地域計画（環境基本計画、緑の基本計画、地域気候変動適応計
18 画、地球温暖化対策の地方公共団体実行計画等）との連携や自治体間の広域連携の促進、
19 ランドスケープアプローチを適用した統合的な取組、まちづくりにおける自然を活かし
20 た取組、取組を担う人材や中間支援を行う人材等の育成や地域における活動支援を推進
21 する。

22 23 5-3 各ステークホルダーによる自主的取組、連携取組

24 ① パートナーシップによる自主的取組

25 事業者等と行政が協定やパートナーシップといった形で、対等な立場での自主的な協
26 力を約束することで、柔軟かつ創意工夫のある取組の促進が期待されることから、業界
27 団体等との連携協定を始めとするパートナーシップによる取組を、定期的なフォローア
28 ヱップや見直しを通じて推進する。

29 30 ② マルチステークホルダーによる連携取組

31 国民、事業者、NPO、地方公共団体、国等が連携して取組を進めることで、新たな知
32 見の導入や、異なるセクターによる客観的な評価等を通じたより効果的な枠組みの構築
33 や取組促進、広範な意識啓発などが期待されることから、J-GBF（2030 生物多様性枠組
34 実現会議）や生物多様性のための 30by30 アライアンス、つなげよう、支えよう森里川
35 海プロジェクト、グリーンインフラ官民連携プラットフォームを始めとするマルチス
36 テークホルダーによる取組を、定期的なフォローアップや取組の深掘り等を通じて推進す
37 る。

5-4 国際連携

我が国の知見や経験を活かした国際協力を進める。具体的には、SATOYAMA イニシアティブによる二次的自然の持続可能な利用に関するプロジェクトやランドスケープアプローチの考え方を組み込んだ生物多様性国家戦略策定支援、Eco-DRR の実施等に係る途上国の能力構築支援、国際的に広がるサプライチェーンにおける生物多様性への負荷の削減等を進める。その際、気候変動等、生物多様性以外の環境分野の課題への対処にも資するこれらの取組による多面的な効果の発揮を追及していく。特に、生物多様性の保全における熱帯林の役割を認識し、国際熱帯木材機関（ITTO）と生物多様性条約事務局による共同イニシアティブを通じた取組を進める。さらに、気候変動や資源循環関係の国際的な協力のうち、生物多様性にも資するもの（NbS を通じた取組）を重視し、関連する協力プロジェクトを増やしていく。加えて、IPBES 評価報告書への貢献として、日本の研究者の参加促進、技術支援機関の運営支援等を進める。また、アジア地域での 30by30 目標達成に向け、アジア保護地域パートナーシップを通じた保護地域・OECM の指定・管理支援を進める。さらに、生物多様性の保全に資する国際的な枠組みであるワシントン条約、ラムサール条約、二国間渡り鳥等保護条約・協定、東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ等に関する我が国における知見や取組について、関係各国との共有等を進める。また、侵略的外来種の非意図的な侵入対策について、国際的な連携を進める。

基本戦略5における目標の設定

我が国においてこれまでに蓄積されてきた情報や知見、技術などを国内の生物多様性保全に係る多様な活動に広く展開することや、資金面での支援を含めて日本の知見を活かした国際協力を進めることが、国内外の生物多様性保全の基盤構築のために必須である。このため、国内における取組の基盤を整える観点で、必要な情報の整備・提供とそれらを用いた活動の効果的な実施に係る一連の取組、また国内及び国際的な取組を資金面から支えるための取組、パートナーシップやマルチステークホルダーによる取組、さらには、二次的自然の保全・持続可能な利用など我が国の知見を生かした国際協力による世界的な生物多様性保全の取組の促進に関する状態目標・行動目標を設定する。

国内の基盤整備の観点では、継続的に整備された生物多様性情報をもとに、効果的な取組につなげる評価手法を開発すること（行動目標 5-①）や、情報を解釈して現場における取組を進めるための人材を育てること（行動目標 5-②）、マクロな視点で地域における取組を効果的に進めるための計画手法の地域における浸透・発展させること（行動目標 5-③）を通じ、地域の多様な主体が様々な情報・手法を用いて現場における効果的な活動を進めていくこと（状態目標 5-①）が必要である。また、資金面では、各種補助金・奨励措置等について、国内における生物多様性に有害なもの特定と見直し、生物多様性保全に貢献するものの促進（行動目標 5-④）を通じて全体としてポジティブな内容に変えていくとともに、国際的な資源動員への貢献を強化すること（状態目標 5-④）が求められる。加えて、パートナーシップやマルチステークホルダーによる取組が、形だけでなく、実際の活動に繋がっていくこと（状態目標 5-⑤）さらに、我が国における生物多様性の保全と持続可能な利用

1 に係る経験を活かしたプロジェクトの国際的な展開や知見の共有を進めていくこと（行動目
2 標 5-⑥）で、途上国における能力構築等を進め、各国の生物多様性保全を促進していくこ
3 とが必要である。

6 【状態目標】

- 7 ① 生物多様性の情報基盤が整備され、調査・研究成果や提供データ・ツールが様々なセク
8 ターで利活用されるとともに、生物多様性を考慮した空間計画下に置き、多様な空間ス
9 ケールで様々な主体の連携が促進されている
- 10 ② 国内における生物多様性国家戦略に係る資金ギャップ、国際的な途上国の資金ギャップ
11 に対処され、生物多様性保全のための資金が確保されている
- 12 ③ 我が国による途上国支援による能力構築等が進み、その結果が各国の施策に反映され、
13 生物多様性の保全が進められている

15 【行動目標】

- 16 ① 生物多様性や社会経済を含む関連分野における学術研究の推進、強固な体制に基づく長
17 期的な基礎調査・モニタリング等を実施するとともに、それらの成果を活用し生物多様
18 性及び生態系サービスの評価の取組を進め、国家勘定への統合に向けた調査研究を進め
19 る
- 20 ② 効果的かつ効率的な生物多様性保全の推進、適正な政策立案や意思決定、活動への市民
21 参加の促進を図るため、生物多様性保全や取組の評価に活用可能なデータやツールを提
22 供するとともに、データ公開に係る人材育成や情報リテラシーの向上を図る
- 23 ③ 生物多様性地域戦略を含め、多様な主体の参画のもとで統合的な取組を進めるための計
24 画策定支援を強化する
- 25 ④ 生物多様性への国際及び国内での資源動員を強化する
- 26 ⑤ 我が国の知見を活かした国際協力を進める（P）
27 （追加検討）パートナーシップ、マルチステークホルダーによる具体的な取組を推進する（P）

28
29 <基本戦略5における状態目標・行動目標と想定される指標の切り口は別紙参照>
30

1 第4章 本戦略を効果的に実施するための基盤・仕組み

2 第1節 実施に向けた基本的考え方

3 第3章で掲げた状態目標及び行動目標を達成し、2030年までにネイチャーポジティブを実現するためには、各目標に紐づく施策を効果的に実施することが必要であるが、
4 その実施に当たっては、以下の考え方に沿っていくことが必要である。
5
6

7 1 科学的な認識と予防的／順応的な取組

8 生物多様性の保全と持続可能な利用は、地域における自然との共生の知恵を参考としつつ、
9 自然の特性やメカニズム、歴史性を理解し、科学的データに基づいて行うことが必要であり、
10 政策決定や取組の出発点、基礎となる。それにより、多くの人に取組の重要性や効果を示すことができる
11 と考えられる。

12 しかしながら、生物多様性に関する知識や理解は限られていることから、生物多様性の損失の
13 要因やそれに伴う生態系サービスの減少の評価、施策の立案・実施においては、その時点での最新
14 の科学的知見に基づいて必要な措置を講じたものであったとしても、常に一定の不確実性が伴
15 うことについては否定できない。とはいえ、不確実性を有することを理由として対策をとらない
16 場合に、ひとたび問題が発生すれば、それに伴う被害や対策コストが非常に大きくなる可能性や、
17 長期間にわたる極めて深刻な、あるいは不可逆的な影響をもたらす恐れもある。このため、生物
18 多様性の保全と持続可能な利用にあたっては、生物多様性への影響が懸念される問題への対策を、
19 科学的知見が十分ではないことや不確実性を伴うことをもって先送りするのではなく、科学的知見
20 の充実に努めつつ、予防的な対策を講じるという「予防的な取組方法」の考え方に基づいた取組
21 を実施していくことが原則である。なお、一定の不確実性がある中で政策的な意思決定を行う
22 ためには、関係者や国民との合意形成が不可欠である。その際には、政策決定者が十分に説明
23 責任を果たすことや、各主体間のコミュニケーションを図ることが重要である。
24
25

26 また、生態系は複雑で絶えず変化し続けているものであることから、政策判断を行った後
27 においても、生態系の変化に応じた柔軟な見直しが必要であり、新たに集積した科学的知見や、
28 施策の実施状況のモニタリング結果の科学的な評価に基づいて、必要な施策の追加・変更や
29 施策の中止等の見直しを継続して行っていく、「順応的な取組方法」の考え方に基づいた取組
30 を進めることが必要である。
31

32 2 わかりやすさの重視

33 生物多様性については、我々の生活との関係性が見えにくく、何をすればその保全や
34 持続可能な利用に役立つかが分かりにくいという課題がある。日々の暮らしの中で意識することは
35 多くないが、我々の生活は、食料や水、健康など、生態系から享受する恵みによって支えられて
36 いる。これらの生態系サービスは他の社会関係資本等とも複雑に結びついているため、人間の
37 福利における生態系の貢献を直接的に評価することは現時点で困難である。一方で、生態系
38 サービスを評価する取組は進められているこ

1 とから、その成果等も活用しながら、我々の日々の生活に生態系がどのように関わり、
2 貢献しているかを分かりやすく示していくことが大切である。

3 また、生物多様性の保全に関しては気候変動対策と異なり明解な指標はなく、生物
4 多様性の保全のためにとるべき行動やそれによる効果の評価も難しい面がある。この
5 ことが気候変動対策と比して、生物多様性保全に係る対策が遅れていると評される一
6 因にもなっており、生物多様性に係る「わかりにくさ」を克服する必要がある。

7 このため、生物多様性に関する政策の立案や実行、その効果の検証に至るまでの課
8 程においては、EBPM（証拠に基づく政策立案）の考え方にに基づき、施策の実施（イン
9 プット）からそれらの成果（アウトプット）、さらにはその結果としての生物多様性
10 保全等の効果（アウトカム）までの道筋をわかりやすいかたちで示し、それらを教育
11 や普及啓発等により発信していくことが重要である。

12 加えて、生物多様性に関する用語には、「自然環境」「生態系」「生物多様性」の
13 ように混同されて使われがちなものや、互いに概念に重複があるものなど、一般に伝
14 わりづらいものも多い。また、英語がベースとなっているために、日本人が直感的に
15 理解するには難易度の高い用語もある。このため、生物多様性への理解の増進には、
16 使用する用語の整理を行うことはもちろん、それらの本質的な意味合いを多くの人々
17 が理解しやすい平易な表現で伝える必要がある。

18
19 さらに、本戦略のもとで実施される生物多様性に関する施策と、国際的な目標、と
20 りわけ、ポスト枠組との整合や関係性をわかりやすく示していくことが求められる。
21 これにより、各取組の意義や国内目標・国際目標に対する貢献度が明確になることで、
22 取組が後押しされ、現場レベルのやる気にもつながる。同時に、進捗状況に係る国際
23 機関への報告を通じて、我が国の取組に対する国際社会からの理解を得ることに寄
24 与する。

26 **3 地域性の尊重と地域の主体性**

27 地域の生物多様性は、それぞれの地域の自然的・社会的条件を背景として長い年月
28 をかけて形づくられてきたものであり、一律ではない。そのため、本戦略の取組を進
29 める上でも、地域の生物多様性を形づくってきた自然環境や野生生物の分布状況、歴
30 史や文化、人と自然との関わり等を踏まえることが重要である。その際には、特に、
31 教育・研究機関、専門家、その地域に長年住む農林漁業者や住民等との連携を図り、
32 協力や助言を得られる体制を整えるとともに、地域で引き継がれている知識や経験に
33 関する情報を蓄積して活かすことが効果的となる。また、地域で創意工夫を重ねなが
34 ら行われている既存の活動を発展させる視点も有益である。

35 このため、地域自らが問題意識を持ち、主体性（オーナーシップ）を発揮し、地域
36 の目標を定め、地域に適した取組を進めることが重要である。そうすることで、地域
37 の生物多様性の保全と同時に、地域の活性化や地域課題の解決にもつなげることが可
38 能となる。更に各地域の活動を結びつけるネットワークを構築し協働や連携を進める

1 ことで、担い手の確保や活動の活性化、客観的な活動の評価にもつながる。

2 このような、地域における生物多様性に関する活動の維持や活性化、土地利用の方
3 向性の検討に当たって有用な手段となるのが、多様な主体の参画を得て地域自らで作
4 り上げる生物多様性地域戦略であり、地域ごとの取組の方向性や各主体の役割、目指
5 すべき地域の姿を明確にすることにより、持続的かつ魅力的な地域づくりが推進され
6 ると考えられる。

9 **4 生態系のつながりを意識した取組**

10 今日、地球上には様々な環境に適応し進化してきた多様な生物が存在しており、こ
11 れらの生物間、及びこれを取り巻く大気、水、土壌等の環境との相互作用によって生
12 態系が形成・維持され、更に栄養塩等の物質循環や水循環、動物の移動等を通じ、相
13 互につながっている。また、そこで暮らす生物は、国境を越えて移動するガン類など
14 渡り鳥から、県境を越えて移動するツキノワグマ、海から河川を遡上するアユやサケ、
15 一定の狭い範囲内の湿地と森林を行き来するカエルの仲間、更にはマイクロハビタッ
16 トに至るまで、様々な生息・移動・繁殖の空間的な広がりやつながりを有している。

17 このため、生物多様性の保全と持続可能な利用を図っていく上では、それぞれの生
18 態特性に応じて、生息・生育空間の繋がりや適切な配置が確保された生態系ネットワ
19 ークが国土全体、更には世界的な繋がりも考慮してしっかりと形成されることを念頭
20 に取り組む必要がある。その上で、生態系ネットワークを単なる概念的なものにとど
21 めず、地域の取組、更に周辺地域にも範囲を広げた取組に落とし込んでいく必要があ
22 る。

23 その際、流域を基軸として関連する流域圏を1つのまとまりとして捉える視点も重
24 要である。森林と海は河川でつながっており、私たちの暮らしや文化も、流域を単位
25 として成り立っているものが少なくない。その地域だけの視点で活動を行うのではな
26 く、流域を単位とする生態系や文化のつながりを踏まえた広範な視点を持つことによ
27 り、他の地域にも良い波及効果をもたらす活動を進めていくことが可能となる。

28 さらに、流域を越えたつながりから、全国規模のつながり、地球規模のつながりま
29 で、様々な階層性のつながりを持っていることから、それぞれのつながりを意識した
30 広域的な視点を持ち、各地域における個別具体的な課題の解決に向けた取組を進めて
31 いくことが重要である

34 **5 長期的な視点にたった取組**

35 社会経済活動は、ともすれば短期的な生産性・効率性を求める傾向にある。しかし、
36 自然資本（ストック）から得られる利益を長期的に考えると、自然資本を持続的に保
37 全し、そこから得ることができる様々な恵み（フロー）を利用した方が、これを損な
38 いながら得ることができる利益よりも経済的である場合も多いと言われている。この

1 ため、短期的な生産性や効率性を求めるのではなく、自然資本を持続的に保全し、そ
2 の回復能力を超えない範囲で利用していくことの長期的な利益も考慮していくこと
3 が原則となる。さらには、これまで長年にわたり自然資本が継続的に損なわれ、事業
4 活動のみならず自然を基盤とする文化や人類の持続可能性までもが脅かされてきた
5 ことを鑑みれば、自然資本を単に維持するだけではなく今まで以上に回復させ、そこ
6 から得られる様々な恵みを世代を超えて享受できるよう取り組んでいく姿勢が求め
7 られる。

8 こうした自然資本の中には、人々が長年にわたりつちかかってきた伝統的な知識に基
9 づき利用されているものがある。その維持・回復は伝統的な知識等の保存や維持にも
10 つながるものであり、また、我が国の自然観や郷土愛を次世代につないでいくことにも
11 資するものであることに留意する必要がある。

12 個別の取組に際しては、長期的な変化を見据えて取り組んでいくことが求められる
13 る。例えば、少子高齢化の進行により地域のコミュニティの維持や適切な土地の管理
14 をも困難になる地域も生じることが見込まれる。こうした地域については自然林や湿
15 地等の自然を再生し、災害の緩衝地として活用していくといった選択肢も考慮してい
16 く必要がある。

17 また、気候変動や地球規模での生物多様性の損失等不確実性の時代であることを踏
18 まえれば、将来予測を強化し、更に生じうる様々なシナリオにおいても持続可能性が
19 確保できるよう、状況変化に柔軟に対応できる様々な選択肢とその基盤が必要とな
20 る。このため、変化への強靱性を兼ね備えた生物多様性豊かな自然資本を長期的視点
21 に立って着実に維持・回復させていくことが重要であるとともに、劣化した自然資本
22 の回復には長い年月を要することを踏まえれば、問題を先送りすることなく迅速に取り
23 組んでいく姿勢も求められている。

24 25 26 **6 社会課題の統合的な解決への積極的活用とランドスケープアプローチ**

27 生物多様性の低下傾向は、生態系の保全と回復の強化、汚染や侵略的外来種への対
28 策等の自然環境の保全そのものを目的とする取組だけでは止められず、持続可能な食
29 料生産や、消費と廃棄物の削減といった様々な分野が連携して取り組む必要があるこ
30 とが指摘されており、そのためには生物多様性に関する社会的な理解と連携・協力が
31 不可欠となる。このため、生物多様性の損失を止め、回復に向かわせるためには、生
32 物多様性・生態系サービス（自然資本）を社会・経済活動の基盤としてとらえ直し、
33 それらを活かして多様な社会課題の解決につなげる「自然を活用した解決策（NbS）」
34 の取組を積極的に進め、社会的な理解と連携・協力を得ていく必要がある。このNbS
35 は、主目的の社会課題の解決に加え、複数の効果をもたらす（マルチベネフィット）
36 という特徴を有するとともに、近年関心が高まりつつある自然による癒しや人の健康
37 への好影響等の波及効果も期待されている。こうした中、NbSではなく自然環境の保
38 全そのものを目的とする取組であったとしても、気候変動緩和・適応、防災・減災、

1 資源循環、地域経済の活性化、人獣共通感染症、健康などの課題解決に貢献する NbS
2 としての側面を有するものもあり、あらゆる取組について NbS としての意味づけを積
3 極的に行っていくことが、社会的な理解と連携・協力の促進を進める上で重要である
4 と考えられる。

5 NbS を含め生物多様性の保全と持続可能な利用を進めるに際して効果的な手法の
6 1 つがランドスケープアプローチである。ランドスケープアプローチとは、一定の地
7 域や空間において、主に土地・空間計画をベースに、多様な人間活動と自然環境を総
8 合的に取扱い、課題解決を導き出す手法のことである。自然環境保全や、社会課題の
9 解決を別々に進めるのではなく、地域ごとに多様なスケールで生物多様性その他の
10 社会課題との間のシナジーとトレードオフを明確化した上で、自然的条件と社会的条
11 件を統合的にとらえ、地域の多様な主体の参画を得て様々な取組を協調することによ
12 り、望ましい土地利用の実現を目指すものである。そのためには様々な情報を地図上
13 に明示して「空間計画」として検討を進めることが極めて重要となる。なお、本手法
14 は陸域のみならず里海といったシースケープにおける取組や、陸と海の両方に跨る取
15 組においても有用であり、土地利用に関係する地域の様々な取組において適用される
16 ことが強く期待されるものである。

19 7 多様な主体の連携・協働の促進

20 NbS を含め生物多様性の保全と持続可能な利用を積極的に進めるためには、各主体
21 間の連携と協働が一層重要となる。

22 このため、まずは地域においては国、地方公共団体、農林漁業者、事業者、民間団
23 体、専門家、地域住民などの多様な主体間がより一層の緊密に連携し協働できる仕組
24 みを設けていくことが求められる。また、地域の伝統や知恵を有する高齢者と、これ
25 からの地域を担う若い世代がともに意思決定に加わり、目指すべき地域像を明確にし
26 ながら取り組んでいくことも大切な視点である。さらに、自然の恵みを供給する地方
27 とその恩恵を受ける都市との間で人材や資金、更には知見や人脈を通じて支えあうこ
28 とや、地域間でのノウハウの伝達のための広域的なネットワークの形成等も、人口減
29 少社会の中で持続可能な取組を効果的かつ効率的に進めるために大切な要素である。
30 また、事業者が民間団体や地方公共団体と協力して活動を展開する事例も増加してお
31 り、事業者との協働を促進する視点も欠かせない。更に中間支援組織によるコーデ
32 ネットや、科学的知見を有する専門家の参画も重要である。さらに、ジェンダーや世
33 代等により異なる多様な価値観を反映し、主体性を持った取組を促進するため、関係
34 する主体が連携・協働の取組に参加できるようにする必要がある。

35 こうした取組を支えていくためには、行政の組織間、組織内での連携体制の構築も
36 必須となる。そして、中央省庁のレベルから出先機関、市区町村の各部局のレベルに
37 至るまで、様々なレベルにおいてそれぞれ連携が図られていくことが、地域での取組
38 を効果的かつ効率的に促進するためには重要となる。

第2節 進捗状況の評価及び点検

1 国際枠組への対応【P】

ポスト2020生物多様性枠組では、愛知目標と比較して数値目標が増加するとともに、目標の達成に向けた進捗を測るために全ての国が共通して報告すべき「ヘッドライン指標」が設定された。また、各国が策定した生物多様性国家戦略を踏まえ、世界全体で目標に向けた取組の進捗状況を点検し、目標水準の引き上げや取組の加速化などの必要性を検証する「野心度分析」や「グローバルストックテイク」の実施等、モニタリングや評価のプロセスが大幅に強化され、世界目標と各国の生物多様性国家戦略との結びつきが強まった。

このような動きを踏まえ、本戦略においては、我が国の生物多様性に係る状況に加え、ポスト2020生物多様性枠組を踏まえた目標・指標を設定した。また、本戦略の実施状況の点検・評価に当たっては、世界全体で行われる点検・評価のタイミングを踏まえて、効果的・効率的に実施することとする。具体的には、グローバルストックテイクに向けて各国に提出が求められる国別報告書を作成するタイミングに合わせ、本国家戦略の中間評価や最終評価を行う。ただし、ポスト2020生物多様性枠組の最終評価のための国別報告書のとりまとめのタイミングが本戦略の最終評価のタイミングとして不相当である場合、本戦略の最終評価としては、最終年度に国別報告書の情報を更新して、本戦略の最終評価とする。また、グローバルストックテイクの結果を踏まえて必要に応じた見直しを図る。

2 点検・評価

本戦略に基づく施策の実施状況については、第2部に記載した個別施策を点検することとし、間隔は2年に1度を基本とする。その結果は関係省庁連絡会議においてとりまとめる。その際、第3章において設定した指標のうち、可能なものについてはその進捗状況をあわせて点検する。さらに、特に代表的な指標及び重点的に取り組む必要がある施策については、関係省庁からの情報提供の下、毎年把握することとし、その結果は生物多様性白書において掲載することとする。

本戦略の達成状況は、第3章において基本戦略に基づき設定した各目標及びその下での指標の進捗状況をもって評価し、その結果は関係省庁連絡会議においてとりまとめる。また、本戦略に基づく取組の結果、我が国の生物多様性及び生態系サービスがどのように変化したのかを把握するために、継続的に研究調査やモニタリング等に係る情報収集を行うとともに「生物多様性及び生態系サービスの総合評価（JBO）」として情報をまとめる。特に状態目標の評価に関して、本戦略の達成状況の評価とJBOによる評価を連携させ、効果的・効率的な評価を行う。評価を実施す

1 際には、行動目標の達成に向けた取組が、どのように状態目標の達成につながっ
2 ているかについても評価する。達成状況の評価は、前述の通り国際的な点検・評価
3 のプロセスを踏まえ、中間評価及び最終評価として実施する。

5 **3 見直し・改定**

6 本戦略は、中間評価における目標の達成状況の評価結果やグローバルストックテ
7 イクの結果を踏まえて必要に応じて見直し（中間見直し）を図る。その際、状態・
8 行動目標及び指標の設定方法や水準（野心度）、それらの達成に向けた個別施策の
9 内容の適切性や追加的取組の必要性等について見直す。また、各目標の進捗状況を
10 把握するための指標については、本戦略策定時に設定できなかった指標の開発状況
11 や、より適切に把握できる評価方法の検討状況等を踏まえ、必要に応じて中間見直
12 しに合わせて更新や追加、目標値の見直し等を図る。中間評価以外のタイミングに
13 においても、国際的な動向や、国内情勢等により必要な場合は、見直しを行う。

14 また、最終評価や JBO の結果、生物多様性と生態系サービスの評価・予測に関
15 連する研究成果等の情報を踏まえ、本戦略の改定を行う。

17 **4 関係計画等との協調**

18 生物多様性国家戦略は生物多様性基本法第 12 条第 1 項で環境基本計画を基本と
19 して策定することとされており、環境基本計画に記載の内容との整合を図る必要が
20 ある。具体的には、次期環境基本計画の策定の際に、本戦略に記載した事項を踏ま
21 えた記載を取り入れるほか、本戦略の見直しの際には次期環境基本計画の内容を踏
22 まえた検討を行う。

23 また、生物多様性に関連する国の他の計画や、関係省庁が策定する戦略・ガイド
24 ライン等との間で可能な限り点検等の作業の共通化を図るとともに、内容面でも連
25 携させることで効率的・効果的な実施を図る。

27 **第 3 節 多様な主体による取組の進捗状況の把握のための仕組み**

28 ポスト 2020 生物多様性枠組では、世界目標の達成に向け、地域に即した取組が重要
29 であるとされており、そのためには多様な主体が取組に参画することが必要である。こ
30 のため、本戦略でも多様な主体の主体的な取組や、各主体の連携協働を重視している。
31 このため、本戦略の達成状況を評価するためには、多様な主体の取組を如何に把握し、
32 分析・評価を行うかが重要となっている。

33 しかし、これまでの生物多様性国家戦略の点検評価において、国以外の主体による取
34 組の成果は十分に加味されていなかった。このため、本戦略を実施するにあたっては、
35 地方公共団体をはじめ、企業、NPO、個人といった多様な主体が実施した本戦略の目標
36 達成に貢献する取組を集約する仕組みを構築し、各主体の取組がどの程度本戦略の目標
37 達成に貢献したかを定量的に評価することとする。なお、仕組みの構築に当たっては、
38 集約した情報が各主体にも還元され、一層の取組意欲の向上や、技術の向上、主体間の

1 連携の促進にもつながるよう工夫を行うこととする。

4 第4節 各主体に期待される役割と連携

6 本戦略は、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な考え方と国の施策
7 について取りまとめたものである。しかしながら、その目標達成には、国だけではなく、
8 あらゆる主体が参加、連携、協力、協働、行動することが必要である。本節では基本戦
9 略の達成に向けて、国をはじめ、各主体に期待される「役割」と「主体間の連携」につ
10 いて、その代表的な例を示す。

11 1 国

13 国は、本戦略の実施主体として、国際目標の達成にも貢献する目標を定めるととも
14 に、全国的・国際的な見地から広域的・統一的に取り組むべき施策をあらゆる手法を
15 駆使して実施する。その際、本戦略の行動計画に位置づけられた施策が効果的に実施
16 されるよう、関係する省庁間又は地方公共団体、事業者等との間の連携を進めるとと
17 もに、本省・本庁・本社レベルから現場レベルにいたるまで、各レベル間で密に連携
18 して取組を進めていく。また、国は、各主体がそれぞれ期待される役割を果たすこと
19 ができるよう、情報の提供や技術的・予算的な支援を行っていく。

20 例えば、基本戦略1に位置づけられた30by30目標については、国は、保護地域の
21 指定や拡張、管理の強化等を行うとともに、多様な主体による自然共生サイト（仮称）
22 の登録の促進が図られるよう、制度の構築に加え、地方公共団体や企業、住民団体等
23 にこれらの地域の保全の意義や重要性、インセンティブ、手法等を示し、多様な主体
24 が連携した地域に根ざした保全等の取組を促していく。

25 基本戦略2の自然を活用した社会課題の解決にあたっては、生物多様性豊かな自然
26 環境を活用し、気候変動や人の健康、野生鳥獣との軋轢などの社会課題の解決を図る
27 ための望ましいあり方を示していくとともに、その推進に当たり必要となる制度の構
28 築や手法の開発等を進めていく。

29 基本戦略3の生物多様性と経済の統合にあたっては、国際的な動向も踏まえなが
30 ら、事業活動全般に生物多様性の観点が取り入れられるよう、生物多様性に配慮した
31 事業活動に係るガイドラインの作成や認証制度の運用、情報開示等の生物多様性に配
32 慮した投融資の基盤づくり等を行うとともに、優良事例を積極的に発信していく。ま
33 た、国自らも、物品調達や施設の維持管理・整備等にあたって、生物多様性への負荷
34 の軽減を十分に考慮するなど、環境に配慮した行動を率先して行う。

35 基本戦略4の一人一人の行動変容にあたっては、生物多様性と一人一人の日常生活
36 との結びつきや、生物多様性を守るために必要とされる行動をわかりやすく提示し、
37 行動科学の知見も踏まえ、地方公共団体や事業者等と連携しながら国民運動として進
38 むていくための普及啓発等を進める。

1 これらを進めるための基盤として、基本戦略5に記載した、全国的・広域的な生物
2 多様性に関する情報や調査体制を確保するとともに、生物多様性の保全や持続可能な
3 利用に向けた技術開発等を進める。さらに、地球規模での生物多様性とその持続的な
4 利用に向けて、公平かつ実効性のある国際的なルールの形成への積極的関与を行って
5 いくほか、途上国、とりわけアジア・太平洋地域における持続可能な社会の構築に向
6 けた取組の協力を実施し、国際的な連携を強化していく。

7 8 **2 地方公共団体**

9 地方公共団体が地域の自然的社会条件に応じたきめ細かな取組を進めていくこと
10 は、我が国の生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていく上で極めて重要な役割
11 を果たす。このうち市町村には日々の生活や、地域住民に身近な生物多様性に関する
12 活動、学校教育・社会教育を通じた人材の育成等において重要な役割を果たすことが
13 期待され、都道府県には市町村を越えた生態系ネットワークの構築や人的ネットワー
14 クの形成等のより広域的な取組や市町村間の連携促進、更には市町村の取組に対する
15 人的・技術的・資金的支援等において重要な役割を果たすことが期待される。

16 例えば、基本戦略1に位置付けられている「30by30 目標」の達成に向けては、市
17 町村あるいは都道府県レベルでの目標を設定し、都道府県自然公園や条例に基づく保
18 護地域はもちろん、より地域に根ざした地域住民に大切にされている里山やビオトー
19 プ、境内地、都市緑地等を、地域住民や地域の企業等と一体となって保全することが
20 期待される。都道府県においては、域内に占める保護地域の割合が異なる市町村間
21 の連携した目標設定や取組の促進や、地域の実情に応じたノウハウや情報の集積、更
22 には人的ネットワークの構築を期待したい。

23 基本戦略2の自然を活用した社会課題の解決に当たっては、例えば、再生可能エネ
24 ルギーの導入に当たり、生物多様性への負荷が生じない、地域と共生したものとなる
25 よう、関係する主体とともに地域にとって望ましいあり方を示していくことが期待さ
26 れる。また、防災・減災や人の健康、地域の活性化など、地域課題の解決に向けて、
27 自然を積極的に活用していく姿勢が求められる。その際、都道府県が有する広域的な
28 知見を、市町村の有する地域に特化した情報と組み合わせることにより、効果的な空間
29 計画の作成やその実施の促進が期待される。

30 基本戦略3の生物多様性と経済の統合においては、地方公共団体は、生物多様性に
31 配慮した持続可能な農林水産業を促進していくことや、事業者や都市住民と地域の活
32 動との連携に向けたマッチングを推進し、地域の産物の付加価値の向上や関係人口の
33 拡大等を図り、自然を活用した地域経済の活性化を後押ししていくことが期待され
34 る。

35 基本戦略4の一人一人の行動変容については、地方公共団体は、学校教育において、
36 生物多様性に関する関心の醸成や、知識の向上を図っていくことが期待される。その
37 ために、生物多様性に関する指導者や担い手の育成が期待される。また、学校以外の
38 場においても、博物館等を通じた学習や体験、活動への参加の機会を提供することが

1 期待される。さらに、こうした取組を地域において活動している主体と連携して取り
2 組むことにより、地域の伝統文化や伝統知・地域知の継承につなげることが期待され
3 る。

4 これらを実施するための基盤となる基本戦略5について、地方公共団体は生物多様
5 性に関する基本的な行政計画である生物多様性地域戦略を策定する際には、地域に根
6 ざした生物多様性に関する取組を位置づけるとともに、国際目標や本戦略の目標達成
7 に貢献する目標を設定し、その進捗や成果を、国を含め広く共有することが期待され
8 ている。様々な行政分野に生物多様性の観点を盛り込み、地域のあらゆる主体を巻き
9 込んで計画が策定されることが期待される。

11 3 事業者

12 事業者は、その規模や様態にかかわらず、事業活動において何らかの形で自然資本
13 を利用して商品・サービスを提供する一方で、土地利用の変化や汚染物質の排出、外
14 来種の導入などによって生物多様性に負荷をかけている。そのため、自らの事業活動
15 と生物多様性の関係性を把握し、取引先や顧客とも連携の上、生物多様性への負荷の
16 低減の方策の検討やその実施体制の構築を図ることが求められる。本戦略の基本戦略
17 3において、これら事業活動における目標を掲げており、事業者は中心的な役割を担
18 う主体として期待される。

19 サプライチェーンにおいては、原料の生産から輸送、加工、販売、廃棄に至るまで
20 のそれぞれの過程で生物多様性への負荷を低減させる必要がある。また、技術、製品・
21 サービスの提供により、バリューチェーンを通して、社会の様々な場面で生物多様性
22 の保全に貢献したり、生物多様性への負荷を削減することに貢献したりすることも可
23 能である。事業者は自らを取り巻く、サプライチェーン及びバリューチェーンの繋が
24 りを認識し、透明性のある適切な情報開示が求められる。

25 農林水産業においては、生物多様性に配慮した持続的な生産活動を行っていくこと
26 が求められる。開発事業においては、事業の実施により生物多様性への悪影響が生じ
27 ないよう必要な措置を行うことが求められる。また、金融機関においては、生物多
28 様性に配慮した事業活動に対し優先的に融資を行うなど、ESG 投融資を通じた生物多
29 様性の保全への貢献が求められる。

30 事業活動以外にも、事業者による社会への貢献も期待される場所であり、地域住
31 民と一体となった生物多様性保全の取組の実施や資金の提供等も地域の生物多様性
32 保全に大きく貢献する。特に、工場敷地内の緑地や社有林等の中には多様な動植物の
33 生息地・生育地となっている場所もあり、こうした場所は OECM 等としての活用も期
34 待される。

36 4 研究機関・研究者・学術団体

37 研究機関等は、基礎研究及び応用研究、モニタリング調査等から得られた結果に基
38 づき、我が国の生物多様性に関する政策決定に対する知見の提供や、効果的な生物多

1 様性保全の方策の提案、更にそれらをわかりやすく社会に伝えていく役割を担ってい
2 る。これらは本戦略においても基本戦略1から4の基盤となる基本戦略5の主要な主
3 体となる。

4 特に、地域に根ざした生物多様性に関する活動の実施に当たっては、地域に十分な
5 情報や知見の蓄積がない場合もある。このため、専門家たる研究者が、地方公共団体
6 や地域の活動団体、事業者等に知見を提供し、それらの活動を後押しすることも期待
7 される。

8 さらに、高度の専門知識と幅広い視野を持った次世代を担う研究者や技術者を育成
9 することも期待される。

10 11 **5 民間団体（NGO・NPO等）**

12 NGO・NPO等の民間団体は、市民参加モニタリングや自然環境教育をはじめ、国内
13 外でそれぞれの地域に固有の生物多様性を保全するためのさまざまな活動の実践や、
14 広く個人の参加を受け入れるためのプログラムの提供や体制づくりを進めていく際
15 の核である。また、民間団体による途上国での保全活動や国際的視野での科学的な情
16 報の収集・分析などの活動は、地球規模での生物多様性の保全と持続可能な利用を進
17 むていく上で重要な役割を担っている。本戦略の基本戦略1から5のどの分野におい
18 ても民間団体が推進の原動力となる。

19 このため民間団体には、本戦略の実施にあたり、これまでの活動経験や地域の自然
20 に関する知識を活かして、活動計画の提案や地域の協議会への参加等を通じて、活動
21 計画の作成段階から実施、評価に至るまで積極的に関わることや、活動の実施面にお
22 ける中心的な役割を担うことが期待される。

23 また、行政や研究機関、他の地域の民間団体等とのネットワークの活用により、地
24 域間の連携を促進させることも期待される。

25 26 **6 国民**

27 生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せるためには、社会全体の変革が必要であ
28 り、国民一人一人においても、生物多様性と日常の暮らしとの関わりを認識し、基本
29 戦略4に掲げた行動変容につなげることによって、生物多様性に配慮した持続可能な
30 ライフスタイルに転換していくことが期待される。

31 また、地域に根ざした自然環境の保全のための取組の鍵となるのが地域コミュニテ
32 ィである。しかしながら、近年、少子高齢化に伴う担い手の減少や、住民同士のつな
33 がりの希薄化などにより、コミュニティの維持が難しくなっている地域も生じてきて
34 いる。そのため、住民一人一人が地域コミュニティの一員としての自覚を持ち、地域
35 の伝統文化や里山等の地域資源を守り引き継いでいくことが期待される。

36 地域コミュニティにおいて、高齢者はこれまでの経験等を活かし、自然災害の歴史
37 や経験、生物多様性に育まれた伝統的な知識や文化を伝えていくことが期待されてい
38 る。また、次世代を担う若者が地域の意思決定に参加しやすくすることも重要である。

1 若者の取込や、他の地域や団体などとの連携を行い、新しい視点や価値観を取り入れ
2 ることは、新たな地域活性化の手法の発案にもつながり、地域の持続性を高める方策
3 となりうる。

4 こうした新たな視点や価値観を地域づくりに活かしていくため、生物多様性地域戦
5 略やその他の行政計画の策定に当たっても、地域住民の積極的な参画が期待される。

6 また、SNS の普及により、人々はいつでも容易に多くの人と繋がるのが可能な社
7 会となり、一人一人の生物多様性に関する活動を情報発信することが社会全体に波及
8 効果をもたらす可能性もある。これは我が国の社会全体をネイチャーポジティブに向
9 けていくうえで個人の役割がますます重要になっていることを意味し、国民は日頃か
10 ら生物多様性保全に関する意識を高めていくことが求められている。

11
12
13
14

第2部 行動計画

(はじめに)

第2部では、第1部第3章で示した5つの基本戦略ごとに設定された行動目標の達成に向け、2030年までに国が取り組む具体的施策を整理し、網羅的に記載する。

なお、これらの具体的施策は、2025年以後に予定されるポスト2020生物多様性枠組の中間評価をはじめ、生物多様性をめぐる今後の国内外の状況変化や各施策の進捗状況を踏まえつつ、必要に応じて拡充・強化を図る。

第1章 生態系の健全性の回復

行動目標1-1 陸域及び海域の30%を保護地域及びOECMにより保全するとともに、それら地域の管理の有効性を強化する

健全な生態系を確保するためには、生態系を面的に保全し、効果的に管理し、それらをつなげることが必要である。日本を含むG7各国は、生物多様性の観点から、2030年までに陸域と海域の30%以上を保全する30by30目標に取り組むことを約束している。

2022年5月時点で、日本では陸域の20.5%、海域の13.3%が保護地域として保全されている⁸。30by30目標を達成するためには、国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上に加え、OECMの設定・管理を進めることが不可欠である。

保護地域の拡張について、陸域においては、最新のデータに基づき選定した今後の国立・国定公園の新規指定・大規模拡張候補地について、指定・拡張に向けた調整を順次進める。さらに管理の質の向上を目指して検討を進めるほか、2030年までに国立・国定公園の再検討や点検作業を強化し、必要に応じて周辺エリアの編入又は地種区分の格上げなども進める。海洋については、特に景観・利用の観点からも重要で生物多様性の保全にも寄与する沿岸域について、国立公園の海域公園地区の面積を2030年までに倍増させることを目指す。また、国立公園等について、広範な関係者と連携しつつ、国立公園満喫プロジェクト等により保護と利用の好循環を形成するとともに、保護管理施策や管理体制の充実を図る。一方、新規指定や大規模拡張の対象ではない既存の保護地域においても、法令等に基づく適切な保全・管理を着実に実施していく。

OECMの設定・管理について、まずは民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域について、「自然共生サイト(仮称)」として認定する仕組みを構築し、既存の保護地域との重複を除いてOECM国際データベースに登録する。国の制度等に基づき管理されている森林・河川・都市緑地等も生態系ネットワークを構築する場として重要であることから、関係省庁が連携し、OECMに該当する地域を検討し、適切なものはOECMとして整理する。海域については、関係省庁が連携し、多様な主体との連携による効果的な管理とモニタリングの実施を通じて、多面的な利用と生物多様性保全の両立が図られる海域をOECMとすべく、

⁸ 陸域については自然公園、自然海浜保全地区、自然環境保全地域、鳥獣保護区、生息地保護区、近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区、保護林、緑の回廊、天然記念物、都道府県が条例で定めるその他保護地域のうち、地理情報が入手可能な区域を重複を除き算定した面積の、国土面積に対する割合。海域については、日本の管轄圏内の水域に対する海洋保護区の面積割合(重複を除く)。

1 該当箇所の整理を進める。

2 さらに、これらの取組を支える体制を強化するため、多様な関係者との連携強化、基礎
3 調査やモニタリングの充実、保全上効果的な地域を可視化したマップ作成など生物多様性の
4 状況の「見える化」の推進などを図っていく。

6 <具体的施策>

7 ○重点施策

8 1-1-○ 国立・国定公園の大規模拡張

9 ▶ 国立・国定公園総点検事業フォローアップ

10 2022 年度に選定した国立・国定公園の新規指定・大規模拡張候補地を主な対象として、
11 関係機関と調整の上、2030 年までに新規指定や大規模拡張等の調整を順次進める。

12 【環境省】

13 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
新規指定及び大規模拡張を実施した国立・ 国定公園数（累積）	—	14 か所 (2030 年)

14 ▶ 海域公園地区の倍増

15 海域については、特に景観・利用の観点からも重要で生物多様性の保全にも寄与する沿
16 岸域において国立公園の海域公園地区の面積を 2030 年までに倍増させることを目指す。

17 【環境省】

18 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
海域公園地区の面積	55,088ha	110,176ha (2030 年)

21 1-1-○ 沖合海底自然環境保全地域の基礎調査・モニタリング

22 沖合海底自然環境保全地域を適切に管理するため、海山・熱水噴出域・海溝等に存在す
23 る特異な生態系において、画像や環境 DNA 等の解析により、地域指定当初における自然環
24 境の状況に関する基礎調査を行うとともに、保護区内の環境変化を把握するためのモニタ
25 リング調査を継続的に実施する。また、深海を対象とした生物多様性モニタリング技術開
26 発を実施し、沖合海底自然環境保全地域の管理等に活用する。

27 【環境省、文部科学省】

28 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
沖合海底自然環境保全地域における延べ調査地点数	なし	14(2030 年)
JAMSTEC から環境省等への情報提供数（委員会等への 出席数）	1	1 回以上

1
2 **1-1-○ 30by30 アライアンスでの活動**

3 環境省を含めた産民官 17 団体を発起人とする有志連合である「生物多様性のための
4 30by30 アライアンス」を通じ、30by30 目標に係る先駆的な取組を促し発信する。

5 **【環境省】**

6 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
30by30 アライアンス参加者数	171 (P)	500 (2025 年)
自然共生サイト (仮称) 認定登録数	—	100 か所 (2023 年)

7
8 **1-1-○ 海域における OECM の設定に関する検討**

9 多様な主体との連携による効果的な管理とモニタリングの実施を通じて、多面的な利用
10 と生物多様性保全の両立が図られる海域を OECM とするため、生物多様性の観点から重要
11 度の高い海域や漁獲等の既存の科学的情報や海底鉱物資源の開発状況等を元に OECM の候
12 補となる海域を抽出し、海域における OECM の設定に関する検討を行う。加えて、OECM 設
13 定後の効果的なモニタリング手法に関する検討を行う。

14 **【環境省、農林水産省、ほか関係省庁】**

15 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
我が国の管轄水域内における海洋保護区及 び OECM の割合	13.3%	30% (2030 年)

16
17 **1-1-○ 自然共生サイト (仮称) 認定の推進**

18 民間の取組等により生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト (仮称)」
19 に認定する仕組みを 2023 年度から正式に開始し、2023 年には、全国で 100 か所以上を認
20 定することを目指す。認定サイトは既存の保護地域との重複を除いて OECM 国際データベ
21 ースに登録する。また、一括認定や団体との連携協定、30by30 アライアンスによる取組
22 推進等によって認定を促進し、30by30 目標達成に向けて可能な限り多くの自然共生サイ
23 ト (仮称) 認定地を確保する。

24 **【環境省】**

25 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
自然共生サイト (仮称) 認定登録数	—	100 か所 (2023 年)
我が国の陸域における保護地域及び OECM の占める割合	20.5%	30% (2030 年)

26 **1-1-○ 国の制度等に基づき管理されている地域のうち OECM 該当地域の整理**

27 国の制度等に基づき管理されている地域のうち OECM に該当する可能性のある地域を検
28 討した上で、適切なものについては OECM として整理する。 **【環境省、ほか関係省庁】**

1 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
我が国の陸域における保護地域及び OECM の占める割合	20.5%	30% (2030年)

2
3 1-1-○ 生物多様性の重要性や保全効果の見える化

4 奥山から中山間地域、さらに都市部まで陸域の全域をカバーする生物多様性の現状や保
5 全上効果的な地域を可視化したマップを提供する。さらに、更新可能なシステムを開発し、
6 モニタリング機能とマップを連携させることで保全活動の効果が適宜把握できる仕組み
7 とする等、必要な機能を付加・充実させる。 【環境省】

8 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
我が国の陸域における保護地域及び OECM の占める割合	20.5%	30% (2030年)

9
10 ○継続・強化する施策

11 1-1-○ 里海づくり活動の促進及び情報発信

12 2020年3月の中環審答申「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について」
13 や2021年6月に改正された瀬戸内海環境保全特別措置法を基に、生物多様性や生物生産
14 性が確保された地域主体の里海づくりを総合的に進める。また、里海ネット等の活用やシ
15 ンポジウムなどを通じて、国内のみならず世界に向け「里海」の考え方を情報発信する。

16 【環境省】

17 (目標) 自然海浜保全地区の拡充、沿岸域の環境の保全・再生と地域資源の利活用の好循
18 環を生み出す里海づくりの推進

19
20 1-1-○ 世界自然遺産の保全管理の充実

21 白神山地、屋久島の最初の世界自然遺産登録後、新たな候補地の検討を踏まえ、知床、
22 小笠原諸島が登録された。そして、2021年7月には、候補地として残されていた奄美大
23 島、徳之島、沖縄島北部及び西表島が世界遺産として登録された。これら5地域において、
24 管理計画に基づきモニタリング調査等を進めるとともに、地域連絡会議及び科学委員会
25 の議論を通じて地域の合意を図りながら、ユネスコ世界遺産委員会の議論も踏まえて、順
26 応的な保全管理の充実を図る。 【環境省、ほか関係省庁】

27 (目標) 遺産地域における世界遺産センターの整備

28 各地域において世界自然センターを整備し、観光利用に当たっての事前レクチャー等
29 を実施するとともに、遺産価値を体感できる施設 (VR 等) を整え、各地域における適
30 切な保護管理及び外国人を含む利用者対応のための普及啓発体制を整える。

31 (現状) 知床、白神山地、小笠原諸島、屋久島にはそれぞれ世界遺産センター及びそれに
32 相当する機能を持つ施設が整備済み。

1
2 **1-1-〇 国立・国定公園の公園計画の点検強化**

3 保護地域の管理の質の向上のため、国立・国定公園総点検事業フォローアップ結果や
4 自然公園制度の見直しも踏まえて国立・国定公園の再検討や点検作業を強化し、必要に
5 応じて周辺エリアの公園編入や地種区分の格上げを進める。 **【環境省】**

6 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
5年の点検期間を超えている地域（計画） 数	52/62 地域（計画）	26/62 地域（計画）

7
8 **1-1-〇 生息地等保護区における希少種の保全**

9 生息地等保護区ごとに定めている保護の指針に従い対象種の生息・生育状況の把握に
10 努め、適切な管理や、生息・生育環境の維持改善を行うとともに、必要に応じ保護の指
11 針や区域の見直しを検討し、希少種の保全を強化する。 **【環境省】**

12
13 **〇維持する施策**

14 **1-1-〇 既存保護地域の法令に基づく規制・管理等**

15 既存の保護地域(※)において、法令や制度等に基づき適切な管理、調査等を着実に実
16 施するとともに、必要に応じて新たな指定や区域の見直し等を行う。

17 **【環境省、農林水産省、ほか関係省庁】**

18 **※陸域及び内陸水域の保護地域**

種別	面積等
自然公園（国立公園、国定公園、都道府県立自然公園）	5,602,912ha(2022.3時点)
自然海浜保全地区	91地区
自然環境保全地域（原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域）	104,637ha(2020.12時点)
鳥獣保護区	3,515千ha(2021.11時点)
生息地等保護区	1,489ha(2021.7時点)
近郊緑地特別保全地区	3,754ha(2021.3時点)
特別緑地保全地区	2,896ha(2021.3時点)
保護林	98.1万ha(2022.4時点)
緑の回廊	58.4万ha(2022.4時点)
天然記念物	—
都道府県が条例で定めるその他保護地域	—

19 注：現在我が国の陸域における保護地域の割合 20.5%については、これらの地域のうち地理情報が入手可能な
20 区域を、重複を除き計算したものの。このため、上記の公式な指定面積の合計とは一致しない

21 **※沿岸及び海域の保護地域**

種別	面積（重複あり）
自然公園	19,115km ²
自然海浜保全地区	91 地区
自然環境保全地域	1km ²
沖合海底自然環境保全地域	226,834km ²
鳥獣保護区	661km ²
生息地等保護区（海域では指定なし）	—
天然記念物	—
保護水面	28km ²
沿岸水産資源開発区域、指定海域	333,616km ²
都道府県・漁業者団体等による各種指定区域	—
共同漁業権区域	87,200km ²

1 （データ出典：環境省「令和2年度生物多様性条約における2021年以降の国際目標に関する議論に向けた調
2 査検討業務」報告書）

3

4 1-1-〇 天然記念物の保存・活用の推進

5 我が国にとって学術上価値の高い動植物等のうち重要なものを天然記念物に指定し、分
6 布・生態調査や生息・生育環境の維持・復元、食害対策等に関する補助を実施している。
7 また、地方公共団体が天然記念物の指定地を公有化する事業に対し、その一部の補助を実
8 施している。 【文部科学省】

9

10 1-1-〇 国立・国定公園の管理強化

11 ▶ 国立公園等の管理体制の強化

12 環境省現地職員や自然の風景地等を管理する公園管理団体の指定の促進等により、国立
13 公園の管理体制の強化を進める。また、自然公園指導員やパークボランティアを養成する
14 ことにより、自然公園等の適正な利用とその保護活動の充実を図る。 【環境省】

15

（現状と目標）

指標	現状値	目標値
パークボランティア登録者数	1,284 人 (2021 年度末)	前年度以上
自然公園指導員登録者数	2,266 人 (2022 年 1 月 1 日)	前年度以上

16

17 ▶ 地域参加型の管理強化

18 国立公園等において、地域の自然状況を熟知した地元の民間事業者等を活用し、官民
19 一体となり自然環境保全活動を実施し、民間主体による管理保全体制の充実を図る（グ
20 リーンワーカー事業）。また、海域のうち、サンゴ、藻場等の優れた景観を有する海域
21 公園地区において、サンゴの食害被害を防ぐためオニヒトデを駆除するなど、保護と利

用の両立を目的とした優れた管理体制の確立や効果的な管理手法を導入して対策を実施
(マリンワーカー事業)。 【環境省】

➤ 国立公園における利用の調整

利用者の集中など過剰利用による植生破壊や野生動物の生息環境のかく乱の防止、質
の高い自然体験が得られる場を確保するため、利用の分散や平準化のため、自然公園法
に基づく利用調整地区やエコツーリズム推進法に基づく特定自然観光資源の指定等、管
理手法の検討・実施を行うとともに、限定体験の造成、提供を行う。 【環境省】

➤ 国立公園等におけるニホンジカ対策

我が国の生物多様性保全上重要な国立公園等のニホンジカによる深刻な生態系被害を
受けている又は受ける可能性の高い地域において、国立公園内の自然の風景地の保護の
ため必要な事業を行い、保全を図る。 【環境省、ほか関係省庁】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
ニホンジカの推定生息頭数(全国) ※2011年度比で半減	189万頭	134万頭 (2023年度)

➤ 山岳環境保全対策支援事業(山岳トイレ)

民間山小屋の持つ公益的機能を高めるため、環境整備支援(山小屋トイレ整備等)を
行い、国立公園等の山岳地域の優れた景観の保持、衛生環境の維持及び自然環境の保全
と適正利用を図る。 【環境省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
環境配慮型トイレ等を導入した施設数	42か所	約100か所(2030年)

➤ 特定民有地買上事業

国立公園等のうち自然環境保全上重要な地域内に所在し、生物多様性保全の観点等か
ら保護の必要性が高い民有地の買上を行い、これらの地域の保護管理の強化を図る。

【環境省、ほか関係省庁】

1-1-○ 効率的な深海生態系モニタリング技術開発

現在、大がかりな装置や高額経費を要する深海生態系モニタリング方法に対し、簡便
な装置と最新の分析技術を取り入れたモニタリング方法を開発する。そして、沖合海底自
然環境保全地域の管理等に活用する。 【文部科学省、ほか関係省庁】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
開発した技術が使用された事例数	なし	1回以上

環境省等への情報提供数（委員会等への出席数）	年 1 回以上	年 1 回以上
科学論文数	年 1 報以上	年 1 報以上

1
2 **行動目標 1-2 土地利用及び海域利用による生物多様性への負荷を軽減することで生態**
3 **系の劣化を防ぐとともに、既に劣化した生態系の〇%の再生を進め、生態系ネ**
4 **ットワーク形成に資する施策を実施する**

5 日本の生物多様性の損失をもたらす直接的な要因のうち、開発を含む土地と海の利用によ
6 る影響は非常に大きい。JB03によると、生態系の規模に関して、農地や草原等の開発・改
7 変や利用の縮小、湿原や自然湖沼の開拓・埋立、自然河岸・海岸の整備や埋立等により、過
8 去 50 年間で農地生態系、陸水生態系、沿岸・海岸生態系において規模の縮小がみられた。
9 生態系の質に関しては、森林生態系では天然林から人工林への転換、二次林の放置による種
10 構成・種多様性の変化など、生物の生息・生育環境としての質の変化が生じているほか、農
11 地、水路・ため池、農用林等の森林、牧草・放牧地等の草原が利用されなくなることにより、
12 生息・生育環境がモザイク状に配置された里地里山の生態系が消失し、生物多様性の喪失・
13 劣化が進行することが懸念されている。また生態系の連続性については、森林や農地の分断
14 化・孤立化により、生息地の分断化に脆弱な哺乳類の個体数減少が危惧されているほか、治
15 水・利水目的のダム・堰の整備による河川の分断化が進み河川を遡上する生物の移動を妨げ
16 ている可能性が指摘されるなど、生態系の連続性は、森林・農地・陸水生態系において長期
17 的に低下する傾向にある。加えて、こうした陸域での活動は、栄養塩やごみの流入などによ
18 って、河口域から沿岸域にも影響を与えており、いわゆる森里川海のつながりを考慮するこ
19 とが重要である。さらに、海域については、表層から深海への物質輸送や生物の生活史にお
20 ける異なる生態系の利用など、海域内での連結性の視点も必要である。

21 直近 20 年の開発・改変による圧力は低下しているものの、相対的に小規模な開発・改変
22 によっても生物多様性は影響を受けている。また、気候変動緩和策は第 4 の危機への対策と
23 して重要だが、再生可能エネルギー発電設備の設置に伴い生物多様性の損失が生じていると
24 も指摘されている。

25 生物多様性を保全するためには、生態系のさらなる劣化を防ぐと同時に、すでに劣化した
26 生態系を再生することが不可欠である。このため、保護地域や OECM による面的な保全に加
27 え、環境への負荷を回避・軽減する土地利用への転換を図るとともに、生態系劣化の現状を
28 把握するための調査を進め、再生を図るべき地域やネットワークの核となる優れた自然環境
29 を有する地域を特定し必要な保全管理を行っていく。そしてこれらの地域を有機的につなぎ
30 生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保することにより、劣化した生態系を再
31 生するとともに生態系ネットワークの形成を進める。特に、国立公園等の保護地域内におい
32 ては、自然の再生や生態系の維持回復につながる取組として、希少な生物の生育・生息する
33 森林の針広混交林等の育成複層林又は天然生林への誘導、人工構造物の撤去等による河川の
34 連続性の回復、外来種やシカによる生態系への影響低減等を積極的に進める。

35
36 **<具体的施策>**

1 ○ **重点施策**

2 1-2-○ **効果的な保護地域・OECM の設定**

3 国土全体にわたる広域的な観点と属地的な観点の双方から、効果的な保護地域や OECM
4 の設定による生態系の連結性と健全性を高めることで、気候変動等による環境の変化に対
5 しても強靱な国土を形成する。 **【環境省、ほか関係省庁】**

6 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
自然共生サイト（仮称）認定登録数	—	100カ所（2023年）
我が国の陸域における保護地域及び OECM の占める割合	20.5%	30%（2030年）

7
8 1-2-○ **生態系の再生の強化**

9 ▶ **屈斜路湖中島におけるエゾシカ対策及び森林再生**

10 湖に浮かぶ島として日本最大の屈斜路湖中島は、人の立入りが制限されているが、エ
11 ゾシカが増加してその影響が顕著になりつつあるため、エゾシカ対策等による森林の再
12 生を図る。 **【環境省、ほか関係省庁】**

13 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
エゾシカ捕獲数		
単位面積当たりの実生数		

14
15 ▶ **阿蘇の二次草原の維持・再生**

16 阿蘇の草原は、「放牧」「採草」「野焼き」などの人の関わりによって、野草を主体
17 とする草原環境が維持されてきた。草原の維持・再生を目的として、生業による草原維
18 持の支援強化（牧野管理作業の軽減や支援ボランティアの拡充等）、公益機能保全のた
19 めに多様な主体が関わる草原管理（生物多様性に配慮した営農への支援等）、普及啓発
20 と科学的根拠に基づく後方支援基盤づくり等を進めている。 **【環境省、ほか関係省庁】**

21 **(目標)**

22 当面7年間：阿蘇草原の減少傾向を改善させる

23 30年後：2021年と変わらない規模の阿蘇草原を維持

24 **(現状)**

25 阿蘇の草原は、ここ約100年間で半分以下に、直近30年を見ても1/4近く（面積に
26 して約7,500ha）減少しており、30年後に現状の4割まで減少するシナリオが予測。

27 牧野面積（野草地、牧草地、林地、未利用地含む）21,998ha（2021年）

28 うち野草地の面積 14,850ha（2021年）

29
30 ▶ **シュリコマベツ湾におけるマリモ生育地の再生**

31 阿寒湖は世界で唯一大型の球状マリモが生育する湖である。現在は湖内2か所にのみ

1 生育するが、かつて生育していたシュリコマベツ湾において地域と連携した生育地再生
2 を進める。 【環境省、ほか関係省庁】

3 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
シュリコマベツ湾における球状マリモの生育面積		

4
5 ○継続・強化する施策

6 1-2-○ 生態系ネットワークの形成・保全

7 ▶ 森里川海における生態系ネットワークの形成

8
9 ▶ 農村環境における生態系ネットワークの保全

10 地域の農業者だけでなく多様な主体の参画を得て、地域ぐるみで農地・農業用水等の
11 資源を保全管理する取組と併せて、水質保全や生態系保全等の農村環境の向上に資する
12 取組を支援。 【農林水産省】

13 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
地域による農地・農業用水等の保 全管理への延べ参加者数	延べ1,301万人・団体 (2016~2020年度)	延べ1,400万人・団体(2021~2025 年度)
中山間地域等の農用地面積の減少 防止	7.2万ha (2020年度)	7.5万ha (2024年度)
農地・農業用水等の保全管理に係 る地域の共同活動により広域的に 保全管理される農地面積の割合	46% (2020年度)	60% (2025年度)

14
15 ▶ 河川を基軸とした広域的な生態系ネットワークの形成

16 湿地等の再生、魚道整備等による魚類の遡上・降下環境の改善等を推進するとともに、
17 地方公共団体、市民、河川管理者、農業関係者等の多様な主体の連携により、河川を基
18 軸とした生態系ネットワーク形成の取組による流域の生態系の保全・創出を推進する。

19 【国土交通省、ほか関係省庁】

20 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
取組方針・目標を定めている「河川を 基軸とした生態系ネットワーク」の数	13 (2020年度)	17 (2030年度)

21
22 1-2-○ 多自然川づくり

23 河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、
24 河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を推

1 進する。多自然川づくりはすべての川づくりの基本であり、すべての一級河川、二級河川
2 及び準用河川における調査、計画、設計、施工・維持管理等の河川管理におけるすべての
3 行為で推進する。 【国土交通省】

4 (目標) 河川管理を行うに当たっては、多自然川づくりの推進を図る。

6 1-2-〇 劣化再生に関するベースライン設定に向けた調査

8 1-2-〇 環境影響評価の推進

9 事業の実施に当たり適正な環境配慮が確保され、生物多様性の保全に資するよう、環境
10 影響評価制度を適切に推進する。また、事業計画の立案に先立ち、上位の計画の策定に環
11 境配慮を組み込むための戦略的環境アセスメントの推進に向けた取組を進める。

12 【環境省】

14 ○維持する施策

15 1-2-〇 森林生態系の保存及び復元、点在する希少な森林生態系の保護管理

- 16 ・ 天然林や希少な野生生物が生育・生息する森林等について、自然の推移に委ねること
- 17 を基本とし、国有林と民有林が連携して取り組む
- 18 ・ 里山二次林等については、継続的な保全管理等を推進
- 19 ・ 自然環境の保全、野生生物の保護、遺伝資源の保存等を図る上で重要な役割を果たし
- 20 ている国有林野については、地域住民、NPO 等と連携を図りながら、希少野生生物の
- 21 保護等に努める

【農林水産

22 省】

24 1-2-〇 多様な森林づくりの推進

- 25 ・ 森林資源の利用や自然撓乱の頻度に応じた間伐、広葉樹林化、長伐期化、針広混交林
- 26 化、伐採後の確実な再造林を実施
- 27 ・ 国有林野の管理経営に当たって、自然維持タイプ、水源涵養タイプ等の機能類型に区
- 28 分し、希少な生物の生育、生息に適した森林の維持、間伐や複層林への誘導等を推進
- 29 するほか、森林資源の有効活用にも配慮し、公益林として適切な施業を実施

30 【農林水産省】

31 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
公益的機能の一層の発揮のため自然状況等を踏まえて育成複層林に誘導することとされている 350 万 ha の育成単層林のうち、育成複層林へ誘導した森林の割合（累計）	1.9% (2018 年度)	2.9% (2023 年度)

33 1-2-〇 生物多様性に配慮した森林計画

34 地域森林計画等により、貴重な野生生物の保護に配慮した施業方法の指針を示す。

【農林水産省、ほか関係省庁】

1-2-〇 地域における森林の保安全管理

森林所有者自ら経営や管理ができない森林について、市町村が主体となった経営や管理を実施することとし、森林所有者への働きかけを行う。

【農林水産省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
私有人工林が所在する市町村のうち、新たな制度の下で森林の集積・集約化に取り組んだ市町村の割合	6割	10割 (2023年度)
私有人工林のうち林業経営を実施する森林として集積・集約化された面積の割合	37%	5割 (2028年度)

1-2-〇 草地の整備・保全・利用の推進

地域ぐるみでの草地の生産性・機能を維持するための放牧の推進や草地の整備、貴重な草地資源を有する公共牧場等の放牧地の整備。

【農林水産省】

1-2-〇 水田決議に基づく取組の推進

1-2-〇 生態系保全に資する用水確保

農業用水、環境用水等の取得に向けた調査・調整等を支援。

【農林水産省、ほか関係省庁】

1-2-〇 生態系に配慮した道路整備

動物の生息域分断の防止や、植物の生育環境の保全を図る観点から、動物の道路横断構造物や、動物注意の標識を設置するなど、生態系に配慮した道路の整備に努める。

【国土交通省】

1-2-〇 道路整備における動植物の生息・生育環境の形成

地域によっては、道路整備に当たって周辺の自然環境の現状に配慮しながら、植栽の樹種などを工夫するなどにより、動植物の生息・生育環境の形成に積極的に取り組む。

【国土交通省】

1-2-〇 自然環境に関する調査・データの集積と必要に応じた路線選定・構造形式の採用

自然環境に関する詳細な調査、データの集積に取り組むとともに、それを踏まえた上で、必要に応じて、豊かな自然を保全できるような路線の選定や、地形・植生の大きな改変を避けるための構造形式の採用に努める。

【国土交通省】

1
2 **1-2-○ 盛土のり面等における自然と調和した再緑化**

3 道路事業に伴い発生した盛土のり面などについては、既存ストックも含めて、地域の気
4 候や土壌などの自然条件に最も調和した植生の活用などにより再緑化を行い、できる限り
5 自然に近い状態に復元する。 **【国土交通省】**

6
7 **1-2-○ 都市における生物多様性保全の推進**

8 2016 年度に策定した「都市の生物多様性指標（簡易版）」の普及啓発を図り、都市に
9 おける生物多様性保全の取組を一層推進する。 **【国土交通省】**

10
11 **1-2-○ 都市緑化等の推進**

12 緑化地域制度などの私有地の緑化を推進するために有効な制度について、制度の普及も
13 含めた一層の推進を図る。また、開発事業における緑に関わる取組を評価し、優秀な事例
14 については認定・表彰することで事業者の努力を促すための都市開発における緑地の評価
15 制度について、制度の普及に努める。 **【国土交通省】**

16
17 **1-2-○ 都市緑地の保全、都市公園の整備等**

18 良好な自然的環境を有する緑地の保全・活用を図るため、特別緑地保全地区等の緑地保
19 全制度の活用を促進するとともに、土地の買入れ、緑地の保全に必要な施設の整備等に対
20 する財政支援を通じて、都市における生物の生息域の確保を進める。また、都市公園の整
21 備や、雨庭の設置等グリーンインフラの社会実装等を推進することにより、生物の生息空
22 間の創出を進める。 **【国土交通省、ほか関係省庁】**

23 **（現状と目標）**

指標	現状値	目標値
都市公園等の整備面積	83 千 ha (2018 年度)	85 千 ha (2030 年度)

24
25 **1-2-○ 下水処理施設等の施設空間における水辺の保全・創出**

26 過密化した都市における貴重なオープンスペースである下水処理施設の上部や雨水渠
27 などの施設空間において、せせらぎ水路の整備や処理水の再利用などによる水辺の保全・
28 創出を図り、都市における生物の生息・生育場所を関係者と連携し提供する。

29 **【国土交通省】**

30 **（現状と目標）**

指標	現状値	目標値
下水道処理施設等におけるせせらぎ 水路等の整備面積	1,147ha (2020 年度)	1,170ha (2030 年度末)

31
32 **1-2-○ 下水処理水及び雨水の再利用等による水循環系の構築**

1 下水処理水や雨水の再利用、雨水の貯留浸透による流出抑制など、広域的な視点からの
2 健全な水循環系の構築に向けて事業を推進する。 【国土交通省】

3 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
新世代下水道支援事業制度による各年度事業数	2件 (2020年度)	2020年度以降累積 22件 (2030年度末)

4
5 1-2-〇 健全な水循環に係る啓発促進

6 2014年の水循環基本法の成立を受け発足した環境省ウォータープロジェクトを通じ
7 て、健全な水循環の維持・回復に関する普及啓発活動の推進や情報発信を行うとともに、
8 地域の水辺の保全・活用を支援することにより、環境保全意識の高揚や水環境保全等の推
9 進を図る。また、新しい時代の名水百選の選定を行う。 【環境省】

10 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
環境省ウォータープロジェクト・グッドプラクティ ス塾への参加者数	575 (2022年度)	設定なし

11
12 1-2-〇 河川流域における土地の利用等による生態系への負荷軽減

13 ▶ 総合的な土砂管理の取組の推進

14 流域の源頭部から海岸まで一貫した総合的な土砂管理の取組を、関係機関の連携のも
15 と推進する。モニタリングにより土砂動態を把握するとともに、総合土砂管理計画を策
16 定し、透過型砂防堰堤の整備、ダム堆積土砂の下流還元、サンドバイパスによる海岸の
17 侵食対策など、土砂移動の連続性を確保する取組を推進する。

18 【国土交通省、ほか関係省庁】

19
20 ▶ ダム整備等の環境配慮

21 ダム整備等の大規模な公共事業に当たっての環境配慮（環境アセス等）ダム事業等の
22 大規模な公共事業の実施に当たって、事前の環境調査を実施し、ダム事業等が環境に及
23 ぼす影響について検討し、回避・低減、代償措置等の適切な環境保全措置を講じる。

24 【国土交通省、ほか関係省庁】

25
26 ▶ ダムの弾力的管理

27 ダム下流の河川環境の保全等のため、洪水調節に支障を及ぼさない範囲で洪水調節容
28 量の一部を有効に活用するダムの弾力的管理及び弾力的管理試験を実施する。また、放
29 流方法の検討をより進め、更に効果的なものとしていく。 【国土交通省】

30
31 ▶ 水力発電に伴う減水区間の解消による清流回復

1 水力発電に伴い河川の流量が著しく減少する減水区間の改善を図るため、発電ガイド
2 ラインに基づき、減水区間の解消に努める。また、水利権更新の機会などをとらえ、発
3 電に伴う減水区間の清流回復に取り組む。 【国土交通省】

4 5 **1-2-〇 水産生物の生活史に対応した水産環境整備**

6 水産生物の生活史に対応した藻場・干潟から沖合域までの良好な生息環境空間を創出す
7 る水産環境整備を推進。 【農林水産省】

8 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値 (2026 年度)
水産資源の回復や生産量の向上のための漁場整備による水産物の増産量	0トン	6.5万トン
藻場の保全・創造の取組を実施する海域において、藻場面積を維持・回復	約7千ha	約7千ha

9 10 **1-2-〇 海の再生プロジェクトによる海域の水質改善**

11 都市再生プロジェクト第三次決定「海の再生」の実現に向けて、東京湾、大阪湾、伊勢
12 湾、広島湾の水質環境改善が必要な閉鎖性海域について、全国海の再生プロジェクトを展開。
13 行動計画の進捗状況についてフォローアップを行い、その着実な実施に努め、必要に
14 応じて行動計画の見直しを行う。 【国土交通省、ほか関係省庁】

15 16 **1-2-〇 港湾施設の改修に併せた生物共生機能を付加させた港湾構造の整備推進**

17 港湾施設の老朽化対策・耐震化は取り組むべき課題であり、各港湾において港湾施設の
18 改修を行う必要がある。その際、生物共生型港湾構造物の整備を検討することで、港湾に
19 おける多様な生物の自然環境形成・改善を推進する。 【国土交通省】

20 21 **1-2-〇 沿岸域の水質浄化対策の推進**

22 東京港や大阪港等において汚泥の浚渫を実施し、水質・底質の環境を改善し、沿岸域の
23 生物多様性の保全・再生の取組を推進した。 【国土交通省、ほか関係省庁】

24 **(目標)** 2030 年度までの計画に対し、達成率 100%

25 26 **1-2-〇 浚渫土砂を有効活用した港湾区域における自然環境の再生・保全の推進**

27 海底の有機汚泥の浚渫や港湾整備により発生した浚渫土砂を有効活用し、干潟・藻場等
28 の再生、深掘跡の埋め戻し、閉鎖性海域における水質の改善等に努め、港湾区域の自然環
29 境の再生・保全を推進する。また、浚渫土砂については広域的な利用、リサイクル材も含
30 めた品質の確保に努める。 【国土交通省】

31 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
三大湾における自然再生事業の面積割合	85.9%	100%

三大湾における深掘り跡埋戻しの割合	44.9%	100%
-------------------	-------	------

1
2 **1-2-○ 自然再生の推進**

3 自然再生推進法に基づき、NPOや地域住民、関係行政機関など多様な主体が連携して
4 実施する自然再生活動を全国的に推進するため、自然再生専門家会議の運営や自然再生専
5 門家会議委員による学術的観点からの助言や現地指導の実施及び自然再生に係る情報収
6 集、課題解決策の検討、普及啓発等を実施する。 **【環境省、ほか関係省庁】**

7 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
自然再生推進法に基づく自然再生協議会設置箇所数	27 か所 (2021 年度)	30 か所 (2025 年度)
自然再生事業実施計画策定数	49 計画 (2021 年度)	54 計画

8
9 **行動目標 1-3 汚染（生物多様性への影響を減らすことを目的として排出の管理と環境容
10 量を考慮した適正な水準とする）、侵略的外来種（侵入及び定着率〇%の削減）、
11 気候変動による生物多様性に対する負の影響を削減・軽減することに資する
12 施策を実施する**

13 IPBES 地球規模評価報告書で特定された生物多様性の損失に深刻な影響を及ぼす5つの
14 直接要因のうち、土地と海の利用については行動目標 1-2 で述べ、直接採取については、法
15 令に基づく生物種の保護の観点からは行動目標 1-4 で、農林水産業に伴う採取の持続可能性
16 の観点からは行動目標 3-4 で触れることとする。そのほかの3つの要因として、汚染（排水
17 等に含まれる化学物質や農薬、海洋プラスチックなど）、侵略的外来種、さらには気候変動
18 による生息環境の変化・縮小などがあげられ、これらについて適切なリスク評価の結果に基
19 づき、その影響を削減・軽減する対策が急務である。

20 このため、農薬や化学物質等に対するリスク管理の拡充や適正利用・管理の推進、河川や
21 湖沼の水質改善、海洋ごみ等の発生抑制・回収等を通じた汚染対策、侵略的外来種（特に、
22 我が国に定着しそうなギリギリの段階で緊急的な対策が必要な生物や、広く飼育され野外個
23 体数が多い生物）の水際対策・防除・適正管理等の拡充、飼養動物の終生飼養の推進や管理
24 の適正化、気候変動による生態系への影響の評価やモニタリング、将来予想される影響への
25 適応策の検討を進める。これらの対策を継続・強化させることに加え、科学的知見を収集・
26 活用し、更に有効な対策を講じていく必要がある。

27
28 **<具体的施策>**

29 **○重点施策**

30 **1-3-○ 鉛製銃弾に起因する鳥類の鉛中毒の防止**

31 2030 年度までに我が国の鉛製銃弾に起因する鳥類の鉛中毒の発生をゼロとすることを
32 目指し、2025 年度から全国的な鉛製銃弾の使用規制制度を段階的に導入できるよう作業

を進めていくため、鉛汚染の実態把握及び影響評価を進める。評価により、非鉛製銃弾への切替えが必要となった場合には円滑な移行を推進するために必要な移行体制の構築を検討する。 【環境省、ほか関係省庁】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
鉛製銃弾に起因する鳥類の鉛中毒の発生件数	155 件 (2009～2022 年度)	0 件 (2030 年)

1-3-○ 既登録農薬における生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定

2018 年に改正された農薬取締法に基づき、2020 年度に農薬の影響評価の対象となる動植物を従来の水産動植物から、鳥類及び野生ハナバチ類等を含む水域・陸域の生活環境動植物に拡大するとともに、2021 年度より既に登録された農薬の再評価制度を開始したところであり、今後、既登録農薬の再評価を進めるとともに、必要に応じ生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定や改定を行い、農薬登録制度における生態リスク評価・管理の拡充を図る。 【環境省】

(目標)

2021 年度末時点で登録済みの全ての農薬について、生活環境動植物に係る再評価を実施 (2038 年度 (令和 20 年度))

1-3-○ 農薬登録審査における生活環境動植物に対する慢性影響評価の導入

農薬取締法に基づく農薬登録審査で行う生活環境動植物に対する影響評価において、現在評価対象としている短期的な農薬ばく露の影響 (急性影響) に加えて、長期的な農薬ばく露の影響 (慢性影響) に関する評価を導入し、農薬登録制度における生態影響評価の拡充を図る。 【環境省】

(目標)

魚類、甲殻類、鳥類に対する農薬の影響評価において慢性影響評価を導入 (2025 年度 (令和 7 年度) 以降)

1-3-○ 天敵農薬における生態リスクの評価の拡充とモニタリング手法の検討

生きた状態で、その寄生性、捕食性を利用し、病虫害の防除を目的として使用する天敵農薬について、農薬取締法に基づく農薬登録の審査に当たり、放飼地域における定着性や捕食性等の生物学的特性に係る評価を導入し、天敵農薬の生態リスクに対する評価の拡充を図るとともにモニタリング手法の検討を行う。 【環境省、農林水産省、ほか関係省庁】

1-3-○ 特定外来生物の水際対策強化・初期防除強化

輸入された物品等に付着して侵入する事例が近年増加し、定着ギリギリの状態であるヒアリなどの国内に未定着の特定外来生物について、侵入を早期に発見し防除対策を実施する体制を構築するとともに、防除手法の開発を行い定着を阻止する。また、局地的に分布

1 する特定外来生物の拡散の可能性のある地域のモニタリングや定着地での地方公共団体
2 と連携した防除事業を進め、国内での分布範囲の拡大を阻止する。

3 **【環境省、ほか関係省庁】**

4 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
ヒアリの定着地点数	0	0

5
6 **1-3-○ 定着した特定外来生物の対応のための支援**

7 アライグマやブラックバスについて、効果的な被害防止対策をとっていくための指針等
8 を検討するとともに、特定外来生物に指定される予定（P）のアメリカザリガニ・アカミ
9 ミガメを含めた定着した特定外来生物の対策強化のための地方公共団体等への支援や普
10 及啓発を強化する。 **【環境省、農林水産省、ほか関係省庁】**

11 **(目標)**

12 アライグマやブラックバスについて全国的な指針等を●年度までに策定又は改定する。

13
14 **○継続・強化する施策**

15 **1-3-○ 下水道の高度処理等による水環境改善**

16 公共用水域の水質保全のため、湖沼や閉鎖性海域における富栄養化の防止などに資する
17 下水処理場の高度処理化や合流式下水道の改善を推進する。 **【国土交通省】**

18 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
高度処理実施率	59.8% (2020 年末)	65% (2025 年末)
合流式下水道改善率	89.9% (2020 年末)	100% (2023 年末)

19
20 **1-3-○ 海洋生分解性プラスチックの開発**

21 海洋生分解性プラスチックの海洋での生分解機構の解明を通し、技術・安全性の評価手
22 法確立に加え、革新的な技術・新素材の開発を行い、技術開発基盤を構築する。加えて、
23 生分解のタイミングやスピードをコントロールする海洋生分解性プラスチックの開発を
24 実施する。 **【経済産業省】**

25
26 **1-3-○ 特定外来生物等の指定、外来種被害防止行動計画及び生態系被害防止外来種リ
27 ストの見直し**

28 2022 年の外来生物法改正を踏まえ、適宜特定外来生物、未判定外来生物の指定を進め、
29 外来種被害防止行動計画及び生態系被害防止外来種リストの見直しを行う。

30 **【環境省、ほか関係省庁】**

31 **(目標)**

1 行動計画は2024年度までに見直しを行い、リストは2023年度から分類群ごとに見直し
2 を開始する

4 1-3-○ 保護地域における気候変動による生態系への影響緩和

5 国立公園等の保護地域における自然生態系への気候変動影響を軽減するため、影響評
6 価、気候変動以外の損失要因への対処の強化等の適応策の実施を推進する。【環境省】

8 1-3-○ 飼養動物の適正な管理

9 動物愛護管理法に基づき、動物取扱業者が遵守すべき飼養管理基準の着実な施行を進め
10 るとともに、犬と猫のマイクロチップの装着数及び登録数を増加させるための施策等を実
11 施する。【環境省】

12 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
マイクロチップ登録件数	11万件	900万件 (2022～2030年の累計)

14 ○維持する施策

15 1-3-○ 化学物質の環境リスク初期評価

17 1-3-○ 農薬の適正使用の推進

18 最新の科学的知見に基づき農薬登録及び再評価を実施する。また、毎年、農薬危害防止
19 運動を全国で実施する等、農薬の適正使用を推進することにより、農薬の使用による水質
20 汚濁及び生活環境動植物の被害を未然に防止する。

21 【農林水産省、環境省、ほか関係省庁】

23 1-3-○ ゴルフ場における農薬の適正な使用の推進

24 ゴルフ場から排出される水に含まれる農薬の実態把握に努めるとともに、その結果に基
25 づき、ゴルフ場に対する登録農薬の適正使用や使用量の削減等の適切な改善措置を講じる
26 よう指導を行うことにより、ゴルフ場における農薬の適正な使用を推進し、ゴルフ場周辺
27 の水域における水質汚濁及び水域の生活環境動植物の被害を未然に防止する。

28 【環境省、ほか関係省庁】

30 1-3-○ 生態リスクが高いと考えられる農薬の河川水モニタリング

31 水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値と環境中予測濃度が近接して
32 おり、相対的に生態リスクが高いと考えられる農薬を対象に、農薬の使用状況を勘案しつ
33 つ河川水中の農薬濃度のモニタリング調査を行い、リスク評価結果の妥当性及びリスク管
34 理の実効性を検証する。【環境省】

35 (目標)

1 相対的に生態リスクが高いと考えられる農薬を対象に、毎年 10 農薬程度について河川
2 水中の濃度をモニタリングする。

3
4 **1-3-〇 環境保全型農業の実施による水質改善**

5 農業者の組織する団体等が実施する、化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減する
6 取組と合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援。

7 **【農林水産省】**

8 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
環境保全型農業直接支払交付金の実施面積の拡大	80,789ha (2020 年度)	—

9
10 **1-3-〇 家畜排せつ物の適正管理**

11 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく家畜排せつ物の
12 適正管理。

13 **【農林水産省】**

14 **1-3-〇 農山漁村における排水施設の整備等による水質改善**

15 **➤ 漁業集落排水施設の整備**

16 漁港及び漁場の水域環境と漁業集落の生活環境の改善を図るため、都道府県が策定す
17 る汚水処理に関する「都道府県構想」に基づき下水道、浄化槽と連携して、効率的に漁
18 業集落排水施設の整備を進める。

19 **【農林水産省、ほか関係省庁】**

20 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
漁業集落排水施設が整備された漁村の人口割合	80% (2021 年度)	約 95% (2026 年度)

21 **➤ 集落排水施設の整備等による水質改善**

- 22 ▪ 農業用排水の水質保全等を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、都
23 道府県が策定する汚水処理に関する「都道府県構想」に基づき下水道、浄化槽と連携
24 して、効率的に集落排水施設の整備を進める。
- 25 ▪ 農村地域の環境保全、農業用排水施設からの排水の水質浄化等を図る水質保全施設を
26 整備
- 27 ▪ 沖縄県及び奄美群島の農用地からの赤土等の流出、水質負荷軽減のための耕土流出防
28 止施設を整備

29 **【農林水産省、ほか関係省庁】**

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
汚水処理人口普及率	92.1% (2020 年度)	95%以上 (2026 年)

1
2 **1-3-○ ダム貯水地における水質保全対策**

3 ダム貯水地において、冷水放流、濁水長期化、富栄養化の対策を実施する。冷水放流対
4 策として選択取水設備を設置して流入水温に近い水温層を選んで下流に放流し、濁水長期
5 化対策として選択取水設備や清水バイパスを設置して濁水の放流期間の短縮に努め、富栄
6 養化対策として曝気循環装置等を設置してプランクトンの増殖の抑制を図っていく。

7 **【国土交通省】**

8
9 **1-3-○ 水生生物の保全に係る水質環境基準**

10 環境基本法第 16 条に基づき定められる環境基準のうち水生生物の保全に係る環境基準
11 について、類型指定水域において水質汚濁の状況を常時監視するとともに、最新の科学的
12 知見の基に必要な環境基準等の設定及び見直しを行う。 **【環境省】**

13 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
類型指定水域における水生生物の保全に 係る水質環境基準の達成状況	98.5 % (2020 年度)	100%

14
15 **1-3-○ 湖沼環境保全対策**

16 湖沼水質保全特別措置法に基づく各施策を推進する。具体的には、水質、水生生物、水
17 生植物、水辺地等を含む湖沼の良好な水環境を目指して、湖沼環境の改善に向けた総合的
18 な方策の検討を行い、望ましい湖沼環境の実現を図る。 **【環境省、ほか関係省庁】**

19
20 **1-3-○ 琵琶湖の保全及び再生**

21 琵琶湖の保全及び再生に関する法律に基づく各施策を推進する。特に、植物プランクト
22 ンの特異的な増殖による水質悪化、水草の繁茂等、湖沼の水質管理に関する検討等を行い、
23 関係機関と連携しながら必要な対策を講じる。 **【環境省、ほか関係省庁】**

24
25 **1-3-○ 水質総量削減等を通じた閉鎖性海域の水環境改善**

26 2022 年 1 月に策定した第 9 次の水質総量削減基本方針に沿って、東京湾、伊勢湾及び
27 瀬戸内海の水環境改善を着実に実施する。これまでの取組により、陸域からの汚濁負荷量
28 は着実に減少しているものの、「豊かな海」を目指す上での課題はなお存在することから、
29 場所や季節を考慮したきめ細やかな対策や、生物多様性・生物生産性の維持機能を有する
30 藻場・干潟の保全・再生を含め、地域の実情を踏まえた総合的な取組を促進する。

31 **【環境省】**

32 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値 (2024 年度)
東京湾、伊勢湾、瀬戸内海における COD	東京湾 154t/日 伊勢湾 131t/日	東京湾 150t/日 伊勢湾 127t/日

	瀬戸内海 374t/日	瀬戸内海 372t/日
東京湾、伊勢湾、瀬戸内海における窒素含有量	東京湾 162t/日 伊勢湾 106t/日 瀬戸内海 380t/日	東京湾 159t/日 伊勢湾 106t/日 瀬戸内海 389t/日
東京湾、伊勢湾、瀬戸内海におけるりん含有量	東京湾 12.1t/日 伊勢湾 8.0t/日 瀬戸内海 24.3t/日	東京湾 11.8t/日 伊勢湾 7.9t/日 瀬戸内海 24.6t/日

1-3-〇 底層溶存酸素量に関する環境基準の類型指定

環境基本法第 16 条に基づき定められる環境基準のうち、魚介類等の生息や藻場等の生育に対する直接的な影響を判断できる指標であり、底層を利用する生物の生息・再生産にとって特に重要な要素となる底層溶存酸素量について、類型指定の検討を進める。

【環境省】

1-3-〇 地域特性に応じた栄養塩類の能動的運転管理の推進

豊かな海を再生し生物の多様性を保全していくため、地域特性に応じて、季節別に下水放流水に含まれる栄養塩類を能動的に管理する季節別運転を推進する。 【国土交通省】

1-3-〇 サンゴ礁生態系保全に係る陸域に由来する赤土等の土砂及び栄養塩、化学物質等の過剰な負荷への対策の推進

サンゴ礁生態系保全行動計画 2022-2030 で設定した特に解決の緊急性が高い重点課題の一つとして、陸域からの土砂・栄養塩・化学物質等の過剰な負荷の軽減対策やその効果の検証を推進する。 【環境省、ほか関係省庁】

1-3-〇 油流出事故への対応

日本周辺海域において、大規模油流出事故が発生した場合の油防除体制として、大型浚渫兼油回収船 3 隻を配備（新潟 港・名古屋港・北九州港）し、出動後概ね 48 時間以内に現場海域に到着し、防除作業を行う体制を確立する。また、油流出事故による野生鳥獣への油汚染が発生した場合に、関係行政機関や関係団体等による救護活動が円滑に実施されるよう、連絡体制の整備や関係者への研修を実施する。

【国土交通省、環境省、ほか関係省庁】

1-3-〇 海洋ごみ対策の推進等

海岸漂着物処理推進法に基づき海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するべく、都道府県などが地域計画に基づき実施する海岸漂着物等の回収・処理や発生抑制対策などの取組に対する支援を中心に、地域の実情に応じた効果的な海洋ごみ対策の支援・推進に努める。また、マイクロプラスチックを含む海洋ごみの量・分布等の実態把握や海洋プラスチックごみの生態影響の評価など科学的知見の蓄積を進める。 【環境省】

（現状と目標）

指標	現状値	目標値
海岸漂着物等地域対策推進事業実施主体数（都道府県）	42 (2021 年度)	43 (2023 年度)
海岸漂着物処理推進法の基本方針に基づく地域計画の策定数	42 (2021 年度)	47 (2023 年度)

1-3-○ 環境に配慮した漁具等の開発

漁具のリサイクル技術の開発・普及や海洋生分解性プラスチック等の環境に配慮した素材の漁具の開発を推進。 【農林水産省】

1-3-○ 輸入植物検疫による侵入防止

農作物等の有用な植物に被害を与えるおそれのある病害虫を対象に、輸入されるすべての植物やその容器包装について、植物防疫所が検査（輸入植物検疫）を実施。 【農林水産省】

1-3-○ 外来種防除の推進

➤ 農地や水路における外来生物のまん延防止に資する技術開発

農業用水路の通水障害を引き起こす外来種（カワヒバリガイ、タイワンシジミ等）や侵入雑草（アレチウリ、ナガエツルノゲイトウ等）の防除・管理技術の開発促進。 【農林水産省】

（目標）

- ・ 2023 年度までに、外来水生生物 3 種以上及び外来植物 3 種以上の侵略的外来種に適用可能な管理体系を確立する。
- ・ 2023 年度までに確立した侵略的外来種に適用可能な管理体系を 3 地域以上で実証する。

➤ 外来種による森林・林業被害の防止

現状の森林生態系への影響に配慮しつつ、順応的な駆除や生息域の拡散防止対策、新たな外来種の侵入防止対策を実施することにより、地域の森林における生物多様性の保全を図る上で必要となる外来種対策を地域で一体的に推進する。 【農林水産省】

➤ 外来生物による農作物被害の防止

外来生物のうち、農作物に被害を与える病害虫（クビアカツヤカミキリ、スクミリンゴガイ等）について、都道府県等と連携し、適時・適切な防除を推進。 【農林水産省、環境省】

➤ 河川における外来種被害防止の取組実施

外来種被害防止行動計画（2015 年 3 月環境省、農林水産省、国土交通省作成）に基づき、河川における外来種対策の必要性の普及啓発等の取組を推進する。

1 【国土交通省、ほか関係省庁】

2
3 ▶ **特定外来生物による内水面漁業被害の防止**

4 効果的な防除手法の開発・普及を行うとともに、水産業に被害を及ぼす特定外来生物（ブ
5 ルーギル、コクチバス及びオオクチバス）の防除に取り組む内水面漁協等を支援し、外来
6 魚による食害等といった内水面漁業被害の拡大防止を推進する。

7 【農林水産省、ほか関係省庁】

8
9 ▶ **生物多様性確保上重要な地域における特定外来生物防除**

10 奄美大島において希少種への脅威となっているマングースについて、根絶に向け捕獲圧
11 をかけ続けるとともに、根絶を確認する手法の開発を行い、根絶を達成させる。その他、
12 生物多様性確保上重要な地域における特定外来生物の防除事業を進める。 【環境省】

13 **（目標）** 奄美大島のマングース根絶確認について、2025年度までに実施

14
15 ▶ **国立公園等における外来種対策**

16 国立公園において、生態系へ悪影響を及ぼしている外来種について、捕獲などの防除事
17 業を実施する。また、悪影響を及ぼすおそれのある外来種について、侵入や悪影響を未然
18 に防ぐための種の取扱方針の策定やリスク評価手法の検討を行うとともに、特別保護地区
19 などにおける外来種の放出の規制を行う。さらに法面緑化などに用いられる外来緑化植
20 物、外国産在来緑化植物及び在来緑化植物の取扱方針を基に、地域の生物多様性に配慮し
21 た緑化を推進する。 【環境省、ほか関係省庁】

22 **（現状と目標）**

指標	現状値	目標値
生態系維持回復事業の実施により生物多様性が保全される国立公園内の地域数	11 地域	12 地域 (2023 年度)

23
24 **1-3-〇 外来種の適正管理の推進**

25 ▶ **セイヨウオオマルハナバチ対策**

26 在来種マルハナバチに転換するための実証、講習会の開催等を支援するとともに、在
27 来種の生息域への拡散防止を行う等、適正な管理の必要性について周知徹底する。

28 【農林水産省、ほか関係省庁】

29
30 ▶ **外来種の遊漁利用のあり方検討**

31 漁業権に基づきオオクチバスが遊漁利用されている湖沼においては、関係機関と協力
32 して外来種に頼らない生業のあり方の検討を進める。 【農林水産省、ほか関係省庁】

33
34 ▶ **公共事業における外来種等の使用回避・拡散防止**

35 公共事業においては、「生態系被害防止外来種リスト」に記載された外来種の使用を

1 避けることを基本とし、代替種が存在しない場合には、使用した場所から逸出しないよ
2 う適切な管理を推進。また、在来種を用いた緑化に当たっても、遺伝的かく乱を防止す
3 るため、地域性種苗の利用等の必要な配慮を行うとともに、外国産在来緑化植物の利用
4 は行わないものとする。 【農林水産省、国土交通省、環境省、ほか関係省庁】

6 1-3-〇 有害水バラスト処理設備の検査

7 2017年に発効した船舶バラスト水規制管理条約に基づき、バラスト水に含まれる外来
8 生物の海域間の移動を防止するため、外航船舶に対して有害水バラスト処理設備の搭載が
9 義務付けられている。日本籍船舶に搭載された装置が同条約に基づく要件に適合している
10 ことを確認するため、定期的な検査を行う。 【国土交通省】

11 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
日本籍船舶に搭載された有害水バラスト処理設備が船舶バラスト水規制管理条約に基づく要件に適合することを確認するための定期検査の実施件数		

13 行動目標 1-4 希少野生動植物の法令に基づく保護を実施するとともに、生息・生育状況を改善するための取組を進める

15 希少野生動植物を将来にわたり保存し、種の絶滅を回避するためには、科学的知見を蓄積
16 するとともに、法令等に基づき捕獲・採取等の規制や流通管理を実施することに加え、生息・
17 生育環境の保全を図ることが必要である。

18 絶滅が危惧される動植物は多く、特に陸水生態系では長期的に生物種の絶滅リスクが増大
19 している。環境省の「環境省レッドリスト 2020」（2020年3月公表）では、我が国の絶滅
20 危惧種は3,716種となった。これに「海洋生物レッドリスト」（2017年3月公表）におけ
21 る絶滅危惧種56種を加えると、我が国の絶滅危惧種の総数は3,772種となっている。

22 レッドリスト掲載種のうち、特に絶滅のおそれが高く、法規制による対策効果があると考え
23 えられる種については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存
24 法）に基づく国内希少野生動植物種に指定し、捕獲や譲渡し等を規制するとともに、その個
25 体の繁殖や生息地等の整備が必要なものについては、保護増殖事業計画を策定し、保護増殖
26 事業を実施している。また、その生息・生育環境の保全を図る必要があるものについては、
27 生息地等保護区を指定し、開発行為等を規制している。2022年6月時点で427種が国内希
28 少野生動植物に指定され、計75種について56の保護増殖計画を策定し、全国10カ所の生
29 息地等保護区を指定している。

30 こうした取組を今後も着実に実施していくに当たり、レッドリストの見直しを行うととも
31 に、法に基づく対策の効果や保全の優先順位を踏まえつつ、適切に国内希少野生動植物種の
32 指定を行う。また、保護増殖事業の実施に当たっては、対象となる国内希少野生動植物種の
33 指定の解除等を目指し、維持・回復すべき個体数等の水準及び生息地の条件等を具体的に定
34 めるなど、具体的な目標設定のもとすすめる。また、対策の実施に当たっては、生息・生育

1 地の維持・改善、脅威となっている外来種の駆除などの生息域内保全を基本としつつ、本来
2 の生息域内における保全施策のみでは近い将来種の存続が極めて困難となるおそれがある
3 種については、生息域内保全の補完として、飼育下繁殖などの生息域外保全や野生復帰の取
4 組を進める。

5 外国産希少種の保護に関しては、ワシントン条約附属書 I 掲載種及び二国間渡り鳥保護条
6 約等通報種を種の保存法に基づく国際希少野生動植物種として指定しており、2022 年 6 月
7 時点で 807 種類が指定されている。これらの種は外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づ
8 き輸出入規制が行われており、国内においては種の保存法により譲渡し等や陳列・広告を原
9 則禁止している。種の保存のためには国際的な協力が不可欠であることから、条約締約国会
10 議等による対象種の変更に対し適切に国内法を対応させ、関係機関の連携の下で適正な法運
11 用を行い、希少野生動植物に関する違法行為の監視を徹底する。

12 これらの取組を効果的に推進するため、他の行動目標に属する施策とも複合的に対策を進
13 める。

14 こうした取組を通じて、人為的な種の絶滅を可能な限り回避する。

16 <具体的施策>

17 ○重点施策

20 ○継続・強化する施策

21 1-4-○ レッドリストの作成と国内希少野生動植物種の指定

22 絶滅のおそれのある野生動植物種の保全の基礎データとなる第 5 次レッドリストの順
23 次公表に向けて、科学的知見を集積し、絶滅のおそれについて可能な限り定量評価を行う。
24 また保全の意識醸成のために種ごとの情報を記載したレッドデータブックを作成し、広く
25 普及を行う。特に絶滅のおそれが高く、法規制による対策効果があると考えられる種につ
26 いては、保全の優先順位も踏まえ、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種への指定を
27 推進する。 【環境省、ほか関係省庁】

28 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
絶滅危惧種のうち種の保存法により指定されている割合	11%	15% (2030 年度)

30 1-4-○ 保護増殖事業等による希少種の保全

31 それぞれの種の特性や生息・生息状況を踏まえ、地方公共団体や保全団体、研究者、動
32 植物園等と連携し、事業の完了を目指し定量的な目標設定のもと保護増殖事業を実施し、
33 生息・生育状況の改善を図る。その結果として、複数の保護増殖事業の完了事例を創出す
34 る。その他の種についても地域や民間主体の保全活動を支援・促進する。

35 【環境省、ほか関係省庁】

1 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
保護増殖事業の実施により、その生息状況が改善され、保護増殖事業の目的が達成されて、事業を完了した種数。	0種 (2022年)	3種程度 (2030年)
下位計画等で定量的な目標を設定している保護増殖事業の種数	12種 (2022年)	倍増 (2030年)

2 3 ○維持する施策

4 1-4-○ 指定動植物による生息地管理も含めた生態系保全

5 捕獲や採取等の規制対象となる動植物の見直し・選定を行い、国立公園に生息・生育する絶滅危惧種等の動植物の保全を強化する。 【環境省、ほか関係省庁】

6
7 (目標) 保護区の適切な保護・管理のため、全国の国立公園において見直し作業を進める。

8 9 1-4-○ 希少な野生動植物の適正な流通管理

10 ワシントン条約、外為法、種の保存法に基づく、希少野生動植物種の国際取引及び国内流通管理のために、適正な法運用を行うとともに、関係省庁及び関係機関が連携・協力して、違法行為の監視を徹底し、適切な取り締まりを行うなど、効果的な管理方法の検討と実施を進める。 【環境省、警察庁、ほか関係省庁】

14 15 行動目標 1-5 遺伝的多様性の保全等を考慮した施策を実施する

16 遺伝子レベルの多様性が低下することは、種の存続を危険にさらし、絶滅のおそれを増大させることにつながる。個体数の少ない希少種はもちろんのこと、生息・生育地が分断され、集団のサイズが縮小している種などにおいても遺伝的多様性が低下している可能性があることから、実態の把握を進めるとともに、絶滅のリスクが高い種については種子保存等による遺伝資源の保全を図る。

21 さらに、国内に自然分布する在来種と国外に分布する同種との間には遺伝子レベルの差異がある可能性が高い。そのため、国外種の持ち込みや人為的な野外放出は、在来種との交雑等を引き起こし、遺伝的多様性の確保等、地域の生物多様性の保全に影響を及ぼすことが懸念される。その取扱いに当たって考え方を整理し、生物多様性への著しい支障を生じさせないよう必要な対策を行う。遺伝子組換え生物については、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）に基づき適切な措置を講じる。また、ゲノム編集技術の利用により得られた生物であってカルタヘナ法の規制の対象とならないものについては、その取扱いを定めた通知に基づき適切に対応する。

29 30 <具体的施策>

31 ○重点施策

32 1-5-○ 生物の放出に係る対策のあり方の検討

1 遺伝的多様性の確保の視点を踏まえ、生物の人為的な野外放出についての考え方を整理
2 し、必要な対策を講じる。 【環境省】

3 4 **○継続・強化する施策**

5 **1-5-○ 希少種の遺伝的多様性の維持・確保**

6 保護増殖事業対象種を中心に、遺伝的多様性の評価に基づく個体群ごとの保全（生息域
7 内保全）を推進する。また、生息域内保全の補完として、動物園・水族館・植物園・昆虫
8 館等と連携し、種の状況と特性に応じた効果的な生息域外保全を組み合わせることによ
9 り、希少種の遺伝的多様性の維持・確保を図る。 【環境省、ほか関係省庁】

10 **（現状と目標）**

指標	現状値	目標値
遺伝的多様性の評価に基づき個体群ごとの生息域内保全がなされている保護増殖事業の数	18種 (2022年)	倍増 (2030年)

11 12 **1-5-○ 絶滅危惧種の生殖細胞・種子保存**

13 絶滅危惧種の生息域外保全の手段の一つとして、生殖細胞や種子等の保存を進める。動
14 物については、関係機関や研究者等と連携し、絶滅のおそれの高い種や個体群について、
15 生殖細胞の凍結保存等を進める。植物については、2006年から種子保存施設としての役
16 割を担っている新宿御苑において、その機能の拡充を図り、日本植物園協会と連携を強化
17 する。これによりさらなる絶滅危惧種の絶滅リスクの低減と遺伝資源の確保に努める。

18 【環境省】

19 **（現状と目標）**

指標	現状値	目標値(2030年)
保護増殖事業対象種のうち生殖細胞等の保存がされている動物の種又は地域個体群の数	5種(2022年)	倍増(2030年)
日本産絶滅危惧植物種のうち自生地情報を持つ種の保存数	日本産絶滅危惧植物種の475種について自生地情報を持つ種子・胞子を保存	生物多様性条約COP15を踏まえ日本植物園協会が定める目標に従い設定する

20 21 **○維持する施策**

22 **1-5-○ 遺伝資源の収集・保全、利用**

- 23 ・ 農業分野に関わる国内外の遺伝資源について、探索収集から特性評価、保存、配布及び
24 情報公開を実施
- 25 ・ 地鶏等の遺伝資源について、始原生殖細胞（PGCs）を用いた遺伝資源の凍結保存等の
26 技術習得のための研修会等の開催や技術導入の取組を支援
- 27 ・ 生物多様性の保全の観点で重要な林木遺伝資源の収集・保存・評価を推進

28 【農林水産省】

1 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
アジア地域等の未探索遺伝資源の収集・保存	600 点 (2021 年度)	3 千点以上 (2025 年度)

2
3 **1-5-○ 新宿御苑における植物多様性保全の推進**

4 新宿御苑は、2006 年から日本植物園協会の植物多様性保全拠点園ネットワークに参加
5 し活動を行っている。引き続き新宿御苑が保有する温室等の施設を活用し、日本植物園協
6 会及び加盟植物園と連携して、日本国内の野生植物の生息域外保全と有用植物資源の系統
7 保存の中核として貢献する。 **【環境省】**

8
9 **1-5-○ 遺伝子組換え技術等を利用して得られた生物による生物多様性への影響の防止**

10 カルタヘナ法の適切な施行を通じ、遺伝子組換え生物等の使用等による生物多様性への
11 影響を防止するなど生物多様性の確保を図る。また、ゲノム編集技術を利用して得られた
12 生物であってカルタヘナ法の規制の対象とならない生物の使用等についても、生物多様性
13 への影響に係る知見の集積と状況の把握を図るため、当面の間、情報の収集をする。さら
14 に、カルタヘナ法規制や遺伝子組換え生物等に関する普及啓発を図る。

15 **【環境省、ほか関係省庁】**

16 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
遺伝子組換え生物による生物多様性影響の発生件数	0	0

第2章 自然を活用した社会課題の解決

行動目標 2-1 生態系が有する機能を可視化し、活用する

自然の恵みを活かして気候変動緩和・適応を含む、様々な社会課題の解決に役立てようとする取組である「自然を活用した解決策（NbS）」は近年大きく注目されている。特に、気候変動による災害の激甚化といった環境変化と同時に、社会資本の老朽化といった社会状況の変化が進んでいる我が国において、災害を回避する土地利用の見直しと地域づくりに関する古来の知恵に学び、自然が持つ多様な機能を活用して災害リスクの低減等を図る「グリーンインフラ」や「Eco-DRR」の取組を進めることが急務となっている。一方、これらの取組を現場で実装するに当たっては、その基盤となる情報や知見、ノウハウが不足している。

このため、各種情報に基づき保全・再生すべき場所や防災・減災効果の高い場所等を可視化する取組や、保安林等の多面的機能を有する区域の指定等を通じ、計画的な区域指定や効果的な管理手法の検討を進め、グリーンインフラやEco-DRRの普及を図り生態系の有する機能を最大限活用することを目指す。

<具体的施策>

○重点施策

2-1-○ 自然を活用した解決策の地域実装

自然を活用した解決策（NbS）の実装に向け、生態系が有する機能の可視化及び効果的な生態系の保全管理に必要な技術的情報やデータの提供等を通じ、地域における生物多様性の保全と持続可能な利用や土地利用に関する計画等への位置づけや、計画に基づく事業の実施を促進する。また、健康や地域経済への貢献など、より広い観点でのNbSを推進するための地域における自然に関係する取組を進める。 【環境省、ほか関係省庁】

2-1-○ Eco-DRRの推進

自然を活用した解決策（NbS）のうち、特に生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）について、生態系保全上の効果と防災・減災上の効果が期待できる区域を可視化する「生態系保全・再生ポテンシャルマップ」の作成を通じた取組の推進を図る。とりわけ、地方公共団体や地域の団体によるマップを用いた計画策定や、現場における取組の実施の支援を強化する。 【環境省、ほか関係省庁】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
生物多様性地域戦略に生態系を活用した防災・減災を位置づけている都道府県の数	0 (2022年)	47 都道府県 (2030年)

2-1-○ グリーンインフラの社会実装の推進

産学官の多様な主体が参加するグリーンインフラ官民連携プラットフォームにおけるグリーンインフラの社会的な普及、グリーンインフラ技術に関する調査研究、資金調達手法等の検討等の活動の拡大を通じて、分野横断・官民連携によるグリーンインフラの社会

1 実装を推進する。

2 また、グリーンインフラの計画・整備・維持管理等に関する技術開発を推進するととも
3 に、地域モデル実証等を行い、地域への導入を推進する。さらに、グリーンボンド等の民
4 間資金調達手法の活用により、グリーンファイナンス、ESG 投資の拡大を図る。

5 **【国土交通省、ほか関係省庁】**

6 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
グリーンインフラ官民連携プラットフォームに登録している地方公共団体のうち、グリーンインフラの取組を事業化した地方公共団体数	3 地方公共団体 (2019 年)	70 地方公共団体 (2025 年)

7
8 **2-1-〇 2027 年国際園芸博覧会の開催を通じたグリーンインフラの推進**

9 国際園芸博覧会は、国際的な園芸・造園の振興や花と緑のあふれる暮らしの創造等を目的に各国で開催され、2027 年国際園芸博覧会では、グリーンインフラ(GI)を実装し民間資金を活用した持続可能なまちづくりのモデル等を国内外に発信する具体的な機会とし、SDGs 達成やグリーン社会の構築に向けた取組を推進する。本博覧会での GI の実装は、GI を国内外に普及し、多様な主体による技術開発等を誘発し、開催後も日本モデルとして国内外への普及を推進する。

13 **【国土交通省、ほか関係省庁】**

14
15 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
2027 年国際園芸博覧会における参加者数（ICT 活用や地域連携などの多様な参加形態を含む）	—	1,500 万人
2027 年国際園芸博覧会における有料来場者数（2027 年国際園芸博覧会における参加者数の内数）	—	1,000 万人

16
17 **〇継続・強化する施策**

18
19
20 **〇維持する施策**

21 **2-1-〇 治山対策の推進**

22 保安林等における治山施設の設置、機能の低下した森林の整備、海岸防災林等の整備を
23 推進。

【農林水産省】

24 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
適切に保全されている海岸防災林等の割合	96% (2018 年度)	100% (2023 年度)

25
26 **2-1-〇 保安林の指定の計画的な推進**

- 1 水源涵養や土砂流出の防止など、特に公益的機能の発揮が要請される森林については、
- 2 保安林の指定を計画的に推進
- 3 魚つき保安林など、公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林としての指
- 4 定を計画的に推進 【農林水産省】

5 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
森林の持つ多面的機能を総合的かつ高度に発揮させる保安林の面積	1,225 万 ha (2020 年度)	1,301 万 ha (2033 年度)

6

7 **2-1-○ 農業・農村の強靱化の推進**

8 頻発化・激甚化する災害に対応した排水施設整備・ため池対策や流域治水の取組を推進。

9 【農林水産省】

10 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積	0 ha	約 21 万 ha

11

12 **行動目標 2-2 森里川海のつながりや地域の伝統文化の存続に配慮しつつ自然を活かし**

13 **た地域づくりを推進する**

14 流域を構成する森里川海のそれぞれのエリアにおいて、農林水産業や観光振興、再生エネ

15 ルギー導入など、様々な分野で NbS を活用した地域づくりを推進する。

16 各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成し

17 つつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮さ

18 れ、農山漁村も都市も活かし、SDGs や Society5.0 の実現にもつながる。

19 高齢化や過疎化が進む地方であるが、一方で豊かな自然の恵みと、その自然環境に根差し

20 た伝統や文化を有している。生物多様性を基礎とする地域固有の美しい風景やそれに基づく

21 豊かな文化が引き継がれることで、地域への誇りや愛着が生まれ、それが地域の個性となり、

22 人を引き付け、地域の活力、地域の自立につなげていく。

23 これら地域の自然や資源、文化伝統を活用し、観光振興や産業・雇用の創出、都市との交

24 流拡大等に取り組むことで、自然環境の保護と利用の好循環を形成し、豊かで活力ある地域

25 づくりを推進する。

26

27 **<具体的施策>**

28 **○重点施策**

29 **2-2-○ 国立・国定公園における質の高い自然体験活動の促進**

30 2022 年 4 月に施行された改正自然公園法の自然体験活動促進計画制度等を活用し、各

31 国立・国定公園において、地域で合意された統一方針による自然体験活動の取組を促し、

32 当該公園の自然の特性を踏まえた質の高い自然体験活動の充実を図る。

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
ビジョン・利用体験活動計画が記載された公園計画数		全国 34 国立公園において計画を記載 (2030 年)
自然公園法に基づく自然体験活動促進計画の認定数		17 件 (2030 年)
国立公園における自然体験コンテンツガイドラインを満たす自然体験コンテンツ		全国 34 国立公園 (2025 年)

2-2-〇 国立・国定公園における利用拠点の上質化

国立公園等の魅力向上と誘客促進のため、2022 年 4 月に施行された改正自然公園法の利用拠点整備改善計画制度等を活用し、各国立・国定公園の集団施設地区・温泉街等の利用拠点において、地域で合意された統一方針による計画の策定・共有を進めるとともに、計画に基づく廃屋撤去などの景観改善の取組を促進させ、当該利用拠点の滞在環境の上質化を図る。

【環境省、ほか関係省庁】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
自然公園法に基づく利用拠点整備改善計画の認定数	0 か所 (2022. 4 時点)	5 か所 (2025 年)
利用拠点整備改善計画又は利用拠点計画に基づき整備改善を実施した利用拠点数	25 か所 (2021 年度)	35 か所 (2025 年)

〇継続・強化する施策

2-2-〇 持続可能な観光の推進

「持続可能な観光」の実現に向けて、モデル形成を通じた地域におけるマネジメント体制の構築等の取組の全国展開を図るとともに、オーバーツーリズム等の弊害を生じさせないための受入環境整備や地域の資源を活かしたコンテンツ造成等に取り組む。

【国土交通省、ほか関係省庁】

(目標)

地域主体で、オーバーツーリズムを引き起こすことなく、観光で得られた収益を地域内で循環させることにより、地域の社会経済の活性化や文化・環境の保全・再生を図る。

2-2-〇 環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業

第五次環境基本計画で提唱された「地域循環共生圏」づくりに取り組む地域のプラットフォームを形成するため、地域循環共生圏の創造に向けて取り組む地域・地方公共団体の人材の発掘、地域の核となるステークホルダーの組織化や、事業計画策定に

1 向けた構想の具体化などの環境整備を推進するとともに、地域・地方公共団体が、地域
 2 の総合的な取組となる事業計画を策定するに当たって、必要な支援を行う専門家のチー
 3 ムを形成し派遣する。 【環

4 境省】

5 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
地域循環共生圏づくりに取り組む地域の数	111 (2022.4時点)	100

6
7 **2-2-〇 山村地域の活力維持に向けた取組**

- 8 ・林業の新規就業者の確保・育成に向け、就業ガイダンス及び林業作業士（フォレストワ
 9 ーカー）研修等に必要な経費を支援
 10 ・健康、観光、教育等の分野で森林空間を活用して、新たな雇用と収入機会を生み出す「森
 11 林サービス産業」の創出・推進の取組を支援。 【農林水産省】

12 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
安全かつ効率的な技術を有する新規就業者数	734人 (2020年度)	1,200人 2025年度まで毎年度
森林サービス産業に取り組む地域数	21地域 (2021年度末)	45地域 (2025年度)

13
14 **2-2-〇 かわまちづくり等の魅力ある水辺空間の創出**

15 人と水とのふれあいの場として重要である水辺について、安全に水辺に近づける親水護
 16 岸の整備等を行い、水辺に親しむ空間や、水や生物にふれられる環境教育の場として活用。
 17 さらに、民間活力を積極的に引き出すための機運の醸成に加えて、地域の創意工夫を促し、
 18 地域振興拠点の整備等を促進することにより、かわまちづくり等の地域特有の景観、歴史、
 19 文化、観光基盤などを有する魅力ある水辺空間をまちづくりと一体となって創出。

20 【国土交通省】

21 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の数	433市区町村 (2020年度)	658市区町村 (2025年度)

22
23 **2-2-〇 国立公園満喫プロジェクト**

24 日本の国立公園のブランド力を高め、国内外の誘客を促進し、自然を満喫できる上質な
 25 ツーリズムを実現する国立公園満喫プロジェクトの取組を全国に展開し、国立公園の保護
 26 と利用の好循環により、優れた自然を守り地域活性化を図り、来訪者の感動体験を目指す。

27 【環境省、ほか関係省庁】

1 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
国立公園を訪問した訪日外国人利用者数	—	667 万人 (2025 年度)
国立公園区域内における日本人延べ宿泊者数	1952.6 万人 (2021 年度)	3,205 万人 (2025 年度)

- 2025 年までに、訪日外国人の国立公園利用者数を新型コロナウイルスの影響前に回復させる。
- 2025 年までに、日本人の国立公園利用者数を新型コロナウイルスの影響前に回復させるとともに、質の高いツーリズムを目指す。

2-2-〇 国立公園満喫プロジェクト（体制・計画）

地域の多様な主体と一体となって国立公園満喫プロジェクトに取り組むため、各公園における地域協議会の設置を推進する。また、公園計画及び管理運営計画に利用の方針を位置づけるとともに、その行動計画としてステップアッププログラム等の策定を推進する。

【環境省、ほか関係省庁】

12 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
国立公園満喫プロジェクト地域協議会の設置公園数	12	—
ステップアッププログラムが策定された公園数	12	—
国立公園満喫プロジェクト地域協議会の開催回	14	—

2-2-〇 国立公園満喫プロジェクトの推進（ソフト）

国立公園の訪問者に季節ごとのアクティビティを提供するため、各公園の利用の方針に沿った魅力的な自然体験コンテンツ造成・磨き上げ、体験コースの設定、人材育成、ワーケーション等の新たな利用やサステナブルツアーの推進、広域的な利用の推進、国内外への普及宣伝等を実施する。

【環境省、ほか関係省庁】

19 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
高付加価値な自然体験コンテンツ数	383 ^{※1} (2022.2 時点)	全国 34 国立公園で展開 (2025 年) ^{※2}
施設整備を行い定期的にワーケーションの実施が可能な国立公園数	16 公園 (2022.2 時点)	25 公園 (2025 年)
人材育成事業に参加地域数	49 地域 (2021 年度)	70 地域 (2025 年度)

※1 磨き上げたコンテンツ数。ガイドラインを満たすかどうかは含まない数値

※2 国立公園における自然体験コンテンツガイドラインを満たす自然体験コンテンツ

2-2-〇 国立公園満喫プロジェクトの推進（ハード）

国立公園の訪問者に快適な施設とサービスを提供するため、廃屋撤去等による景観改善や多様な宿泊施設の誘致等により集団施設地区・温泉街の利用拠点の魅力向上を図るとともに、公共施設の民間開放の推進、展示解説のデジタル・多言語化等により魅力的な利用施設の整備・管理を推進する。 【環境省、ほか関係省庁】

（現状と目標）

指標	現状値	目標値
ビジターセンター来訪者数	1,037,955 人 ^{※1} (2021 年)	—
廃屋撤去した拠点数	17 か所 (2022.2 時点)	—

※1 利用者の多い12直轄VCの利用者数。

2-2-〇 国立公園満喫プロジェクト（脱炭素）

国立公園の訪問者に地域のサステナビリティを体感・共感してもらうため、国立公園の利用拠点等における脱炭素化等の取組みを進めることを目指したゼロカーボンパークの推進等により地域の持続可能な発展に貢献する。 【環境省】

（現状と目標）

指標	現状値	目標値
ゼロカーボンパークの登録数	7 か所 (2022.4 時点)	—

2-2-〇 国立公園満喫プロジェクト（利用者負担）

国立公園の訪問者に地域のサステナビリティを体感・共感してもらうため、ICTも活用した利用者負担の仕組みづくり、利用のルールの設定、限定体験の推進等により保護と利用の好循環を推進する。 【環境省、ほか関係省庁】

（現状と目標）

指標	現状値	目標値
利用者負担の新規仕組みの件数	21 件 (2022.2 時点)	—

2-2-〇 長距離自然歩道(ロングトレイル)の推進

日本の豊かな自然、歴史や文化に触れ、国土や風土を再認識し、自然保護に対する意識を高めるため、ロングトレイル（長距離自然歩道）の整備、利活用を推進する。

【環境省、ほか関係省庁】

（現状と目標）

指標	現状値	目標値
トレイル利用者数	7439 万人 (2019 年)	

2-2-○ 廃屋撤去による川湯温泉再生

バブル崩壊後の旅行ニーズの変化に対応できずに複数の大型ホテルが廃屋化した川湯温泉において、放置された廃屋を撤去し、新たな民間投資を呼び込むことで温泉街の再生を図る。

【環境省、ほか関係省庁】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
廃屋撤去数	2	
新たな民間投資の件数及び事業規模		

○維持する施策

2-2-○ ユネスコエコパークの取組の推進

生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的とするユネスコエコパークの取組の活性化のために、国際的な動向や国内の優良事例の共有、ワークショップの開催等を行うことを通じ、我が国におけるユネスコエコパークの活動による自然を活かした地域づくりを促進する。

【文部科学省、ほか関係省庁】

2-2-○ ジオパークの取組推進

▶ ユネスコ世界ジオパークの取組の推進

国際的な地質学的重要性を有する地質遺産を保護し、科学・教育・地域振興等に活用することにより自然と人間との共生及び持続可能な開発を実現することを目的とするユネスコ世界ジオパークの取組の活性化のために、我が国におけるユネスコ世界ジオパークのユネスコへの推薦及び審査に係る協力や情報発信等を行う。

【文部科学省】

▶ 国立公園におけるジオパークと連携した取組の推進

国立公園とジオパークが重複した地域において、国立公園と連携した地形・地質の保全活用計画の策定や連携した取組に関するシンポジウム等の開催を実施し、地形・地質を活かした国立公園の魅力発信・地域活性化を推進する。

【環境省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
ジオパークと連携した地形・地質の保全・活用推進事業の実施地域数	14	20 (2030年度)

2-2-○ エコツーリズムの推進

- ・ エコツーリズム推進全体構想認定地域に係る情報発信の支援等のほか、エコツーリズムに関する特に優れた取組に対する表彰を行うとともに、自然資源を活用して地域活性化に取り組む地域を対象にガイドやコーディネーター等の人材育成を行う。
- ・ エコツーリズム推進法の基本理念（①自然環境への配慮、②観光振興への寄与、③地域振興への寄与、④環境教育への活用）を踏まえた、地域におけるエコツーリズムの

1 推進を図る。

2 【環境省、ほか関係省庁】

3 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
エコツーリズム推進全体構想認定数が1以上の都道府県数	15	47 (2028年度)

4
5 **2-2-〇 農山漁村の活性化に向けた多岐にわたる生物多様性保全の取組**

- 6 ・ 農業・農村の有する多面的機能を次世代に継承し、その便益を国民が幅広く享受できるよう、集落内外の多様な人材・土地改良区等の組織と協力しながら、地域の共同活動への参加者を増加
- 7
- 8
- 9 ・ 地域の農業者だけでなく多様な主体の参画を得て、地域ぐるみで農地・農業用水等の資源を保全管理する取組と併せて、水質保全や生態系保全等の農村環境の向上に資する取組を支援
- 10
- 11
- 12 ・ 世界農業遺産及び日本農業遺産について、情報発信を通じた認知度向上等の取組を支援
- 13
- 14

【農林水産省】

14 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
地域による農地・農業用水等の保全管理への延べ参加者数	延べ1,301万人・団体 (2016~2020年度)	延べ1,400万人・団体 (2021~2025年度)
中山間地域等の農用地面積の減少防止	7.2万ha (2020年度)	7.5万ha (2024年度)
農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合	46% (2020年度)	60% (2025年度)

15
16 **2-2-〇 農業生産活動維持に向けた中山間地域等への支援**

17 中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援。

18

19

【農林水産省】

19 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
中山間地域等の農用地面積の減少防止	7.2万ha (2020年度)	7.5万ha (2024年度)

20
21 **2-2-〇 多様な主体による里山林への働きかけの推進**

- 22 ・ 森林の多面的機能発揮とともに関係人口の創出を通じ、山村地域のコミュニティの維持
- 23
- 24 ・ 活性化を図るため、地域住民等による活動組織が実施する森林の保全管理等の取組を

1 支援

- 2 ・ 森林の持続可能性が確保された形で木質バイオマスのエネルギー利用を進める。

3 【農林水産省】

4 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
各支援メニューごとに設定された森林の多面的機能の発揮に関する目標を達成した活動組織の割合	80% (2020 年度)	80% (2026 年度)
木材の燃料利用量	700 万 ^m (2019 年度)	800 万 ^m (2025 年度)

5
6 **2-2-〇 水産業・漁村の多面的機能の発揮への取組の支援**

7 環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産
8 業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援。 【農林水産省】

9 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
対象水域での生物量の増加割合	0% (2021 年度)	20%増加 (2025 年度まで)

10
11 **2-2-〇 風致地区を活用した都市における風致の維持**

12 風致地区は、樹林地、水辺地など、良好な自然環境を維持・創出し、都市における生物
13 の生息・生育の場を提供していることから、今後も制度的確な運用を図る。

14 【国土交通省】

15
16 **2-2-〇 生物多様性にも貢献する歴史的風土の保存**

17 歴史的風土保存の観点から緑地を指定し、一定の行為を規制した上で、地方公共団体が
18 行う行為規制に伴う損失補償や土地の買い入れ、施設の整備、景観阻害物件の除去に対し、
19 国の補助による支援を行う。 【国土交通省】

20
21 **2-2-〇 自然的名勝の保存・活用の推進**

22 我が国にとって芸術上または鑑賞観賞上価値の高い庭園等、自然環境を構成要素とする
23 名勝を指定し、保護に関する取組を推進する。具体的には、調査などに関する補助や、地
24 方公共団体が指定された名勝を公有化する事業に対し、その一部の補助を実施している。

25 【文部科学省】

26
27 **2-2-〇 文化財保存活用地域計画の作成支援**

28 2018 年の文化財保護法の改正により新たに制度化された、当該市町村における文化財
29 の保存・活用に関するマスタープランかつアクションプランである「文化財保存活用地域

1 計画」を市町村が作成するに当たり、支援する。

【文部科学省】

2-2-〇 文化的景観の保存・活用

4 自然と人間とが関わりながら育まれた文化的景観を保護する観点から、適切な保護の措
5 置が講じられていて重要な文化的景観を対象として、重要文化的景観の選定を推進する。
6 また、選定された地域について修理・修景を行う整備事業や普及啓発に係る取組に対する
7 補助を実施している。

【文部科学省】

2-2-〇 福島グリーン復興プロジェクト

10 福島県内の豊かな自然を保全し、魅力の向上や周遊の仕組みづくり等を通じて自然公園
11 利用者の回復等を図りながら、自然の恵みや持続可能な活用等を次世代に継承することを
12 目的に福島県と進める福島グリーン復興プロジェクトを推進する。

【環境省、ほか関係省庁】

2-2-〇 復興まちづくりに資する公園緑地の整備

16 「東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備に関する技術的指針」を周知し、復興ま
17 ちづくりに資する公園緑地の整備に当たっての地域生態系の復元・保全を行う取組みを推
18 進する。

【国土交通省】

2-2-〇 サング礁生態系における持続可能なツーリズムの推進

21 サング礁生態系保全行動計画 2022-2030 で設定した特に解決の緊急性が高い重点課題
22 の一つとして、過剰な利用や不適切な利用の抑制とともに、自然や地域の文化に関する認
23 識を高めるような、持続可能なツーリズムのモデル事例の構築や保全への理解を深める効
24 果的な多言語対応の普及啓発ツールの開発等を推進する。

【環境省、ほか関係省庁】

26 行動目標 2-3 劣化した生態系の〇%の再生を含め、気候変動緩和・適応にも貢献する自 27 然再生を推進するとともに、吸収源対策・温室効果ガス排出削減の観点から 28 現状以上の生態系の保全と活用を進める

29 人口減少や農山漁村の過疎化、社会資本の老朽化といった社会状況の変化が進んでいる我
30 が国において、地域の特性や土地利用の状況、地域のニーズに即したNbSの推進は、気候変
31 動緩和・適応の分野でもその有用性が大いに期待される。

32 2020年度の我が国の森林等の吸収源対策による吸収量は4,450万トン（2020年度総排出
33 量11億5,000万トンの約3.9%）であり、その内訳は森林吸収源対策による吸収量4,050万ト
34 ン、農地土壌炭素吸収源対策による吸収量270万トン、都市緑化等の推進による吸収量130
35 万トンとなっている。

36 また、海洋生態系に取り込まれる炭素「ブルーカーボン」が、吸収源の新しい選択肢とし
37 て世界的に注目されている。ブルーカーボンを隔離・貯留する海洋生態系（「ブルーカーボ
38 ン生態系」）として、海草藻場、海藻藻場、湿地・干潟、マングローブ林が挙げられ、その

算定に向けた検討が進められている。また、都市緑地によるヒートアイランド現象の緩和、遊水池等による雨水貯留・浸透などの機能は、気候変動への適応において非常に重要な役割を果たしている。

このように森林をはじめとする自然生態系は気候変動緩和・適応に大きく寄与していることから、生態系が有する機能を将来にわたり持続的に、かつ最大限に発揮できるよう、科学的な知見に基づき、生態系を再生・保全し自然資本を適切に管理していく必要がある。

<具体的施策>

○重点施策

2-3-○ 気候変動適応策の推進

自然生態系をはじめとした、農林水産業や自然災害・沿岸域などの各分野における気候変動影響に関する総合的な評価を踏まえて、科学的に確認された最新の気候変動影響に対応できるよう、各分野で施策を検討し、気候変動適応を推進する。【環境省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値 (2026 年度)
気候変動による生態系等への影響に係る調査地点における項目		9 項目
関係省庁や各地方公共団体等から報告される、サンゴ礁生態系保全に資する取組の数	68 件 (2020 年度時点)	90 件
市民参加型の調査による、生物の生息動向に関する報告データの数		30,000 件

2-2-○ 自然環境が有する多様な機能を活用した流域治水の推進

流域治水の推進に当たっては、自然環境が有する多様な機能を活かしたグリーンインフラの活用を推進し、以下の取組を推進する。

- ・遊水地等による雨水貯留浸透機能の確保・向上を図る。
- ・災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成を推進する。
- ・都市山麓グリーンベルト整備事業の推進により、市街地に隣接する山麓斜面にグリーンベルトとして一連の樹林帯の形成を図る。

【国土交通省、ほか関係省庁】

2-3-○ ブルーカーボンの定量的評価手法に関する調査・研究の推進

ブルーカーボン生態系を活用した CO2 吸収源対策を推進していくため、我が国の温室効果ガスインベントリ報告への反映を見据え、ブルーカーボン生態系による炭素貯留等に関する定量的評価手法の検討を推進する。【国土交通省】

○継続・強化する施策

2-3-〇 森林吸収源対策

適切な間伐の実施等の取組に加え、人工林において「伐って、使って、植える」循環利用の確立を図り、木材利用を拡大しつつ、エリートツリー等の再造林等により成長の旺盛な若い森林を確実に造成していく。【農林水産省】

2-3-〇 生態系が有する機能を活かした気候変動対策の推進

健全な生態系が有する機能を活かした気候変動適応策（生態系を活用した適応策：EbA）及び防災・減災対策（生態系を活用した防災・減災：Eco-DRR）について、生態系機能の評価や可視化に関する取組を進めるとともに、地方公共団体等の実務者向けの手引きの普及・活用を通じて地域における取組を推進する。【環境省】

2-3-〇 下水道バイオマス等の利用推進

地域で発生する生ごみ、食品廃棄物、家畜排せつ物等のバイオマスを下水処理場に集約することや、廃棄物処理施設との熱融通など地域全体での連携を推進しつつ、広域的・効率的な汚泥利用とともにメタン発酵や乾燥・炭化処理によるエネルギー化等を進める地域のエネルギー拠点化を推進する。【国土交通省】

（現状と目標）

指標	現状値	目標値
下水道バイオマスリサイクル率	37% (2021 年度)	50% (2030 年度)

〇維持する施策

2-3-〇 都市緑化等による吸収源対策等の推進

都市緑化等による温室効果ガス吸収源対策として、吸収量の算定方法等の整備や都市緑化等の意義や効果の普及啓発を行うと共に、温室効果ガスの吸収源となる都市公園の整備や、緑地の保全等への支援を行う。また、都市公園や建築物の敷地等において緑化による地表面被覆の改善等のヒートアイランド対策を進めることにより、冷暖房需要を低減する等、間接的な二酸化炭素排出量の削減につながる取組を推進する。

【国土交通省、ほか関係省庁】

（現状と目標）

指標	現状値	目標値
都市公園等の整備面積	83 千 ha (2018 年度)	85 千 ha (2030 年度)

2-3-〇 気候変動への適応と自然環境に配慮した海岸保全に係る整備・検討

気候変動に伴う長期的な海水面の上昇が懸念されており、海岸にとっても海岸侵食の進行やゼロメートル地帯の増加、高潮被害の激化、生物の生息域の変化など深刻な影響が生ずるおそれがあることから、潮位、波浪などについて監視を行うとともに、それらの変化

1 に対応するため、気候変動の影響を踏まえた海岸保全基本計画への見直しを推進し、所要
2 の整備・検討等を進める。併せて、養浜、潜堤や人工リーフの整備などにより海岸の侵食
3 対策を行うとともに、砂浜を保全・回復し、自然とふれあうことのできる快適な空間の創
4 出を進める。 【国土交通省、ほか関係省庁】

5 **(現状と目標)**

指標	現状値 (2021 年)	目標値 (2025 年)
気候変動影響を防護目標に取り込んだ海岸の数	0	39
海面上昇等の影響にも適応可能となる順応的な砂浜の管理が実施されている海岸の数	1	20

6
7 **2-3-○ 革新的な省 CO2 実現に向けた自然由来の素材 (セルロースナノファイバー : CNF)**
8 **の社会実装や普及展開への促進**

9 CNF 活用製品等の市場化を目指す事業者にむけて、製品と材料のマッチングや気候変動
10 対策・資源循環の LCA 評価を行う。また、ライフサイクルでの CO2 削減が期待できる CNF
11 製品については、その商用規模生産のために必要な設備の導入を支援するほか、製造コス
12 ト低減に資するプロセス技術や複合化・加工技術の開発を促進する。

13 【環境省、経済産業省】

14
15 **行動目標 2-4 再生可能エネルギー導入における生物多様性への配慮を推進する**

16 気候変動は生物多様性の損失をもたらす主要な要因の 1 つであり、気温上昇による生息地
17 の縮小や劣化、気候変動に脆弱な種の衰退などを引き起こしていることから、生物多様性保
18 全の観点からも気候変動対策として再生可能エネルギーの導入を推進する必要がある。一方
19 で、風力・太陽光・地熱等の再生可能エネルギーの導入に当たり、生物の行動への影響、生
20 息地の喪失、保全上重要な地域との調整などが課題となっている。

21 生態系への負の影響を最小化しながら再生可能エネルギーを推進し、生物多様性の保全と
22 気候変動の緩和を両立させていくためには、計画段階において、生物多様性保全上重要な地
23 域をあらかじめ特定し、回避することにより、生態学的に適正な立地選定をすることが最も
24 重要である。合わせて、地域住民の理解と協力を得られるよう十分な合意形成を図っていく
25 必要がある。

26
27 **<具体的施策>**

28 **○重点施策**

29 **2-4-○ 地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業の促進**

30 地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業に関する制度のもと、地域におけ
31 る円滑な合意形成を図りつつ、生物多様性の保全を含め環境に適正に配慮し、地域に貢献
32 する再生可能エネルギー事業を促進する。 【環境省】

33 **(目標)**

34 本制度のもと、地域における円滑な合意形成を図りつつ、生物多様性の保全を含め環境

1 に適正に配慮した促進区域の設定を行い、地域に貢献する再生可能エネルギー事業の導入
2 が拡大できている。

3
4 **○継続・強化する施策**

5 **2-4-○ 再生可能エネルギー導入における環境影響評価の推進**

6 再生可能エネルギーの事業の実施に当たり、適正な環境配慮が確保され、生物多様性の
7 保全に資するよう、環境影響評価制度を適切に推進する。 **【環境省】**

8
9 **○維持する施策**

10 **2-4-○ 風力発電施設のバードストライク対策**

11 再生可能エネルギーを最大限導入するには、地域と共生する形での適地の確保に取り組
12 むことが必要であり、風力発電施設におけるバードストライク対策は生物多様性保全上の
13 観点から重要な課題の1つとなっている。事業者も含めた関係機関の連携体制を確保して
14 知見を集約し、より効果的なバードストライク対策を明らかにしていく。

15 **【環境省、ほか関係省庁】**

16 **(現状と目標)**

指標	現状値 (2022 年)	目標値 (2030 年)
バードストライク対策に資するガイドラインの作成や手引きの改定	1	3
鳥類にとって風力発電施設設置への脆弱性を示すセンシティブティマップの改良	0	1

17
18 **行動目標 2-5 野生鳥獣の軋轢緩和に向けた取組を強化する**

19 ニホンジカ、イノシシ等の野生鳥獣において、生息数の増加や分布域の拡大により、農林
20 水産業や生活環境への被害といった、生態系への深刻な影響が続いている。近年野生鳥獣に
21 よる農作物被害額は減少傾向にあるが、2020 年度の農作物被害額は 161 億円となっており、
22 依然として高い水準にある。また、クマ類等の大型獣類の市街地等への出没も地域社会の喫
23 緊の問題となりつつある。さらに、野生鳥獣に関する感染症は、人の健康や社会経済活動の
24 みならず、我が国の生物多様性保全にも大きな影響を及ぼすおそれがある。

25 鳥獣による農林水産業への被害は営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加、さらには森林
26 の下層植生の消失等による土壌流出などにもつながり、人口減少や高齢化等が進む農山漁村
27 の地域づくりに深刻な影響を及ぼしている。

28 一方、深刻な被害をもたらしているニホンジカ、イノシシ等は食肉等に利用できるなど、
29 資源としての価値を有している。捕獲した鳥獣の利活用について、2020 年度に処理された
30 ジビエ利用量は 2016 年度と比べて 1.4 倍の 1,810 トンと、外食産業での利用の拡大・定着
31 や、ペットフードなどの他用途の開拓により、利用量が増加している。

32 野生鳥獣による被害を低減し人との軋轢を緩和するため、里地里山の資源利用やゾーニン
33 グ等を通じた人と鳥獣の棲み分けの取組を進めるとともに、捕獲による個体群管理や被害防

除対策、市街地等に出没させない環境管理、捕獲した鳥獣の有効利用による地域振興等、共存に向けた取組を進める。あわせて、鳥獣の捕獲及び利活用の担い手や専門人材の確保・育成を図っていく。

<具体的施策>

○重点施策

2-5-○ 指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）の適正管理の推進

農林水産業や生態系等に深刻な影響を及ぼすニホンジカ及びイノシシについては、2023年度の半減目標の達成に向け、指定管理鳥獣捕獲等事業等により、引き続き捕獲の強化を図るとともに、それまでの取組状況等を踏まえ、2024年度以降の中長期的な目標を策定し、広域のかつ集中的な管理の継続・強化を図る。 【環境省、ほか関係省庁】

（現状と目標）

指標	現状値（2020年）	目標値（2023年）
ニホンジカの個体数	285万頭	147万頭
イノシシの個体数	87万頭	60万頭

2-5-○ 特定鳥獣の科学的・計画的な保護管理の強化

シカ、イノシシ、サル、クマ、カワウ等の特定鳥獣については、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、適切な管理の目標の設定・評価・見直しによる、科学的・計画的な保護管理を強化するとともに、県境を越えて広域に移動する鳥獣については、関係機関が連携し広域的な管理の強化を図る。また、近年増加するクマ、イノシシ等の市街地等への出没に対応するための体制構築等を行う。 【環境省、ほか関係省庁】

（現状と目標）

指標	現状値	目標値
第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ及びイノシシ）の目標を達成した都道府県の割合	集計中	ニホンジカ 100% イノシシ 100%
鳥獣管理を目的とした複数都道府県等で構成される広域協議会の設置状況	ニホンジカ：13 クマ類：4 カワウ：4	ニホンジカ：検討中、 クマ類：検討中、 カワウ：5
ニホンザルとクマ類の恒常的に生息する都道府県における特定鳥獣保護管理計画の作成割合	ニホンザル：62%、 クマ類：67%	ニホンザル：100%、 クマ類：100%

2-5-○ 鳥獣被害防止対策の推進

農林水産業や生態系等へ鳥獣が及ぼす深刻な被害の一層の低減に向け、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村による被害防止計画の作成を推進し、緩衝帯の整備による生息環境管理、防護柵の設置による被害防除、鳥獣の生息密度を適正に保つための個体数管理といっ

た取組を総合的に支援する。また、都道府県が行う広域的な捕獲、ICT等の新技術の活用等による効果的な被害対策を推進する 【農林水産省、環境省、ほか関係省庁】

○継続・強化する施策

2-5-○ 鳥獣の保護・管理におけるデジタル化の推進

政府全体のデジタル化に対応しつつ、科学的・計画的な鳥獣の保護・管理を進めるため、鳥獣保護管理法に基づく手続きのオンライン化を進めるとともに、都道府県等が収集する捕獲情報を「捕獲情報収集システム」により一元的に収集・管理し、活用しやすいオープンデータとして提供することで、鳥獣の保護・管理の効率化・省力化を推進する。

【環境省、ほか関係省庁】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
都道府県・市町村における捕獲情報収集システムの利用率	都道府県：●% 市町村：●%	100% (2030年度)

2-5-○ 鳥獣の捕獲等の適正化

鳥獣の個体数管理に一定の役割を果たしている狩猟について、適正な鳥獣保護管理の推進の観点から、狩猟者及び狩猟免許制度等のあり方について検討を行う。また、ニホンジカ、イノシシ等の鳥獣の管理が強化される中で、わなの使用に伴う錯誤捕獲の増加も懸念されることから、錯誤捕獲される鳥獣の種類、数等について情報収集し、対策の検討を行う。錯誤捕獲の防止は、捕獲等の非対象種を保護する観点で重要であるとともに、鳥獣の計画的な管理にも寄与するものであることにも留意し、錯誤捕獲の防止に効果が見込まれる場合には、わなの形状の見直しや使用規制等の措置を検討する。

【環境省、ほか関係省庁】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
錯誤捕獲等の発生件数等	集計中	検討中
錯誤捕獲の発生状況を収集している都道府県数	集計中	47

2-5-○ 次世代の鳥獣保護管理の担い手の確保・育成

狩猟者や認定鳥獣捕獲等事業者等の鳥獣保護管理の担い手の確保・育成するため、鳥獣保護管理に必要な人材を明確にするとともに体系的な確保・育成方策の検討を行う。また、目的達成のため、それぞれの地方公共団体職員や狩猟者、認定鳥獣捕獲等事業者等を対象とした技術研修の実施、専門的知見及び技術を有する者を登録・活用する人材登録事業の活用、狩猟免許取得を促すイベントの企画・コンテンツ制作等の各種事業を推進する。

【環境省、ほか関係省庁】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
----	-----	-----

狩猟免許所持者数	20.7万人 (2018年度)	検討中
夜間銃猟等の環境省の研修を受講した認定鳥獣捕獲等事業者の数	集計中	検討中
鳥獣保護管理に係る研修会・講習会の開催回数	5 (2021年度)	10 (2030年度)
狩猟フォーラム等実施箇所数		

2-5-○ 鳥獣被害防止対策の担い手の確保・育成

鳥獣被害防止対策実施隊の設置推進や農業者等の多様な者の参画を促し、鳥獣被害防止対策の担い手の育成・確保を行う。また、体系的な研修による人材育成の充実強化を行い、捕獲者や処理加工施設に従事する者の人材育成を推進する。

【農林水産省、環境省、ほか関係省庁】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
鳥獣被害対策実施隊の隊員数	39,924人 (2020年度)	43,800人 (2025年度)

2-5-○ 地域資源としての捕獲鳥獣の利活用に向けた取組

生息環境管理、個体数管理、被害防除等の対策への支援と併せて、捕獲された個体の処理加工施設の整備や衛生管理の高度化、処理加工施設と流通販売関係者が連携した取組等を支援し、地域資源としての捕獲鳥獣の利活用を推進する。

【農林水産省、ほか関係省庁】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
ジビエ利用量	1,810 t (2020年度)	4,000 t (2025年度)

2-5-○ 野生鳥獣に関する感染症への対応

野生鳥獣に関する感染症は、人の健康や社会経済活動のみならず、我が国の生物多様性保全にも大きな影響を及ぼすおそれがあることから、その影響をできる限り抑制又は低減するため、生物多様性保全上のリスクを評価するとともに、早期に感染症の発生を確認し、迅速に対応するための体制等の整備を行う。

【環境省、ほか関係省庁】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
野生鳥獣に関する感染症により、種の存続を脅かす野生鳥獣の大量死や希少鳥獣への悪影響が確認された数	0	0
関係機関が連携して全国的なサーベイランスや対策等を	3	3

実施している、生物多様性保全上重要な野生鳥獣に関する感染症数		
生物多様性保全上のリスク評価において優先度が高いとされた感染症のうち、具体的な対策の検討等を行った感染症の数(2021～2023)	2/30	10/30

1
2 **○維持する施策**

3 **2-5-○ シカ等による森林被害の防止**

4 シカ被害を効果的に抑制するため、都道府県による広域的な予防的捕獲の取組を推進す
5 るとともに、林業関係者によるシカの捕獲効率向上対策の成果の横展開を図る。また、効
6 果的なシカ被害対策を実施していく上で特に有効な ICT 等を活用した新たな捕獲技術等
7 の開発・実証を実施するとともに、国有林野内のシカ被害が深刻な奥地天然林や複数の都
8 府県にまたがる地域において国土保全のためのシカ捕獲事業を実施する。あわせて、近年
9 顕在化しつつあるノウサギ食害の深刻化を防ぐため、対策の実証検討を行う。

10 **【農林水産省、ほか関係省庁】**

11 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
鳥獣害防止森林区域を設定した市町村のうち、シカ被害発生面積が減少した市町村の割合	59% (2020 年度)	対前年度以上

12
13 **2-5-○ カワウの食害による内水面漁業被害の軽減**

14 カワウの食害による内水面漁業被害の軽減のため効果的な個体数管理手法や防除手法
15 の開発・普及するとともに、環境省、都道府県等と広域的な連携を進め、全国各地で捕獲
16 及び防除等を中心とした各種対策を効率的かつ効果的に実施する。

17 **【農林水産省、ほか関係省庁】**

18
19 **2-5-○ えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画**

20 えりも地域ゼニガタアザラシ個体群と沿岸漁業を含めた地域社会との将来にわたる共
21 存を図るため、地域個体群の持続可能性に留意しつつ、生息数モニタリング、個体群管理
22 (個体数調整)、漁業被害の軽減に向けた被害防除事業等を継続実施する。 **【環境省】**

23 **(目標) 2014 年比 80%の個体数を削減・維持**

24
25

1 **第3章 生物多様性・自然資本によるリスク・機会を取り入れた経済の統合（ネイチャー**
2 **ポジティブのドライバーとしての経済（ネイチャーポジティブ経済）**

3 **行動目標 3-1 事業活動を通じて日本の生物多様性への負の影響を〇%減らすべく、企業**
4 **による生物多様性への影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく目標設定、**
5 **情報開示を促すことで、金融機関・投資家による投融資を推進する基盤を整**
6 **備し、投融資の観点から生物多様性を保全・回復する活動を推進する**

7 企業等の事業活動は様々な形で自然資本に依存しており、自然資本を適切に保全・管理し
8 ていくことが事業の持続可能性を高めることにつながる。

9 事業活動による生物多様性への負の影響を低減するとともに、事業活動を通じて生物多様
10 性を保全・回復していくため、自社やサプライチェーンの上流や下流も含めた事業活動によ
11 る生物多様性・自然資本への影響や依存度を適切に評価し、経営上のリスクと機会を分析し
12 て事業戦略に組み込んでいくとともに、その情報を適切に開示していくことが必要である。
13 生物多様性は「温室効果ガス排出量」のように数値化できる指標が少なく、事業活動による
14 影響を定量的に示すのは容易ではないこと等から、気候変動対応に比べて取り組みが進んで
15 いるとは言い難い状況であった。しかし近年、TNFD や SBTs for Nature などの国際的なル
16 ール作りの議論が急速に進んでおり、ESG 投資の分野においても生物多様性への関心が高ま
17 っている。

18 こうした流れを捉え、TNFD 等の国際的な枠組に対応できるよう、国や企業など様々な主
19 体が連携しながら生物多様性に係る評価や情報開示に係る仕組みの整備、サプライチェーン
20 に係るデータ連携、ノウハウや情報共有のためのプラットフォーム構築等を進める。

21 あわせて、生物多様性の保全・回復に資する投融資を拡大させていくため、金融機関・投
22 資家側の認識向上、金融機関・投資家と企業の対話の促進等により投融資の基盤を整備する
23 とともに、多様性の分野での保全・回復に資する事業を資金使途としたグリーンボンド等の
24 普及を図っていく。

25
26 **<具体的施策>**

27 **○重点施策**

28 **3-1-○ 国際的なルール形成への参画及び国内企業の巻き込み**

29 TNFD、SBTs for Nature、ISO TC331 等における民間イニシアティブに関して、我が国
30 のビジネスセクターの実情に即した枠組になるよう積極的に議論に貢献する。併せて、国
31 内企業がこうした国際枠組に沿った取り組みを行うよう支援する。

32 **【環境省、農林水産省、ほか関係省庁】**

33 **（現状と目標）**

指標	現状値	目標値
国内検討会等の開催件数（累積）	—	20（2025年）
TNFD や SBTs for Nature 等への賛同企業数	—	100（2025年度）

34
35 **3-1-○ ネイチャーポジティブ経済研究会**

1 令和4年3月に立ち上げたネイチャーポジティブ経済研究会を通じて、ネイチャーポジ
2 ティブとビジネスに関する国際及び国内の状況分析及びそれらを踏まえた我が国として
3 のビジョンや戦略の策定を行い、民間企業による自然資本・生物多様性の保全及び持続的
4 利用に関する取り組みを促進する。 【環境省、ほか関係省庁】

5 (目標)

6 2023年度内にネイチャーポジティブ経済の実現に向けたビジョン及びロードマップを
7 策定する。

8
9 **3-1-〇 サプライチェーン対応、指標・見える化、データ整備**

10 国際的な民間イニシアティブによるルールメイキングの動向を踏まえ、サプライチェー
11 ン対応、指標・見える化、データ整備を進めることにより、国内企業が生物多様性・自然
12 資本に配慮した持続可能な経営を推進するための支援を行う。

13 【環境省、ほか関係省庁】

14 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
サプライチェーン対応、指標・見える化、データ整備を実施している企業数		9社(2025)

15
16 **3-1-〇 情報開示、定量評価及び定量目標設定の支援**

17 国際的な民間イニシアティブによるルールメイキングの動向を踏まえ、情報開示
18 (TNFD)、定量評価及び定量目標設定(SBTs for Nature)等に関するガイドラインを策
19 定し、国内企業が生物多様性・自然資本に配慮した持続可能な経営を推進するための支援
20 と普及啓発を行う。 【環境省、ほか関係省庁】

21 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
生物多様性に配慮した経営を実施している企業数または割合	—	80%(2025年)
普及啓発に関するセミナー等の開催件数	16件/年(2021年)	80件(2025年累積)

22
23 **〇継続・強化する施策**

24 **3-1-〇 環境に配慮した不動産へのESG投資促進**

25 生物多様性など環境に配慮した優良な不動産へのESG投資が促進される不動産投資市
26 場の形成に向けた環境整備を推進する。 【国土交通省、ほか関係省庁】

27
28 **3-1-〇 生物多様性・自然資本に関する情報開示、グリーンファイナンスの促進**

29 企業の生物多様性や自然資本に関する情報開示を進めるとともに、当該分野におけるグ
30 リーンファイナンスを推進する。また、グリーンインフラの社会実装に向け、グリーンボ

ンド等の民間資金調達手法の活用により、グリーンファイナンス、ESG 投資の拡大を図る
【環境省、国土交通省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
TNFD への賛同団体数 (国内)	45	90 (2025 年度)

○維持する施策

行動目標 3-2 事業活動を通じて日本の生物多様性への負の影響を〇%減らすべく、生物多様性保全に貢献する技術・サービスに対する支援を進める

事業活動における生物多様性への影響を低減するため、革新的な技術開発やサービスを通じて環境負荷の軽減に貢献する事業者、生物多様性の保全に寄与する各種アライアンスやイニシアティブ等の取組を支援していくことが必要である。この際、脱炭素やプラスチックの資源循環等をはじめとする循環経済等の他分野の取組とも連携し、事業者が実効的かつ統合的に取組を進められるよう配慮する。

さらに我が国が有する生物多様性保全に貢献する技術・サービスを広く世界に展開することにより、生物多様性と経済の好循環を目指す。

<具体的施策>

○重点施策

○継続・強化する施策

3-2-○ 優良事例の情報発信

我が国企業の有する生物多様性保全に係る技術、製品、サービスについて、優良事例を取りまとめ国内外へ情報発信する。
【環境省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
生物多様性ビジネス貢献プロジェクトにおける件数	2 件 (2022 年)	10 件 (2025 年)

3-2-○ 政府調達におけるグリーン購入の推進

国等の公的機関が率先して環境物品等の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進する。
【環境省、ほか関係省庁】

3-2-○ スマート農業技術の社会実装の推進

AI 等を用いた早期・高精度な発生予測技術や効率的な農薬・肥料散布技術など環境保全に焦点を当てたスマート農業技術の開発や実証を通じて、生物多様性保全の視点にも立った栽培技術の確立・普及等の取組を推進。 【農林水産省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
データを活用した農業を実践する農業の担い手の割合	49% (2021年 参考値)	ほぼ全て (2025年)

○維持する施策

行動目標 3-3 遺伝資源の利用に伴う ABS を実施する

日本では 2017 年に名古屋議定書を締結し、その国内措置として「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針 (ABS 指針)」が策定された。本指針は、提供国法令の遵守の促進に関する措置及び利益を生物多様性の保全等に充てる等の遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS) の奨励に関する措置を講ずることにより、提供国等からの信頼を獲得し遺伝資源を円滑に取得できるようにすることで、日本国内における遺伝資源に係る研究開発の推進に資するものであり、提供国から我が国に持ち込まれた遺伝資源の適切な利用を促進するものとなっている。

引き続き、ABS の理念を踏まえ、遺伝資源を持続可能な形で有効利用するとともに生物多様性保全にも資する取組を進めるためには、国際的な議論への貢献や他国との連携強化、普及啓発を通じた ABS ルールへの理解醸成、確実な遵守の促進や情報の収集を図る必要がある。

<具体的施策>

○重点施策

○継続・強化する施策

○維持する施策

3-3-○ 名古屋議定書の国内措置 (ABS 指針) の推進

➤ 遺伝資源の利用に伴う ABS の実施

名古屋議定書に基づき、提供国の ABS (Access and Benefit-Sharing) に関する国内制度の遵守の促進及び普及啓発を実施し、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を実現させることで、生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献する。

【経済産業省、ほか関係省庁】

1 **➤ 名古屋議定書の国内実施**

2 名古屋議定書の国内担保措置の運用により、我が国における海外遺伝資源の適法取得
3 及び適正利用を促進する。これに当たり、これまでの ABS の実施を進める上で見えてきた
4 遺伝資源の取得、利用に係る技術的な課題への対応の検討も進める。また、国際的な
5 名古屋議定書のレビューの観点も踏まえつつ、分野ごと、また業種を超えた事例収集や
6 情報共有を進める。 【環境省、ほか関係省庁】

7 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
名古屋議定書、ABS 指針の関連分野の研 究者等の認知度*1	名古屋議定書の認知度： 内容を知っている 72.3%、 ABS 指針の認知度： 内容を知っている 66.0%、	名古屋議定書の認知度： 内容を知っている 80% ABS 指針の認知度： 内容を知っている 70%

8 *1 出典：平成 31 年度環境経済の政策研究（「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公
9 正かつ衡平な配分に関する指針」（ABS 指針）の見直しに向けた、提供国措置の便益・コスト等
10 の評価に関する研究）」（関連分野における研究者、技術者等に対して行ったアンケート調査）
11

12 **3-3-○ 遺伝資源の収集・保全、利用（ABS 関係）**

13 遺伝資源利用に係る国際情勢の動向調査等を実施するとともに、ITPGR の「多数国間の
14 制度」を通じて我が国の品種開発の発展にとって重要な植物遺伝資源の導入を円滑に推
15 進。 【農林水産省】

16 **3-3-○ 独立行政法人製品評価技術基盤機構による二国間連携の取組**

17 独立行政法人製品評価技術基盤機構による二国間の取組として、アジア諸国/地域の一
18 部と政府機関及び傘下の研究機関との間で、微生物資源の保全と利用に関する文書を作成
19 し、海外の微生物資源の保全と持続可能な利用のための取組を実施し、資源保有国に遺伝
20 資源の保全や収集、利用に関する技術を移転するとともに、海外資源へのアクセスルート
21 の確保及び資源国との合意に基づく資源移転とその利用により、我が国の企業に遺伝資源
22 の利用の機会を引き続き提供していく。 【経済産業省】
23

24 **行動目標 3-4 持続可能な環境保全型の農林水産業を拡大させる**

25 農林水産業は、農地やため池、森林や牧草地等の管理を通じて里地里山にモザイク状の生
26 息・生育地を提供し豊かな生態系を維持してきた一方、直接採取、化学農薬や化学肥料の過
27 剰使用、土地利用の変化等を通じて生態系や気候変動に大きな影響を与えている。また、生
28 物多様性の損失や気候変動は農林水産物の生産量減少や品質低下等の深刻な被害をもたら
29 しており、農林水産業と地球環境は相互に影響し合っている。自然や生態系の持つ力を引き
30 出して行われる食料生産・農林水産業において、その活動に起因する環境負荷の低減を図り、
31 豊かな生態系を維持することは持続可能な生産活動に不可欠である。
32

1 こうしたことを踏まえ、国は「みどりの食料システム戦略」や「農林水産省生物多様性戦
2 略」等に基づき、持続可能な農林水産業の実現に向けた取組を進めている。

3 農林水産業の現場が現在直面している、担い手の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
4 や生産性の低下等の課題を克服しながら、持続可能な食料生産の構築と環境負荷の低減を実
5 現していくための鍵となるのが、関係者の行動変容と、それを後押しするイノベーションの
6 創出である。農業・林業・畜産業・水産業の各分野において、生産から消費に至るすべての
7 段階で生物多様性への負荷軽減に向けた取組が進むよう、関係者の意欲的な取組を引き出す
8 とともに、革新的な技術、生産体系の開発と社会実装に取り組むとともに、ノウハウの普及
9 や人材育成を図っていく。

11 <具体的施策>

12 ○重点施策

13 3-4-○ みどりの食料システム戦略

14 みどりの食料システム戦略の実現に向け、2030年目標や、環境と調和のとれた食料シ
15 ステムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37
16 号）に基づき、新技術の開発、有機農業の推進、環境負荷低減の見える化等を進める。

17 【農林水産省】

19 3-4-○ 脆弱な生態系の保護と持続的な漁業の共存

20 我が国が加盟している地域漁業管理機関の科学委員会による公海底魚漁業が海山等に
21 存在する脆弱な生態系に与える影響に係る評価を踏まえ、各加盟国等と協力しつつ、持続
22 的な漁業との共存が可能な適切な管理措置の導入に取り組む。

23 【農林水産省】

24 ○継続・強化する施策

25 3-4-○ 有機農業の推進

- 26 ・ 有機農業の拡大に向けた現場の取組を推進するため、新たに有機農業に取り組む農業
27 者の技術習得等による人材育成等を支援
- 28 ・ 地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するため、有機農業の生産か
29 ら消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんで推進する
30 取組の試行や体制づくりについて、物流の効率化や販路拡大等の取組と一体的に支援
- 31 ・ 現場の実践技術の体系化と普及を促進するとともに、2040年までに、主要な品目につ
32 いて次世代有機農業技術を確立

33 【農林水産省】

33 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
有機農業の取組面積	23.5千ha (2017年)	63千ha (2030年)

34 3-4-○ 適切な生産活動を通じた木材の需要拡大への取組

- 1 素材生産・流通・加工の低コスト化や品質・性能の確かな製品の安定供給体制の整備
2 を中心とする構造改革を推進
- 3 CLT や木質耐火部材等の開発・普及、公共建築物や民間の非住宅分野等への国産材等
4 の利用拡大を推進
- 5 森林の持続可能性が確保された形で木質バイオマスのエネルギー利用を推進
- 6 木質バイオマス由来のセルロースナノファイバー、改質リグニン等の化石資源由来製
7 品代替となる新素材の研究・技術開発及びその普及を促進 **【農林水産省】**

8 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
国産材の供給・利用量	3,100 万m ³ (2020 年度)	4,200 万m ³ (2030 年まで)
新素材の開発・実証件数	3 件 (2021 年度)	毎年度 3 件

9
10 **3-4-○ 漁村地域における新規就業者の確保**

11 漁業への就業前の者への資金の交付、漁業現場での長期研修を通じた就業・定着の促進、
12 海技士免許等の資格取得及び漁業者の経営能力の向上等を支援。 **【農林水産省】**

13 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
新規就業者数	—	各年度 2,000 人

14
15 **3-4-○ 水産資源調査・評価の充実・精度向上**

- 16 資源評価対象魚種を順次拡大し、当該魚種の調査を開始。我が国周辺水域の主要魚種
17 (マイワシ、マサバ等) や公海等で漁獲される国際漁業資源 (サケ、カツオ・マグロ
18 等) について、調査・評価等を実施。海洋環境の変動等による水産資源への影響を調
19 査し資源変動メカニズム及び中・長期的な資源動向を究明する取組や、漁場形成及び
20 漁獲状況等をリアルタイムに把握する取組等を支援。
- 21 漁獲情報の電子的情報収集体制を構築するとともに、収集するデータの標準化等行う。

22 **【農林水産省】**

23
24 **3-4-○ 魚粉代替原料の開発・普及**

25 生餌から配合飼料への転換や、魚粉代替原料の開発・普及を推進。 **【農林水産省】**

26 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
養殖業における配合飼料使用比率	44% (2019 年)	100% (2050 年)

27
28 **3-4-○ 人工種苗生産技術の開発・普及**

ニホンウナギ、クロマグロ、ブリ、カンパチの養殖において、人工種苗生産技術の開発・普及を推進。 【農林水産省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
ニホンウナギ、クロマグロ、ブリ、カンパチの人工種苗比率	1.7% (2019年)	100% (2050年)

○維持する施策

3-4-○ GAPの普及推進

GAP 指導員による指導活動、農業教育機関や環境負荷低減に取り組む団体の認証取得への支援など、国際水準 GAP の取組の拡大を支援。 【農林水産省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
国際水準 GAP を実施する農業者数	17,388 経営体 (2020年度)	24万経営体 (2030年度)

3-4-○ 畜産 GAP 取得推進

適正な廃棄物等の保管・処理等による環境負荷の低減につながる畜産 GAP の認証取得への支援など、取組の拡大を支援。 【農林水産省】

3-4-○ 環境に配慮した農法の推進

- ・ 農業者の組織する団体等が実施する、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動(有機農業、総合的病害虫・雑草管理、冬期湛水管理など)を支援
- ・ 耕畜連携の強化による家畜排せつ物由来の堆肥や食品循環資源由来の堆肥の利用、緑肥の利用等による土づくりの推進 【農林水産省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
有機農業の取組面積	23.5千ha (2017年)	63千ha (2030年)
環境保全型農業直接支払交付金の実施面積の拡大	80,789ha (2020年度)	

3-4-○ 持続可能な営農を通じた田園地域や里地里山の環境整備の推進

中山間地域等において、農用地面積の減少を防止し、農業の有する多面的機能を確保するため、農業生産活動を維持する活動を支援する。 【農林水産省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
----	-----	-----

中山間地域等の農用地面積の減少防止	7.2 万 ha (2020 年度)	7.5 万 ha (2024 年度)
-------------------	-----------------------	-----------------------

1
2 **3-4-〇 国産飼料の増産・利用のための体制整備**

3 飼料生産組織の作業効率化・運営強化や飼料作物の優良品種利用・安定生産、公共牧場
4 の利用、国産濃厚飼料の生産振興、未利用資源の新たな活用・高品質化などの国産飼料の
5 一層の増産・利用のための体制整備。 **【農林水産省】**

6
7 **3-4-〇 施肥の効率化・スマート化**

8 土壌や作物の生育に応じた施肥や局所施肥等で施肥を効率化するとともに、データの蓄
9 積・活用により「スマート施肥」を導入。 **【農林水産省】**

10
11 **3-4-〇 病害虫の総合防除の推進**

12 環境負荷低減を図りつつ、農薬だけに頼らない防除を推進するために、病害虫が発生し
13 にくい生産条件の整備など、予防的な取組と、病害虫の発生予測に重点を置いて、総合的
14 に行う「総合防除」の取組を推進。 **【農林水産省】**

15 **(目標)**

16 改正植物防疫法に基づき国が策定する基本指針に即して、都道府県が総合防除の実施に
17 関する計画を策定することにより、総合防除を推進。

18
19 **3-4-〇 家畜排せつ物の利活用の推進**

20 耕種農家のニーズにあった高品質な堆肥の生産や、ペレット化を通じた広域流通等、地
21 域の実情に応じた家畜排せつ物の利活用の推進。家畜排せつ物のメタン発酵によるエネル
22 ギー利用や、発酵残渣の液肥利用の推進。 **【農林水産省】**

23
24 **3-4-〇 森林施業の適切な実施に向けた新技術の導入や人材育成**

- 25 ・ 適切な森林整備に向けて、森林経営計画の作成の中核を担う森林施業プランナーや森
26 林の持続経営を実践する森林経営プランナーを育成
- 27 ・ 森林施業の適切な実施に向けて、成長に優れた苗木や機械を活用した新たな造林技術
28 の導入を推進 **【農林水産省】**

29 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
認定森林施業プランナーの現役人数	2,206 人 (2021 年度)	3,500 人 (2030 年度)
認定森林経営プランナーの現役人数	67 人 (2021 年度)	500 人 (2025 年度)

30
31 **3-4-〇 合法伐採木材等の流通及び利用の促進**

1 クリーンウッド法に基づき、全ての事業者に合法伐採木材等を利用するよう努めること
 2 が求められている。同法が目指す合法伐採木材等の流通及び利用拡大のため、情報提供サ
 3 イト「クリーンウッド・ナビ」を通じた情報の提供、幅広い関係者の参加による協議会を
 4 通じた普及啓発活動への支援を実施。 【農林水産省、ほか関係省庁】

5 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
第一種登録木材関連事業者が取り扱う合法性が確認できた木材の量	3,035 万m ³ (2019 年度)	4,350 万m ³ (2025 年度)

6
7 **3-4-〇 MSY ベースの水産資源評価に基づく TAC 管理の推進**

8 改正漁業法においては、TAC（漁獲可能量）による管理が基本とされており、令和3年
 9 漁期から8魚種について、改正漁業法に基づくTAC管理が開始されている。引き続き、ロ
 10ードマップ及びTAC魚種拡大に向けたスケジュールに従い、TAC魚種の拡大を推進し、2023
 11年度までに漁獲量ベースで8割をTAC管理とする。 【農林水産省】

12 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
漁獲量*1のうちTAC魚種の占める割合	60.5%	80%

13 *1遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚類(かつお・まぐろ・かじき類)、さけ・ます類、貝
 14 類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。

15
16 **3-4-〇 水産資源管理におけるIQ管理の導入**

17 IQ(漁獲割当て)による管理については、ロードマップに従い、2023年度までに、TAC
 18 魚種を主な漁獲対象とする沖合漁業(大臣許可漁業)に原則導入する。 【農林水産省】

19 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
IQ管理を導入した魚種・漁業種類の割合	36%	100%

20
21 **3-4-〇 水産資源管理における資源管理協定への移行**

22 国や都道府県による公的規制と漁業者の自主的な取組の組合せによる資源管理推進の
 23 枠組みは今後も存続し、自主的な取組を定める資源管理計画は、改正漁業法に基づく資源
 24 管理協定に移行することになっており、2023年度までに、現行の資源管理計画から、改
 25 正漁業法に基づく資源管理協定への移行を完了させる。 【農林水産省】

26 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
資源管理協定への移行割合	0.19%	100%

27
28 **3-4-〇 水産資源管理のルールの遵守**

29 アワビ・ナマコ等の沿岸域の密漁や我が国周辺水域における外国漁船の違法操業に対す

る取締りを強化するとともに、「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」に基づく水産動植物の国内流通及び輸出入の適正化を図る。【農林水産省】

3-4-○ 国際水産資源の持続的利用

持続的な漁業の達成に向け、FAO が行う、途上国への IUU（違法、無報告、無規制）漁業対策支援、ワシントン条約（CITES）への科学的助言の提供等に必要な経費を支援するもの。さらに、漁業補助金規律の適切な策定・実施のため、WTO を通じて途上国メンバーに対して、漁業当局の関連会合への参加、補助金等の通報の改善等を支援するもの。また、資源状況の悪化が懸念されているマグロ類を含む高度回遊性魚類の持続可能な利用・管理について、我が国の漁業生産及び消費における立場を十分に踏まえ、地域漁業管理機関を通じて、科学的根拠に基づく保存管理措置の設定や、違法・無報告・無規制（IUU）漁業の排除に取り組む。【農林水産省】

（現状と目標）

指標	現状値	目標値
違法漁業防止寄港国措置協定（PSM 協定）の批准国数	70 か国	75 か国 (2026 年度まで)
我が国及び FAO 専門家の知見を生かした生物多様性の確保と水産資源の持続的利用の両立への貢献	—	—
世界の全漁獲量の約 90%を占める漁獲量上位国（33 か国・地域）のうちの途上国 20 か国全てが WTO に漁業補助金を通報する	7 か国	20 か国 (2026 年度まで)
カツオ・マグロ類等資源の適切な保存管理措置を地域漁業管理機関において採択する	WCPFC: 5 ICCAT: 20 (2021 年度)	WCPFC: 毎年 6 ICCAT: 毎年 8

3-4-○ さけ・ます増殖事業の推進

国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施するふ化放流のモニタリングや技術開発の結果等を踏まえて、生物多様性に配慮したさけ・ます増殖事業を推進。【農林水産省】

3-4-○ 環境・生態系と調和した増殖の推進

「人工種苗放流に係る遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針」に基づき、生態系や資源の持続性に配慮した増殖を推進。【農林水産省】

3-4-○ 養殖における環境負荷の軽減

- ・ 養殖漁場ごとに漁場改善計画を定めて漁場環境を管理するとともに、海洋環境への負荷軽減が可能な沖合養殖や陸上養殖を推進する
- ・ 伝染性疾病の発生予防及び発生時における指導や、特定疾病のまん延防止措置を支援
- ・ ワクチン等の開発支援や、組織的なワクチン接種の推進等による防疫体制整備の支援

1 を行い、養殖魚における疾病被害を低減

- 2 ・ 薬剤耐性菌の監視・動向調査の結果を踏まえ、薬剤耐性に関する研修会等の実施によ
3 り、知識・技術の普及啓発を行い、養殖魚における薬剤耐性菌の発生を低減

4 【農林水産省】

5 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
養殖生産額に対する魚病推定被害額の割合	2.8%	2.9%

6
7 **3-4-○ 漁業における混獲の削減**

8 サメ類や海鳥、ウミガメの混獲を回避する技術の開発や漁業者への普及・啓発を通じた
9 混獲の削減。 【農林水産省】

10
11 **3-4-○ 赤潮・貧酸素水塊、栄養塩類不足への対応**

12 赤潮・貧酸素水塊による漁業被害の軽減対策として、発生のモニタリングやメカニズム
13 の解明、被害軽減の技術開発等に取り組むとともに、栄養塩類の不足が水産資源に与える
14 影響の解明や栄養塩類管理の検討等の取組を推進。 【農林水産省、ほか関係省庁】

15 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量	1,429千トン (2020年度)	1,739千トン (2022年度)

16
17 **3-4-○ 捕鯨対策**

18 鯨類の資源管理に必要な科学的データの収集を推進するとともに、国際機関と連携しつ
19 つ、資源管理を推進。 【農林水産省】

20 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
捕獲可能量	379頭/年	

第4章 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人ひとりの行動変容）

行動目標 4-1 学校等における生物多様性に関する環境教育を推進する

生物多様性の損失を止めるための社会変革を実現するためには、生物多様性の重要性等に対する人々の知識と関心を高め、行動の変化につなげることが不可欠である。その基礎となるのが、学校等における環境教育の推進と、それを支える人材の育成である。

学習指導要領では、小・中・高等学校の各段階において「持続可能な社会の創り手」となることが期待されることを明記しており、持続可能な開発のための教育（ESD）を推進していくこととしている。また学校以外の場においても、幅広い世代の多くの人々が環境について学ぶ機会を得られるよう、NPO や地域住民等の様々な主体が、里地里山、河川など身近な自然を活用した多様な環境学習や自然体験の機会の提供等を行っている。

こうした取組を支える指導者や専門知識を有する人材を育成するため、教職員や企業・団体の職員向け研修・セミナーの実施や、環境教育のための人材認定等事業の登録などが行われている。

また学校や民間団体等が実施する環境教育等に役立つ情報の発信、セミナーやイベント等を通じた普及啓発も進められている。

このような取組を更に推進し、環境教育の実施に対する支援、人材育成、ノウハウや事例の共有等の情報発信を進めていく。

<具体的施策>

○重点施策

○継続・強化する施策

4-1-○ 環境教育の推進

学校や地域で環境教育を実践・推進するリーダー人材の育成、自然体験活動等を提供する「体験の機会の場」の認定、民間事業者が行う人材認定等事業の登録・公示、環境保全に関する専門的な知識等を有する環境カウンセラーの登録、環境教育の推進に関する情報の整備・発信等により、地域、学校、家庭等における環境教育を普及し、持続可能な社会づくりの基盤形成を行う。【環境省、ほか関係省庁】

（現状と目標）

指標	現状値（2021年度）	目標値（2030年度）
教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修の参加者数	458	600
「体験の機会の場」利用者数	16,557	30,000
地方公共団体における環境教育関連施策実施数	970	1,400

4-1-○ 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

- ESD 活動支援センター（全国・地方）及び地域 ESD 推進拠点によるネットワークの形成や連携により、各地域で行われている持続可能な開発のための教育（ESD: Education for Sustainable Development）の事例の共有や情報発信、人材の育成支援などを通じて、地域に根ざした ESD を全国に普及する。
- ユネスコ未来共創プラットフォーム事業におけるユネスコスクールの取組の活性化や、SDGs 達成の担い手育成（ESD）推進事業におけるカリキュラム等の開発・実践や教師教育の推進等を通じて、第 2 期 ESD 国内実施計画に基づきユネスコエコパークやユネスコ世界ジオパークの活用や様々なステークホルダーと連携しながら、国内における ESD の推進を行う。

【文部科学省、環境省、ほか関係省

庁】

（現状と目標）

指標	現状値	目標値
全国 ESD フォーラム参加人数	478 (2021 年度)	525 (2025 年度)
地方 ESD 関連フォーラム参加人数	4,711 (2021 年度)	5,182 (2025 年度)

4-1-〇 下水道を活用した環境学習の推進

都市内の水循環や公共水域に排出する汚濁負荷の管理など、下水道の重要な役割を広く情報発信するため、下水道管理者と地域住民との情報共有を進めるとともに、環境学習の中で、多様な生態系の保全などにも資する下水道の役割を明確に位置付け、子どもたちに下水道の仕組みや流域における下水道の役割について正しく理解してもらうほか、処理場見学会の開催など下水道施設を学びの場として積極的に活用する。また、地域住民や教育関係者、NPO 等と連携し、多様な生態系の生息・生育場所の創出を図る場としての下水道施設の役割などについて、積極的に情報発信し、国民への理解に努める。

【国土交通省】

（目標）

- 小中高生を対象とした環境教育に関する展示の実施や、9月10日の「下水道の日」に関連する国、地方公共団体等の行事を通じて、国民の下水道に対する理解・関心の向上を図る
- 国土交通大臣賞「循環のみち下水道賞」にて広報等に係る優れた取組を実施している地方公共団体やNPO団体を表彰することにより、国民の下水道に対する理解・関心の向上を図る。

〇 維持する施策

4-1-〇 環境教育の場となる都市公園の整備の推進

利用者・地域・学校などと一体となった環境教育・環境学習などの指導者や実践者の養成の場や機会を提供するとともに、それらのプログラムを実践する都市公園等の整備を行

う。

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
都市域における水と緑の公的空間確保量	13.9 m ² /人 (2019 年度)	15.2 m ² /人 (2025 年度)

4-1-○ 河川における環境教育の推進

「川に学ぶ社会」の実現を目指して、子どもたちの川を活かした体験活動や環境学習の場を拡大し、また地域の子どもの体験活動の充実を図る「子どもの水辺」再発見プロジェクト」や川の自然環境や危険性を伝える「指導者育成」などを進める。また、地域と連携し河川を活かした学習・自然体験活動、学校教育関係者と連携した学校教育への教材提供等を進める。

【国土交通省、文部科学省、環境省】

(目標)

- ・ NPO 等の団体とも連携の元、指導者育成や水難事故防止に向けた講座等を開催する
- ・ 河川環境教育、水難事故防止啓発のための、教材作成、情報発信を充実させる

4-1-○ 環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進

環境負荷の低減や自然との共生を考慮した学校施設の整備を推進し、整備された施設を環境教育にも活用する。

【文部科学省、ほか関係省庁】

行動目標 4-2 日常的に自然にふれあう機会を提供することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなど様々な知識の習得及び人としての豊かな成長を図る

生物多様性に対する認識・関心を高めるために環境教育と合わせて重要なのは、自然とのふれあいを通じた体験に基づく理解の醸成である。

自然との直接的なふれあいによって、自然に対する関心が生まれ、自然について考える力が養われる。また、自然が人の心身の健康にもたらす効果を把握し、自然の中で暮らすことで享受できる文化的・精神的な豊かさを求める価値観が醸成される。かつては、日常生活の中で自然との接点があり、日本人は人間も自然（生態系）の一部であるとの認識を自然に有していた。しかし、都市化・工業化の進行に伴って人と自然との関係は希薄化し、自然との接触機会が少なくなり、特に若い世代を中心に自然とのつきあい方を知らない人たちが増えている。このような中で、自然とふれあう機会を増やすことにより、人が自然生態系の構成要素のひとつであることを認識し、自然との共生への理解を深める。

自然とのふれあいは、国立公園に出かけて自然の大風景に感動し、身近な自然に接して安らぎを覚え、自然の仕組みを知り、自然の中で活動しようとする、自然の恵みを楽しむ様々な活動としてとらえられる。概観しただけでも「野外レクリエーション・観光」、「保健休養」、「日常生活」、「ボランティア活動」といった多様な側面がある。

自然とのふれあいに係る施策の推進に当たっては、多様なニーズに対応した魅力ある自然体験プログラムの提供、自然とふれあう場の整備・保全、情報発信、自然とのふれあいを求

める人々とその機会を提供する施設や団体・人材とのネットワーク構築等に総合的に取り組むことが必要である。特に人口の多くを占める都市部の居住者が、生物多様性が豊かに保たれている緑地・親水空間へのアクセスや自然体験の機会を増加させられるよう取り組みを進める。

<具体的施策>

○重点施策

○継続・強化する施策

4-2-○ 自然とのふれあいの機会の提供

みどりの月間など、全国各地で自然とのふれあいに関する各種行事の実施等の推進や国立公園等における自然体験活動を推進し、自然とのふれあいの機会を提供するとともに、自然の恩恵や自然と人との関わりなどの様々な知識の習得及び人としての豊かな成長を図る。 【環境省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
地方環境事務所が集計したみどりの月間の行事参加者数	904人 (2021年度)	4,500人 (2023年度)
自然体験教育活動推進事業の実施地域数	12 (2021年度)	前年実績以上

4-2-○ 新宿御苑の緑や施設を活用した生物多様性や再生可能エネルギーに関する普及啓発

環境教育エリアの維持管理と情報発信の強化、環境教育イベントや園内ガイドの実施、「環境の杜」構想に基づく環境学習機会の提供や外部団体等による育成者指導講習等の受入れ。 【環境省】

○維持する施策

4-2-○ 国立公園等における保護と利用の好循環の形成

国立公園や国民公園等において、利用者が安全かつ快適に自然を体験できるよう、自然環境保全のための整備を行うとともに、公園利用に必要な施設や緑地の整備と適切な管理を行うことにより、自然環境の保護と利用が好循環し、自然と人が共生する社会の構築が進み、各地域が固有の自然資源を磨き上げて、活力のある地域を創出する。 【環境省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
国立公園及び国定公園の年間利用者数	893,110千人 (2019年)	前年比101% (P)

4-2-〇 国内外への国立公園等の情報発信

改正自然公園法により国立公園等の情報発信等が努力義務として盛り込まれたことも踏まえ、国立公園等の魅力の発信等に関してホームページやパンフレット等を活用して国内外向けに情報発信を行い、国立公園等への来訪促進、自然への興味・関心の喚起、環境配慮意識の醸成を促進する。また、国立公園オフィシャルパートナーと連携して国立公園の美しい景観の魅力を世界に向けて発信する。【環境省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
国立公園を訪問した訪日外国人利用者数	93 万人 (2020 年度)	667 万人 (2025 年度まで)
ウェブサイトにおける国立公園内自然体験コンテンツの予約数（サイトから予約可能なページへの遷移数含む）	1,230 件 (2021 年度)	3,000 件 (2025 年度まで)

4-2-〇 日光国立公園「那須平成の森」管理運営事業

自然環境モニタリングを行い、順応的な生態系管理を行うとともに、那須平成の森フィールドセンター、那須高原ビジターセンターを中心に、ガイドツアーの実施等自然体験活動を実施している。【環境省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
那須平成の森ガイドウォーク参加者アンケートの満足度	96% (2021 年度)	7段階評価の上位2評価の合計が100%以上

4-2-〇 子ども農山漁村交流プロジェクト

子どもたちを対象とした農山漁村体験、自然体験を通じて、自然、文化等の魅力について学び、生物多様性への理解を促進させる。また、こうした体験活動の推進は、受入地域にとっての地方創生にも資するため、本取組を実施する都道府県、市区町村をモデル団体として委託し、成果を全国の都道府県、市区町村へ周知を図るとともに、国立公園等受入地域でのプログラム開発の支援等により本取組を推進する。

【総務省、環境省、内閣官房、内閣府、文部科学省、農林水産省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
子ども農山漁村交流プロジェクトへの参加児童数	108,922 人 (2021 年度)	100,000 人 (2022 年度)

4-2-〇 都市農業の推進、農泊支援、情報発信等を通じた都市と農山漁村の交流・定住の促進

- 1 ▪ 市民農園や農業体験農園の開設促進に向けた取組や都市住民の都市農業への理解醸成
- 2 の取組等への支援により、都市農業の多様な機能の発揮を促進
- 3 ▪ 農泊に取り組む地域における実施体制の構築、観光コンテンツの開発、滞在施設等の
- 4 整備等の一体的な支援の実施
- 5 ▪ 農泊に取り組む地域と国立公園との連携した自然体験コンテンツの造成等による国立
- 6 公園における滞在期間の延長と地域経済への貢献を推進
- 7 ▪ 世界農業遺産及び日本農業遺産について、情報発信を通じた認知度向上等の取組を支
- 8 援
- 9 ▪ 滞在型漁村の確立・形成や国内外への漁村の魅力の発信を通じ、都市住民や外国人観
- 10 光客等による漁村への訪問や漁村の人々との交流を促進

【農林水産省、ほか関係省庁】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数及び訪日外国人旅行者数のうち農山漁村体験等を行った人数		1,540万人 (2025年度)

4-2-〇 干潟等の良好な自然環境を利用した海辺の環境教育の推進

海辺の自然環境を活かした自然体験・環境教育を行う「海辺の自然学校」の取組を地方公共団体やNPO等と連携しながら全国各地で展開する。また地域の地方公共団体、教育機関、NPO等が自然体験プログラムの開催ノウハウを蓄積することで、自ら実施できる体制整備を推進する。

【国土交通省】

(現状と目標)

指標	現状値 (2020年度)	目標値
海辺の自然学校開催実績数	13件	21件以上

4-2-〇 港湾環境整備施設等の整備による港湾環境の利用促進

干潟や藻場等の自然環境、緑地や公園等の施設整備を推進する。また、港湾区域における自然環境を多様な主体に提供することで、地域振興・自然体験・環境教育等の自主的な取組・連携を促進する。

【国土交通省】

4-2-〇 国立青少年教育振興機構における自然体験活動の推進

独立行政法人国立青少年教育振興機構において、国立青少年教育施設における青少年の自然体験活動等の機会と場の提供、指導者の養成及び質の向上、民間団体が実施する自然体験活動等に対する支援等を通して、青少年の自然体験活動を推進する。

【文部科学省】

4-2-〇 体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト

体験活動の機会や場を充実させるための事業を実施するとともに、体験活動に関する普及啓発や調査研究、民間企業が実施する優れた取組に対しての顕彰事業を実施する。

4-2-〇 全国「みどりの愛護」のつどいの開催

全国「みどりの愛護」のつどいについて、全国の都市公園を会場として開催し、より一層国民のみどりに対する意識の高揚を図る。 【国土交通省】

行動目標 4-3 ナッジ等の行動科学の知見等を活用し、国民に積極的かつ自主的な行動変容を促す

社会全体でネイチャーポジティブを実現し定着させていくためには、人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする政策手法であるナッジ（英語 nudge：そっと後押しする）やブースト（英語 boost：ぐっと後押しする）をはじめとする行動科学の知見も活用して、国民一人ひとりが生物多様性に配慮した商品やサービスを自らの意思で選択できるような社会を構築することが鍵となる。行動科学を活かしたこうした手法は、規制的手法（法律等）、財政的手法（補助金等）、そして情報的手法（普及啓発・情報提供等）といった伝統的な政策手法を補完する位置付けでとらえられるようになってきている。

しかしながら、海外で効果のあった事例が、文化や習慣等の異なる我が国でも同様に効果があるとは限らない。また、国内のある条件で効果の見られた手法が、別の条件で同様の効果を発揮するとも限らない。このため、手法の活用に当たっては、必ずしも万能なものではないと考え、どのようなときに効果があり、また、効果が見られないのかを事例を重ねながら一つ一つ明らかにすることが重要である。

日本では、既に「定着した行動変容」として国際的に評価され、取り上げられることの多いクールビズという事例もある。行動科学を活用した取組に関する方法論や課題、対応方策、成功事例等を広く共有しながら、効果的に消費活動や商品選択のあり方を見直すきっかけとなるサービスや商品の提供、政府や企業等による物品調達、情報発信等を進め、人々の行動変容につなげていく必要がある。

<具体的施策>

〇重点施策

4-3-〇 2030 生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）の活動

国内での社会変革を実現するため、国民、経済界、NGO・NPO、地方公共団体などの主体間の連携、協働を進めるためのマルチステークホルダー型のプラットフォームの設置等、以下の事業を実施する。 【環境省、ほか関係省庁】

- ・ 多様な主体が情報交換・認識共有等を行う総会・フォーラム・WG等の設置・運営
- ・ 生物多様性に関する普及啓発ツールの作成・活用による普及啓発を実施
- ・ セクター横断的な取組を進めるためのフォーラム等の開催
- ・ ナッジ等を活用した行動変容に関する議論や実装

（現状と目標）

指標	現状値	目標値
----	-----	-----

プラットフォーム関係会議開催数	年5回以上	年5回以上
生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合	83.7% (2020年度)	90% (2030年度)

4-3-〇 ナッジ等の知見を活用した行動変容の促進

生物多様性の主流化（認識の向上）、国民や企業等を対象とした行動変容（例えば、消費者を対象とした場合、日々の暮らしへの訴求等）に向けた議論・検討を実施する。消費行動や生産行動、寄付行為などを通じた生物多様性保全に向けた個人や個社の取組を促すための仕組みやフレームワークを検討する。【環境省、ほか関係省庁】

（現状と目標）

- ・ ナッジを活用した意識改革や行動変容の効果を把握する
- ・ ナッジの活用により意識改革・行動変容を促す割合を向上させた効果的な広報・普及啓発を推進する

指標	現状値	目標値
生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合	83.7% (2020年度)	90% (2030年度)

〇継続・強化する施策

〇維持する施策

4-3-〇 「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクト等による行動変容

地域版 SDGs である地域循環共生圏を暮らしの観点から実装するための国民運動である「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクトや、それらに基づく官民連携による広報活動等を展開し、各界各層の生物多様性主流化に向けた行動変容を促す。【環境省】

（現状と目標）

指標	現状値	目標値
広報等の国民へのアプローチ数 (HP アクセス数)	2,5324pv	30,000pv
生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合	—	5,000人

4-3-〇 あふの環 2030 プロジェクト

あふの環プロジェクトをプラットフォームとし、多様なステークホルダーとの対話を進めながら、価格重視の消費から持続可能性重視の消費へと行動変容を促し、持続可能な生産消費を促進する。【農林水産省、ほか関係省庁】

（現状と目標）

指標	現状値	目標値
----	-----	-----

環境に配慮されたマークのある食品・商品を選ぶことを意識している消費者の割合	32.2% (2020 年度)	50% (2025 年度)
---------------------------------------	--------------------	------------------

1
2 **4-3-○ 森林・林業が果たす役割等の普及啓発の促進**

3 企業・NPO等のネットワーク化、緑化行事の開催を通じた普及啓発活動の促進、森林環
4 境教育や木育の推進、林業体験学習等の促進等を推進。 **【農林水産省】**

5 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
国産材の供給・利用量	3,100 万m ³ (2020 年度)	4,200 万m ³ (2030 年度まで)
森林ボランティア団体数	4,474 団体 (2021 年度)	4,582 団体 (2025 年度)

6
7 **行動目標 4-4 食品ロスの半減及びその他の物質の廃棄を減少させることを含め、生物多**
8 **様性に配慮した消費行動を促すため、生物多様性に配慮した選択肢を周知啓**
9 **発するとともに、選択肢を増加させ、インセンティブを提示する**

10 「大量生産・大量消費・大量廃棄」型のライフスタイルが、生産から消費の各段階におい
11 て生態系を劣化させる要因となっている。本来食べられるにも関わらず廃棄されている食
12 品、いわゆる「食品ロス」の量は2020年度で522万トンに上る。また、1年間に新たに国
13 内に供給される衣料品の約96%が使用後に手放され、約62%はリユースもリサイクルもさ
14 れず廃棄されている。服がごみとして廃棄された場合、再資源化される割合は5%ほどでほ
15 とんどはそのまま焼却・埋め立て処分されており、その量は年間で約48万トンにもなる。

16 こうしたライフスタイルを変革するため、生物多様性に配慮した商品やサービスの選択肢
17 を増やしていくとともに、人々がそれらを積極的に選択するようなインセンティブを提示し
18 ていく必要がある。

19 具体的には、多様な関係者と連携しながら、教育や普及啓発、リサイクル技術の開発、エ
20 コラベル等認証製品の普及、フードバンク等社会的なインフラの構築等を統合的に推し進め
21 る。あわせて、生物多様性に配慮した各商品やサービスについて、それらを選択することが
22 生態系の保全にどのように寄与するのか等の情報を分かりやすく発信していくことが必要
23 である。

24
25 **<具体的施策>**

26 **○重点施策**

27
28
29 **○継続・強化する施策**

30 **4-4-○ 有機農業を含む環境保全型農業に対する消費者の理解と関心、信頼の確保**

- 31 ・ 国産の有機食品を取り扱う小売や飲食関係の事業者と連携し、生物多様性の保全や地

球温暖化防止など、SDGs の達成に貢献する有機の取組の持つ価値や特徴を消費者に広く発信することにより国産の有機食品の需要喚起の取組を推進

- 国産有機農産物等に関わる新たな市場を創出していくため、これらを取り扱う流通、加工、小売等の事業者と連携して行う、国産有機農産物等の消費者需要及び加工需要を喚起し、事業者間のマッチングを促進する取組を支援
- 有機農業を活かして地域振興につなげている地方公共団体の相互の交流や連携を促すためのネットワーク構築を推進し、学校給食での有機食品の利用など有機農業を地域で支える取組事例の共有や消費者を含む関係者への周知が行われるよう支援

【農林水産省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
週 1 回以上有機食品を利用する消費者の割合	17.5% (2017 年度)	25% (2030 年度)
有機農業の取組面積		63 千 ha (2030 年)

○維持する施策

4-4-○ 脱炭素の意識と行動変容の発信・展開

脱炭素行動と暮らしにおけるメリットを「ゼロカーボンアクション 30」として整理し、積極的に発信することでより多くの国民の具体的な取組の実施につなげる。また、幅広い層を対象に各対象のニーズに応じた教材やコンテンツ等を作成し、各取組とも連動させながら効果的に提供する。

【環境省】

(現状と目標)

指標	現状値 (2020 年度)	目標値 (2030 年度)
CO2 排出量削減推定効果	228.8 万 t-CO2	537 万 t-CO2 ※2030 年 46%削減

4-4-○ プラスチック資源循環の推進

➤ プラスチック資源循環戦略に基づく取組

- 2022 年 4 月 1 日に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）に基づき、製品の設計から廃棄物の処理に至るまでの、プラスチックのライフサイクル全般で、あらゆる主体による資源循環の取組を促進。
- プラスチック資源循環の取組全体（メーカー・リテラー・ユーザー・リサイクラーの連携）を支援。

【環境省、ほか関係省庁】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
ワンウェイプラスチック排出抑制	—	25% (累計) (2030 年度)

プラスチック製容器包装のリユース・リサイクル率	—	60% (2030 年度)
プラスチックの再生利用量	—	倍増 (2030 年度)
使用済みプラスチックの有効利用	—	100% (2035 年度)
バイオマスプラスチック導入量	—	200 万トン (2030 年度)
プラスチック製容器包装・製品のデザインの、リユース・リサイクル可能なものへの転換 (2025 年度まで)	—	—

1
2
3
4
5
6
7
8

➤ **食品産業・農畜産業におけるプラスチック資源循環の推進**

- 飲料用 PET ボトルの有効利用を促進する取組等食品産業が実施するプラスチック資源循環の取組を支援する。
- 使用済み農業用プラスチックの排出抑制と適正処理の推進、生分解マルチの利用促進、被覆肥料の被膜殻の流出防止等に取り組む、プラスチック資源循環を推進。

【農林水産省、環境省、ほか関係省庁】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
飲料用 PET ボトルの有効利用 (回収率)	96.7% (2020 年)	100% (2030 年度)
農業分野におけるプラスチック排出量に対する再生処理量 (熱回収を含む)	—	100% (2035 年度)

9
10
11
12
13
14

4-4-○ 環境と調和のとれた食料生産とその消費に配慮した食育の推進

第 4 次食育推進基本計画に掲げられた目標達成に向けて、地域の関係者が連携して取り組む食育活動を重点的かつ効率的に推進するとともに、食育推進全国大会の開催やフードガイドの見直しを行い、食育の全国展開を図る。

【農林水産省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	69.3% (2021 年度)	75%以上 (2025 年度)

15
16
17
18
19

4-4-○ 食品ロス削減

- 食品事業者における商慣習の見直しに向けた検討・調査やフードバンク活動の支援等を通じた食品ロス削減を目指す。
- 食品廃棄ゼロを目指す先行エリアの創出や飲食店における食べ残しの持ち帰り

(mottECO)、フードドライブなどの食品ロス削減対策を通して、消費者等の行動変容を促進する。【農林水産省、環境省、ほか関係省庁】

(現状と目標)

指標	現状値 (2020 年度)	目標値 (2030 年度)
事業系食品ロス量	275 万トン	273 万トン ※2000 年度比で半減
家庭系食品ロス	247 万トン	216 万トン ※2000 年度比で半減

4-4-〇 サステナブル・ファッションの推進

4-4-〇 生物多様性の保全に取り組む生産者からの優先調達を支援する認証制度の活用

- ・ 水産エコラベルの国内外への認知度向上及び認証取得を促進
- ・ 森林認証材取得に向けた合意形成及び森林認証材の普及への支援

【農林水産省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
国内における国際的に通用する水産エコラベルの生産段階認証の認証数	93	225 (2025 年度)

行動目標 4-5 伝統文化や地域知・伝統知も活用しつつ地域における自然環境を保全・再生する活動を促進する

地域の自然に根ざした伝統行事、食文化、地場産業などの地域文化は、持続可能な自然資源の利用に関する知恵や、人と自然の共生という価値観を育んできた。また、農林水産業をはじめとする地域における適切で継続した営みが、生物多様性豊かな地域づくりにつながっている。

このような伝統文化や地域知・伝統知の継承を含め、地域における自然への理解や配慮を高め、活用を図るとともに、地域における多様な主体の連携を促す取組等を通じて自然環境の保全・再生活動を促進することが必要である。

<具体的施策>

〇重点施策

〇継続・強化する施策

4-5-〇 伝統文化や伝統知に配慮した地域における OECM 推進

伝統工芸や伝統行事といった地域の伝統文化のために活用されている自然資源の場としての価値を有する区域についても「自然共生サイト (仮称)」として認定を進める。

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
「自然共生サイト（仮称）」認定の「3. ア 生物多様性の価値」基準のうち、(5)「伝統工芸や伝統行事といった地域の伝統文化のために活用されている自然資源の場としての価値」を選択するサイト数	—	—

○維持する施策

4-5-○ 地域における生物多様性の保全に関する活動の促進

地域における生物多様性の保全再生に資する先行的・効率的な活動を支援することにより、国土全体の生物多様性の保全・再生を進める。 【環境省、ほか関係省庁】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
生物多様性保全推進支援事業での支援数（累計）	479 件 (2021 年度)	800 件 (2025 年)

4-5-○ パートナーシップによる生物多様性保全の取り組みの支援

各主体のパートナーシップによる取組を支援するため、地球環境パートナーシッププラザ及び地方環境パートナーシップオフィスを拠点として、情報の収集・提供や様々な主体の交流の場のデザインなどを実施する。 【環境省】

4-5-○ 自然の郷ものがたりの作成

国立公園で暮らす人たちに、自分たちの暮らしと国立公園の関わりについて聞き書きしてまとめた冊子を作成。地域が国立公園の価値を再認識することで、保全への意識を高めていく。 【環境省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
自然の郷ものがたり発行数		

4-5-○ 食文化の保護・継承による農山漁村の活性化

各地固有の伝統的な食品等の食文化の保護・継承に取り組むことにより、農山漁村の活性化につなげる。 【農林水産省、ほか関係省庁】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
郷土料理や伝統料理を月 1 回以上食べている国民の割合	61.7% (2021 年)	50%以上 (2025 年)

1
2
3
4
5
6
7

4-5-○ 地域の暮らしとサンゴ礁生態系のつながりの構築

サンゴ礁生態系保全行動計画 2022-2030 で設定した特に解決の緊急性が高い重点課題の一つとして、多様なステークホルダーの協働による地域主体のサンゴ礁生態系の保全活動や、保全活動に関する普及啓発、持続的な利用の促進等の取組を推進する。

【環境省、ほか関係省庁】

1 **第5章 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進**

2 **行動目標5-1 生物多様性や社会経済を含む関連分野における学術研究の推進、強固な体**
3 **制に基づく長期的な基礎調査・モニタリング等を実施するとともに、それら**
4 **の成果を活用し生物多様性及び生態系サービスの評価の取組を進め、国家勘**
5 **定への統合に向けた調査研究を進める**

6 生物多様性の保全と持続可能な利用に係る取組を効果的に実施するには、計画策定や評価
7 の基盤となるデータの収集が不可欠である。

8 我が国では、植生や野生動植物の分布など自然環境の状況を調査する基礎調査や、様々な
9 生態系タイプごとに自然環境の量的・質的な変化を定点で長期的に調査するモニタリング調
10 査等を通じて、全国の自然環境の現状及び変化を把握している。それらの結果は生物多様性
11 の状況を示す重要な基礎情報となっていることから、こうした基礎調査を着実に継続・強化
12 していく。

13 また、これらの調査は膨大な人的・時間的なコストを要するため、より効率的で効果的な
14 調査手法の検討を進めるとともに、生物多様性や社会経済等をめぐる最新の動向に対応する
15 ため新たな研究・技術開発も促進していく。

16 これらの調査研究から得られた成果に基づき、生物多様性の損失と社会経済活動の統合的
17 な評価を含め、生物多様性及び生態系サービスの総合的な評価を進める。

18
19 **<具体的施策>**

20 **○重点施策**

21 **5-1-○ 環境 DNA 分析技術を用いた調査手法の標準化・一般化**

22 近年発展している環境 DNA 分析技術を用い、水域に生息する淡水魚類・両生類・海洋生
23 物の分布情報の効率的かつ効果的な収集や希少種・外来種対策、生物調査の効率化に資す
24 るため、同技術を用いた調査手法の標準化及び一般化の推進を行う。

25 **【環境省、文部科学省、ほか関係省庁】**

26 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
環境 DNA のウェブサイトのアクセス数		
「調査手法の手引き」のダウンロード数		

27
28 **5-1-○ 自然環境保全基礎調査**

29 **➤ マスタープラン策定**

30 新技術の導入等による効率的な調査手法や実施体制、データ利用の利便性向上等の検
31 討含め、今後の自然環境保全基礎調査の実施方針・調査計画等をまとめたマスタープラ
32 ンを策定。同プランに基づき、長期に継続して且つ効果的に生物多様性保全の取組を支
33 える、基礎的・科学的な基盤情報や自然環境データの収集・整備を推進する仕組を強化
34 する。
35 **【環境省】**

1 **➤ 総合解析**

2 自然環境保全基礎調査等、生物多様性に係る自然環境調査の結果（50年間に及ぶ長期
3 ビッグデータ）をベースに、他主体に分散する、社会地理や気候変動関連分野も含む自
4 然環境情報等の関連データを収集・援用し、施策への効果的な反映に資する総合的な解
5 析を実施する。もって、我が国の自然環境の現状やその変化について示すとともに、生
6 物多様性保全施策への自然環境保全基礎調査のデータ利活用をこれまで以上に推進す
7 る。 **【環境省】**

8
9 **➤ 自然環境保全基礎調査の実施**

10 自然環境保全法の規定に基づき、全国の自然環境を把握する調査等を企画・実施し、
11 国土の生物多様性の現況と変化状況を把握する。上記マスタープラン、総合解析を踏ま
12 え、収集した生態系の分布情報や生物の生息・生育データをとりまとめ、提供し施策の
13 推進を支援。 **【環境省】**

14
15 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
全国的な自然環境のセンサス調査実施数・範囲・ 継続的な長期モニタリングの実施箇所数		
生物の生息動向に関するデータの閲覧数		前年度実績値以上
生息動向を把握する生物の個別報告をいきもの ログ上で提供した件数		

16
17 **5-1-○ 生物多様性及び生態系サービスに関する総合的な評価・予測**

18 我が国の生物多様性及び生態系サービスの現状を総合的に評価し、生物多様性国家戦略
19 に基づく取組の効果を分析するため、「生物多様性及び生態系サービスの総合評価」（JB0）
20 のとりまとめを行う。また、社会経済活動（生物多様性損失の間接要因）による影響や、
21 気候変動対策との統合的な解決策の実施を含めて、生物多様性・生態系サービスに係る評
22 価・予測を実施する調査研究を推進する。 **【環境省】**

23
24 **5-1-○ 湖沼調査**

25 自然環境把握のための基礎情報として、湖沼の地形データを、保全・利用のニーズを勘
26 案しつつ最新測量技術を用いて順次更新・高度化するとともに、電子国土基本図を通じて
27 広く提供する。 **【国土交通省】**

28 **(目標)** 湖底地形データを整備・更新して、電子国土基本図を通じて提供する

29
30 **○継続・強化する施策**

31 **5-1-○ モニタリングサイト 1000**

32 我が国における様々な生態系の現状とその変化を把握し、その結果を保全施策等につな

1 げていくことを目的として、全国に約 1,000 か所のモニタリングサイトを設置し、各生態
 2 系の基礎情報を長期間に渡って定量かつ継続的に把握する。 【環境省】

3 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
長期的かつ定量的な調査を実施する地点数	1,089 か所	1,000 か所以上 (計画終了時点)

4
 5 **5-1-○ 海洋におけるプラスチック分布実態と分布プロセスの解明研究**

6 日本の沖合表層および深海底におけるプラスチックの分布実態を把握し、ホットスポッ
 7 ト的にプラスチックごみが集積する場所と量を把握するとともに、その集積プロセスを解
 8 明する。得られた情報は、国際ネットワーク IMDOS (Integrated Marine Debris Observing
 9 System)や環境省等に提供する。 【文部科学省、ほか関係省庁】

10 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
科学論文数		年 2 報以上
環境省等への情報提供数(委員会他各種会合等への出席数等)		年 1 回以上
国際会合・シンポジウムにおける情報提供数		年 1 回以上

11
 12 **5-1-○ プラスチックが海洋生物・生態系に与える影響研究**

13 最終的にプラスチックが集積する深海域においてプラスチックが海洋生物に与える影
 14 響やプラスチックに起因する生態系の変動に関する科学的な情報を創出する。得られた情
 15 報は、国際ネットワーク IMDOS (Integrated Marine Debris Observing System)や環境省
 16 等に提供する。 【文部科学省、ほか関係省庁】

17 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
科学論文数		年 2 報以上
環境省等への情報提供数(委員会他各種会合等への出席数等)		年 1 回以上
国際会合・シンポジウムにおける情報提供数		年 1 回以上

18
 19 **5-1-○ 水産資源動向等のデータの蓄積**

- 20
- 21 ・ 資源評価対象魚種を順次拡大し、当該魚種の調査を開始
 - 22 ・ 我が国周辺水域の主要魚種 (マイワシ、マサバ等) や公海等で漁獲される国際漁業資源 (サケ、カツオ・マグロ等) について、調査・評価等を実施
 - 23 ・ 海洋環境の変動等による水産資源への影響を調査し資源変動メカニズム及び中・長期
 24 的な資源動向を究明する取組や、漁場形成及び漁獲状況等をリアルタイムに把握する
 25 取組等を支援 【農林水産省】

1
2 **5-1-○ サンゴ礁の保全・回復**

3 水産資源の産卵場、餌場、幼稚仔魚の育成場となっているサンゴ礁の面的な保全・回復
4 のための技術の開発に取り組む。 **【農林水産省】**

5 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
実証海域におけるサンゴ幼生の着底率	9.5% (2021 年度)	10%以上 (2025 年度)

6
7 **5-1-○ サンゴ群集に関する科学的知見の充実と継続的モニタリング・管理の強化**

8 サンゴ礁生態系保全行動計画 2022-2030 で設定した特に解決の緊急性が高い重点課題
9 の一つとして、サンゴ礁の状態や保全活動のモニタリングやその情報を収集・整理・発
10 信する取組等を推進する。 **【環境省、ほか関係省庁】**

11
12 **○維持する施策**

13 **5-1-○ 鳥類標識調査**

14 鳥類の生態や移動経路・生息状況等を把握するための基礎データを収集・蓄積を通じ、
15 野生鳥類の保護管理を推進するため、鳥類観測ステーションにおいて、継続的に標識調査
16 を実施。 **【環境省】**

17 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
鳥類標識調査ホームページの月平均ページビュー件数		

18
19 **5-1-○ ガンカモ類の全国一斉生息調査**

20 1970 年に各都道府県の協力を得て開始され、毎年継続的に調査が実施されている。全
21 国で同時期に実施されたガンカモ類の個体数等の結果を集計、報告書の作成等を行い、我
22 が国におけるガンカモ類の冬期の生息状況を把握し、野生動物保護管理行政の基礎資料と
23 する。 **【環境省】**

24 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
全国でのガンカモ類の生息数等の概況調査	全国 47 都道府県において年に 1 回の調査を実施	
ガンカモ類の生息調査のウェブサイトのアクセス数		
ガンカモ類の生息調査の成果物（報告書）のダウンロード数		

25
26 **5-1-○ 南極地域観測事業**

1 1956 年に開始された我が国の南極地域観測事業では、南極の海洋・陸上の生態系や生
 2 物相を対象に、南極観測船による海洋調査、湖沼における潜水調査、氷河末端域における
 3 調査を実施するとともに、遺伝子解析を中心とした様々な手法による極限環境と遺伝的特
 4 性の解明を行う。また、国立極地研究所学術データベースを介した成果の公開を行う。

5 【文部科学省、ほか関係省庁】

6 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
国立極地研究所学術データベース公開データ数	74,398 件	前年度実績以上

7
 8 **5-1-○ 生物多様性・自然資本の価値評価**

9 生物多様性・自然資本の経済価値評価を行うことにより、あらゆるセクター（国・地方
 10 公共団体・企業・市民等）において、生物多様性保全に配慮した政策・事業の意思決定・
 11 合意形成や、資金・人員の動員促進を図る。 【環境省、ほか関係省庁】

12
 13 **5-1-○ 森林資源のモニタリングの推進**

14 木材生産のみならず、生物の多様性、地球温暖化防止、流域の水資源の保全等、国際的
 15 に合意された「基準・指標」に係るデータを統一した手法により収集・分析する森林資源
 16 のモニタリングを推進する。 【農林水産省】

17
 18 **5-1-○ 河川水辺の国勢調査**

19 魚類、底生動物調査については原則 5 年、それ以外については原則 10 年でこれらの調
 20 査を一巡できるよう河川水辺の国勢調査を実施し、全国的な河川環境に関する情報を収集
 21 するとともに、全国的な傾向や地域的な生物の生息・生育状況の特徴などを把握する。ま
 22 た、今後もさらに調査データの利活用の推進を図る。 【国土交通省】

23 (現状と目標)

指標	現状値（2020 年度）	目標値（2025 年度）
水辺の国勢調査の実施河川数・ダム数	河川	138
	ダム湖	144

24
 25 **5-1-○ 深海における生物多様性の実態と変動解析**

26 深海の生物多様性を環境 DNA や映像から実態を把握するとともに環境変動に伴った動
 27 態を解析する。得られたデータは海洋生物多様性データベース（BISMaL）を通じてユネス
 28 コ傘下にある海洋生物多様性データベース OBIS に登録し、海洋生物多様性研究の発展に
 29 貢献する。 【文部科学省、ほか関係省庁】

30 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
科学論文数	年 2 報以上	

5-1-○ 海洋生物多様性に係る情報の公開・提供

海洋を中心とする生物圏について、生物の調査および生態・機能等の研究を行うとともに、資源としての多様な生物における潜在的有用性を掘り起こし、社会と経済の発展に資する知見、情報を国内外に提供する。また、これらの生物圏の大気・海洋や固体地球との相互関係を理解し、海洋生物多様性および生態系を総合的に把握するための情報を海洋生物多様性データベース（BISMaL）を通じて提供する事で、将来発生し得る地球環境変動の影響評価に貢献する。

【文部科学省、ほか関係省庁】

（現状と目標）

指標	現状値	目標値
海洋生物多様性データベース （BISMaL: Biological Information System for Marine Life）が統合・公開した日本周辺海域における調査研究に基づく生物出現記録数	2,365,263 （2009-2022年）	3,000,000 （2030年まで）

5-1-○ 有明海・八代海等の環境保全・回復、水産資源の回復

2017年3月の有明海・八代海等総合調査評価委員会報告（平成28年度委員会報告）で設定された再生目標の達成に向けた再生方策等に取り組むとともに、2022年3月の中間とりまとめで整理された課題の解決に向けた検討・取組を行う。

【環境省、ほか関係省庁】

行動目標5-2 効果的かつ効率的な生物多様性保全の推進、適正な政策立案や意思決定、活動への市民参加の促進を図るため、生物多様性保全や取組の評価に活用可能なデータやツールを提供するとともに、データ公開に係る人材育成や情報リテラシーの向上を図る

学術研究や調査・モニタリング、そのほか各地で実施されている様々な取組等を通じて蓄積されたデータは、多様な主体が目的に応じて適切かつ迅速にアクセスでき、効果的な取組につなげるため活用される必要がある。

しかしながら現状では、データを共有するためのツールや制度、データを活用できる人材、関係者の連携体制が十分に整っていない。

このため、オープンデータ化やAPI連携等による官民データの情報提供の基盤・体制や相互の利活用を充実・強化する。併せて、利用目的に適ったデータ品質の確保、デジタル技術等の高度化を図るとともに、こうしたデータの取り扱いや、情報を解釈して現場における取組を進めるための専門人材を育成する。さらに、データ公開等を通じて市民の情報リテラシーを向上させ、生物多様性の取組に対する市民参加につなげる。

1 <具体的施策>

2 ○重点施策

3 5-2-○ API 連携等による官民データの情報提供の充実・強化

5 5-2-○ 生物多様性国家戦略に貢献する地域の取組の集約・可視化

6 生物多様性国家戦略に掲げる目標の達成に貢献する地方公共団体や企業、活動団体等に
7 よる地域に根差した活動を集約・共有する仕組みを構築し、各活動の貢献の定量的評価及
8 び可視化を図る。 【環境省】

9 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
各主体の取組を集約する仕組みに登録された活動サイト数	0件	検討中

10
11 5-2-○ マルチステークホルダーによる連携取組み

12 国民、事業者、NPO、地方公共団体、国等が連携して取組を進めることで、新たな知見
13 の導入や、異なるセクターによる客観的な評価等を通じたより効果的な枠組みの構築や取
14 組促進、広範な意識啓発等を実施する。 【環境省、ほか関係省庁】

15 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
J-GBF の活動（プラットフォーム関係会議開催数）	年5回以上	年5回以上
30by30 アライアンス参加者数	P	500（2025年）
森里川海の活動（広報等の国民へのアプローチ数（HPアクセス数））	2,5324pv	30,000pv
グリーンインフラ官民連携プラットフォームに登録している地方公共団体のうち、グリーンインフラの取組を事業化した地方公共団体数	3 地方公共団体 （2019年）	70 地方公共団体 （2025年）

16
17 5-2-○ 河川環境に関する技術開発

18 河川環境管理の高度化・効率化を図るため、新たな河川環境情報図の整備、新技術によ
19 る環境調査などを推進する。また、河川生態学術研究など河川環境に関する調査・研究に
20 ついて学識経験者や各種機関と連携して推進と成果の活用を図る。

21 【国土交通省、ほか関係省庁】

22 (目標) 河川水辺の国勢調査マニュアル改訂

23
24 5-2-○ 海洋生物ビッグデータ活用技術高度化

25 海洋生物・生態系の保全・利用を促進するため、海洋生物・生態系研究と情報科学の融

1 合を図り、海洋生物に関するデータ収集・選別技術及びビッグデータの生成・解析技術の
2 高度化等を行い、社会的成果の創出をステークホルダーとの連携により目指す。

3 **【文部科学省、ほか関係省庁】**

4 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
本事業で整備されたデータや解析技術を用いた論文数、学会発表数（累積値）	6	500 (2030 年度)
構築したデータベースのデータ数	121	130 (2022 年度)

5
6 **○継続・強化する施策**

7 **5-2-○ 生物多様性情報システム（J-IBIS）**

8 各種調査の実施により収集した自然環境情報について一層の電子化・オープンデータ化
9 を進め、インターネット上で生物多様性情報システム（J-IBIS）を通じ API 連携等による
10 国内外への官民データの情報提供の基盤・体制を充実強化することで、各種施策やニーズ
11 に応じた自然関連データの利活用や相互利用を推進する。 **【環境省】**

12 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
生物多様性情報システムの月平均アクセス件数	801 万件 (2021 年度)	800 万件以上

13
14 **5-2-○ いきものログ**

15 「いきものログ」（生物多様性情報等の収集・管理、提供のプラットフォーム）を活
16 用し、多様な主体による各種生物の生息・生育情報の収集と情報共有・提供を通じて、
17 我が国の生物分布に関するデータの安定・継続的な収集と把握の促進につなげる。

18 **【環境省】**

19 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
GBIF データ登録数		
市民参加型生物調査を実施している関係主体数		

20
21 **5-2-○ 施策・事業に係る環境配慮を確保するための情報基盤整備**

22 施策の策定や事業の実施に当たり、適正な環境配慮が確保され、生物多様性の保全に資
23 するよう、地域特性を把握するための自然環境・社会環境に関する情報をウェブサイト上
24 の地理情報システム（環境アセスメントデータベース[EADAS]）により提供する。

25 **【環境省】**

26 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
環境アセスメントデータベースの年間延べ閲覧者数	270,000	前年度実績以上

5-2-○ 研究開発、産業利用のための知的基盤整備

工業などに利用できる微生物資源の効率的保存法を開発し、分類同定のための学術的分析を進める。また、研究、産業に提供するための遺伝資源の収集・保存や特性評価の強化、研究材料の配布及び情報の整備によって研究開発、産業利用のための知的基盤を整備。

【経済産業省、ほか関係省庁】

5-2-○ 「海洋状況表示システム」（海しる）の運用

我が国における海洋状況把握（MDA）の能力強化のため、関係府省及び政府機関等が保有している気象、海象、防災、海洋生物・生態系等にかかる広域性・リアルタイム性の高い海洋情報を集約・共有・提供する「海洋状況表示システム」（海しる）を運用する。

【国土交通省、ほか関係省庁】

○ 維持する施策

5-2-○ 生物多様性クリアリングハウスメカニズム（CHM）

生物多様性情報の情報源情報（メタデータ）を検索することができる生物多様性クリアリングハウスメカニズム（CHM）を安定的に運用する。生物多様性情報について、国の機関、地方公共団体、研究者等による情報源情報（メタデータ）を登録し、より広い共有を図る。

【環境省】

（現状と目標）

指標	現状値	目標値
生物多様性情報の情報源情報（メタデータ）の登録件数	5,441件 (2021年)	

5-2-○ 自然系調査研究機関連絡会議（NORNAC）

科学的情報に基づく自然環境保全施策の推進に寄与することを目的とし、自然系調査研究機関連絡会議の開催等を通じ地方公共団体や自然系調査研究機関との相互の情報交換、情報共有を促進し、ネットワークの強化を進める。

【環境省】

（現状と目標）

指標	現状値	目標値
構成機関相互のネットワーク強化のため、調査研究・活動事例発表会及び連絡会議開催数		それぞれ年1回

5-2-○ 地球環境データ統合・解析プラットフォーム事業

気候変動、防災等の対策や生物多様性に関する取組に貢献するため、地球環境ビッグデ

1 タ（観測データ・予測データ等）を蓄積・統合解析・提供するプラットフォーム「デー
2 タ統合・解析システム（DIAS）」を運用・整備するとともに、プラットフォームを利活用
3 した研究開発を推進。 【文部科学省、ほか関係省庁】

4 **（現状と目標）**

指標	現状値	目標値
生物多様性に関する取組に貢献するアプリケーション等を開発し、DIASにて提供した数	1 (2021年)	2 (2030年)

5
6 **5-2-〇 ナショナルバイオリソースプロジェクト**

7 2002年度より開始された、ライフサイエンス研究の発展のために多様なバイオリソー
8 ス整備を行う「ナショナルバイオリソースプロジェクト」において、時代の要請に応えた
9 リソースの収集・保存・提供を推進するとともに、利活用に向けたデータベースや付随情
10 報の整備に引き続き取り組む。 【文部科学省】

11 **（現状と目標）**

指標	現状値	目標値
中核拠点が大学・研究機関等に提供した実験動物・植物等を用いて発表された論文数	1,021報 (2020年度)	前年度以上の実績値

12
13 **5-2-〇 有用微生物資源の保存及び提供**

14 独立行政法人製品評価技術基盤機構等の遺伝資源保存センターにおいて、国内外から収
15 集した有用な微生物資源の保存及び研究開発や産業利用のための提供を継続。

16 【経済産業省、ほか関係省庁】

17
18 **5-2-〇 微生物資源の「持続可能な利用」の促進**

19 独立行政法人製品評価技術基盤機構において、資源保有国との国際的取組の実施など
20 により、資源保有国への技術移転、わが国企業への海外の微生物資源の利用機会の提供など
21 を行い、微生物資源の「持続可能な利用」の促進を図っていく。 【経済産業省】

22
23 **5-2-〇 生物標本・資料の収集及び維持管理体制の強化**

24 生物多様性センターでは約65,000点の生物標本及び95,000点の資料を所蔵しており、
25 生物多様性センターなどにおける生物標本・資料の収集及び維持管理体制の強化を進め
26 る。 【環境省】

27
28 **5-2-〇 日本海洋データセンターの運用**

29 日本海洋データセンターへの海洋環境に関する基礎データの集積を推進し、海洋調査機
30 関との連携を一層強化する。 【国土交通省、ほか関係省庁】

31
32 **5-2-〇 農林水産分野における生物多様性保全の取組評価の推進**

- 1 生物多様性の保全の取組の見える化手法の状況を調査・分析し、生産者や企業等の参
2 考となる情報の提供を進める。
- 3 生きものブランドを検討する際に、地域の生物多様性戦略に留意しながら、地域や日
4 本の生物多様性全体の保全に貢献できるような活動を行うように後押しする。
- 5 生物多様性の保全に貢献する農法の効果を水田の鳥類とそのえさ生物や植物を用いて
6 評価する手法の活用を図る。 【農林水産省】

7 5-2-〇 全国水生生物調査

8 河川に生息する水生生物を指標とした水質の調査は、調査を通じて身近な自然に接する
9 ことにより、環境問題への関心を高める良い機会となることから、市民参加型の全国水生
10 生物調査を引き続き実施する。 【環境省、国土交通省】

11 5-2-〇 流域関係者連携による河川等の水質調査の推進

12 地域住民と協働して、水生生物等の簡易的な指標を用いた水質調査や人の感覚による水
13 質評価を実施することにより、地域の河川環境保全に対する関心・理解を醸成する。
14 【国土交通省、ほか関係省庁】

15 5-2-〇 効率的・効果的なマイクロプラスチック分析技術開発

16 現在ボトルネックとなっているマイクロプラスチックの材質や量の計測に対し、採集から
17 計測まで効率的・効果的に計測する技術を開発する。得られた情報は、国際ネットワー
18 ク IMDOS (Integrated Marine Debris Observing System) や環境省等に提供する。
19 【文部科学省、ほか関係省庁】

20 (現状と目標)

21 指標	22 現状値	23 目標値
24 開発した技術が使用された事例数	25 なし	26 年1回以上
27 環境省等への情報提供数(委員会他各種会合等への 28 出席数等)	29 年1回以上	
30 国際会合・シンポジウムにおける情報提供数	31 年1回以上	

32 行動目標5-3 生物多様性地域戦略を含め、多様な主体の参画のもとで統合的な取組を進 33 めるための計画策定支援を強化する

34 多様なスケールで生物多様性を考慮した空間計画に基づく統合的な取組は、生物多様性保
35 全と幅広い分野の施策とのトレードオフの回避・シナジーの最大化につながるとともに、多
36 様な主体との連携を容易にする。

37 一方、生物多様性は地域によって様々な特性を有することから、管理や保全に当たっては
38 地域レベルでの実効性ある取組を推進することが重要であり、地域の実情に即した目標や指
39 標の設定、具体的な施策等を盛り込んだ計画の策定が不可欠である。

40 このため、マクロな視点で地域における取組を効果的に進める計画手法を地域に浸透させ

るとともに、生物多様性地域戦略や関連する地域計画等の策定促進、各計画間の連携の推進、ランドスケープアプローチを適用した統合的な取組、人材育成や地域における活動を技術的また資金的に支援する。

<具体的施策>

○重点施策

5-3-○ 生物多様性地域戦略策定の推進

生物多様性基本法第13条第1項の規定により地方公共団体が策定に努めることとされる生物多様性地域戦略について、地域の実情を踏まえつつ生物多様性国家戦略の目標達成に貢献する生物多様性地域戦略が多くの地方公共団体で策定されるよう、技術的助言や支援事業等の方策を講じる。 【環境省】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値
生物多様性地域戦略策定地方公共団体の割合	都道府県 100% 市区町村 8.5% (2021年度末。147/1741 市区町村)	都道府県 100% 市区町村 30% (2030年度末)
次期生物多様性国家戦略の策定を踏まえ、生物多様性地域戦略を改定した地方公共団体の割合	0%	2021年度末時点で生物多様性地域戦略を策定済みの地方公共団体のうち、100%
次期生物多様性国家戦略を踏まえた策定・改定に際し、技術的支援や支援事業等を実施した地方公共団体数	0 地方公共団体	100 地方公共団体 (2025年度末まで)

5-3-○ 国土利用計画及び国土の管理構想による国土の適正な利用・管理の推進

国土利用計画（全国計画）において、OECMによる保全地域の拡大等の自然環境の保全・再生・活用を含む国土の適正な利用・管理に関する基本的な方向性を示すとともに、その方向性の実現に向けて、全国計画を基本とする都道府県計画及び市町村計画の策定・改定と、それらの実行計画となる都道府県、市町村及び地域の各レベルの管理構想の取組を一体的に推進する。 【国土交通省、ほか関係省庁】

○ 継続・強化する施策

○ 維持する施策

5-3-○ 緑の基本計画の策定等の推進

都市における生態系ネットワークの形成を促進するため、2018年に策定した「生物多

1 性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」等を活用し、未策定市町村における緑の基本
 2 計画の策定等を促進するとともに、既に策定済みの市町村についても、策定後一定期間が
 3 経過したものについては、社会情勢の変化などに対応した見直しを進める。また、策定等
 4 に当たっては、住民参加、公表等、透明性の向上に努める。 【国土交通省】

5 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定割合	53% (2020年度)	60% (2027年度)

6
 7 **行動目標 5-4 生物多様性への国際及び国内での資源動員を強化する**

8 生物多様性の保全のためには、効果的・選択的に資源を動員し生物多様性に係る取組全体
 9 を底上げする必要がある。そのため必要な予算を確保するとともに、民間資金も含めたあら
 10 ゆる資源の導入を促進し、国や地方公共団体、民間が主体となって行う保全の取組を財政的
 11 に後押しする。

12 併せて、既存の各種補助金・奨励措置等について、国内における生物多様性に有害なもの
 13 を評価・特定し、補助金・奨励措置のあり方を見直すことで、全体として生物多様性保全に
 14 貢献するポジティブな内容に変えていく。

15 資源動員に当たっては、生物多様性の保全のみならず、気候変動対策にも寄与するなど相
 16 乗的な効果が期待できる取組に優先的・重点的に配分するなど、資源効率性に配慮する。

17 さらに、生物多様性をめぐる世界的な取組を推進するため、国際的な資源動員への貢献を
 18 強化することが求められる。

19
 20 <具体的施策>

21 ○重点施策

22 **5-4-○ OECM 認定に係るインセンティブの検討**

23 OECM の認定を受けた土地の生物多様性の価値を証書化等し、自主的に市場で売買され
 24 るような枠組みの検討を進めるとともに、それ以外の税制等の経済的なインセンティブに
 25 ついての導入可能性や実効性等の検討を行う。 【環境省】

26
 27 **5-4-○ 生物多様性に有害・有益な奨励措置に係る対応**

28 国内の各種補助金・奨励措置について、生物多様性に有害なものを評価し、特定された
 29 ものがあれば、該当する補助金・奨励措置のあり方を見直す。有害な補助金・奨励措置の
 30 特定作業に当たっては、生物多様性への影響を見極めるため、関係省庁間で十分に検討・
 31 協議の上で実施する。また、見直しについては奨励措置の利用者に十分配慮し、対処する。
 32 また、有益な補助金・奨励措置についても評価し、優良事例については横展開すべく情報
 33 発信等に取り組む。 【環境省、ほか関係省庁】

34 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
----	-----	-----

生物多様性への悪影響がありうるすべての分野での補助金・奨励措置の予算総額	—	—
--------------------------------------	---	---

1
2 **○継続・強化する施策**

3
4
5 **○維持する施策**

6
7
8 **行動目標 5-5 我が国の知見を活かした国際協力を進める**

9 我が国は食料やエネルギー等の多くを海外の資源に依存していることから、世界的な生態系の保全に積極的な役割を果たす責任がある。

10
11 我が国は長期的な科学的データの蓄積や、里山などの二次的自然の持続可能な利用、自然と共生する価値観、Eco-DRR の実施など、様々な知見や経験を有している。これらの強みを活かして国際的議論に積極的に関与し、国際的な展開や知見の共有、各国間の連携強化を図るとともに、途上国における能力構築等や国際的な枠組み等を通じた資金供与を進めるなど、世界的な生物多様性保全の取組の推進に貢献していく。

12
13
14
15
16 **<具体的施策>**

17 **○重点施策**

18
19
20
21 **○継続・強化する施策**

22 **5-5-○ APBON（アジア太平洋生物多様性観測ネットワーク）**

23 アジア太平洋地域における生物多様性の保全のための取組をより効果的に推進するため、各国の現状についての情報交換などを通じ、同地域における生物多様性モニタリングの観測ネットワークの活動を支援し、地域の連携を深める。 【環境省、ほか関係省庁】

24
25
26 **（目標）**

27 生物多様性情報の収集・提供を行う場であるアジア太平洋地域生物多様性観測ネットワークのメンバー国あるいは地域のうち、ウェブセミナーに出席した研究者の国あるいは地域の割合が7割以上を維持

28
29
30
31 **5-5-○ 途上国における陸域・沿岸域の持続的自然資源管理**

32 途上国において、技術協力、有償資金協力等を活用し、政策・計画策定の能力向上、科学的情報基盤の整備、地域住民との協働等を通じた地域における実証・モデル化、リソース確保と連携によるスケールアップ等を通じて、自然環境の減少と劣化を防ぐことで、生物多様性の維持、温室効果ガスの排出抑制、自然災害の軽減化など生態系サービスを確保し、自然環境からの様々な恵みを享受し続けられる社会の構築を目指す。 【外務省】

1 (現状と目標)

指標	現状値	目標値(2030年)
自然環境保全を担う途上国機関の体制強化、人材育成人数	—	自然環境保全を担う中央／地方政府における48以上の機関の体制が強化され、行政官等が12000人養成される。

2
3 5-5-○ 下水道分野の海外展開の推進

4 下水道の計画・建設から管理・運営に至るまで、我が国の産学官のあらゆるノウハウを
5 結集し、海外で持続可能な下水道システムを普及させ、公共用水域の水質の保全に資する
6 ための国際協力を推進する。具体的には、政府間会議やセミナー等の開催、途上国を対象
7 とした研修の実施、本邦下水道技術の海外実証事業の実施、下水道グローバルセンター
8 (GCUS) による官民連携での海外展開活動等を通じ、下水道分野における海外展開を推進
9 する。 【国土交通省】

10 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
国内外で開催したセミナー、政府間対話等の数	11件 (2021年度)	11件 (2021年度)

11 ○維持する施策

12 5-5-○ SATOYAMA イニシアティブ

13 ▶ SATOYAMA イニシアティブの推進

14 生物多様性条約 COP10～14 までの決定を踏まえ、二次的自然環境における生物多様性
15 の保全とその持続可能な利用を目指す「SATOYAMA イニシアティブ」を世界規模で推進す
16 る。 【環境省】

17 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
SATOYAMA イニシアティブに関連するプロジェクトの実施数	458件	600件

18
19
20 ▶ SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップの推進

21 COP10 期間中に設立された「SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ」への参
22 加を広く呼びかけるとともに、参加団体間の情報共有や協力活動を促進する。 【環境省】

23 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップへの参加団体の本部事務所等所在国数	73	100
SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ	283 団体	400 団体

への参加団体数

1
2 **➤ GEF、CEPF による国際支援**

3 地球環境ファシリテーター（GEF）やクリティカル・エコシステム・パートナーシップ基
4 金（CEPF）等を通じて、SATOYAMA イニシアティブに関連した活動に対する支援の機会を
5 促進。 **【環境省、ほか関係省庁】**

6
7 **5-5-○ GEOSS 構築のための取組の推進**

8 地球観測に関する政府間会合（GEO）に参画し、気候変動、災害、生物多様性等の地球
9 規模課題への対応に向けた政策決定等に貢献するため、幅広いユーザに対して、各国の衛
10 星、海洋、地上等の地球観測データ及びそれらを活用し得られた情報等を提供する全球地
11 球観測システム（GEOSS）の構築・発展に関する国際協力を推進。 **【文部科学省】**

12 **（目標）**

13 生物多様性を含む地球規模課題への対応に向けた政策決定等に貢献するため、各国の地
14 球観測データ及びそれらを活用し得られた知見等を共有するための基盤である GEOSS の
15 構築・発展に関する国際協力を推進する。また、GEO 次期戦略ミッションにおいて、生物
16 多様性に関する取組を重点的取組事項として位置づける。

17
18 **5-5-○ アジア太平洋地域地球変動研究ネットワーク（APN）**

19 アジア太平洋地域地球変動研究ネットワーク（APN）を通じて、地域研究者との共同研
20 究や能力開発、ワークショップ開催等を通じ、地域各国の政策担当者との連携強化を促進。
21 **【環境省】**

22 **（目標）**

23 研究支援等を通じ、生物多様性に関する専門家グループと連携してアジア太平洋地域
24 の科学的能力向上に貢献する。併せて、生態系、生物多様性を重点分野の一つに捉え戦
25 略的に取り組み、各種関連会議への情報のインプットや職員の参加を推進していく。

26
27 **5-5-○ IPBES の活動促進**

28 政策決定プロセスにおける科学的知見の活用を促進し、科学と政策のインターフェース
29 を強化するため、IPBES（Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity
30 and Ecosystem Services）に対して科学的根拠に基づく効果的、効率的な枠組みとなるよ
31 う積極的に参加・貢献し、そのための国内体制を整備する。 **【環境省、ほか関係省庁】**

32 **（現状と目標）**

指標	現状値	目標値
生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム（IPBES）会議への専門家派遣人数	0 ※コロナにより会議開催がなかったため	5 (2030年)

1 **5-5-○ 開発協力大綱等に基づく生物多様性分野への支援**

2 開発途上国のニーズ、生物多様性を取り巻く国際社会の動向、気候変動などの地球規模
3 の課題などを踏まえ、より効果的かつ効率的に生物多様性分野を含めた環境分野における
4 国際協力を推進する。 **【外務省】**

6 **5-5-○ 生物多様性条約関連会合等への対応**

7 **➤ 生物多様性条約関連会合への参加**

8 生物多様性条約関連会合への参加を通じ、効果的な条約実施の推進、我が国の知見・
9 取組の共有など、地球規模での生物多様性の保全及び持続可能な利用の達成に貢献して
10 いく。 **【環境省、ほか関係省庁】**

11 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値
生物多様性条約関連会合（代表団登録が求められる公式 会合）のうち、日本政府代表団等が参加した割合	100%	

12 **➤ 生物多様性条約締約国会議及び関連会合の結果に関する周知**

13 生物多様性条約の締約国会議や、関連する科学技術補助機関（SBSTTA：Subsidiary
14 Bodies for Scientific, Technical and Technological Advice）などにおける議論の状
15 況等を国民に周知し、条約の実施への国民の協力を促す。 **【環境省】**

16 **(目標)**

17 概ね2年に一度の周期で開催される生物多様性条約 COP 開催後には、その内容の結果
18 報告を行い、また、概要をまとめた国民向けの資料等を作成・公開する。

21 **➤ 国際会議への専門家の派遣**

22 生物多様性分野の国際的な議論に貢献するため、生物多様性条約関連会合への派遣な
23 ど、国内の生物多様性分野の専門家の発掘・支援・育成を行う。

24 **【環境省、ほか関係省庁】**

25 **(現状と目標)**

指標	現状値	目標値（2030年）
生物多様性及び生態系サービスに関する科 学政策プラットフォーム（IPBES）会議への 専門家派遣人数	0 ※コロナにより会議開催がな かったため	5
生物多様性に係る条約関連専門家会合に派 遣した専門家の数	0 ※コロナにより会議開催がな かったため	3

27 **5-5-○ 生物多様性条約の適切な実施**

28 生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益

の公正かつ衡平な配分を目的とする、生物多様性条約の事務局の活動を支援するとともに、条約関連会合に積極的に参画し、関係の締約国と必要に応じた積極的な情報交換を行い、条約を適切に実施するもの。 【外務省、ほか関係省庁】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値 (中間目標)
生物多様性条約の目的の達成に向けた国際的なルール作りの推進 (生物多様性条約締約国会議における決定の数)	38 本 (2018 年度)	35 本 (2022 年度)

5-5-○ 生物多様性日本基金

途上国が COP15 で採択されるポスト 2020 生物多様性枠組を達成するための国際協力を推進する。 【環境省、ほか関係省庁】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値 (2030 年)
生物多様性日本基金により実施された条約事務局主催のキャパシティービルディング等の会議開催累積数	—	5
生物多様性条約事務局主催のキャパシティービルディング等の会議に参加し、生物多様性国家戦略の改訂を実施した国の累積数	—	170
COMDEKS (SATOYAMA イニシアティブ推進プログラム) により支援した途上国の数	—	30

5-5-○ 生物多様性条約カルタヘナ議定書実施

現代のバイオテクノロジーにより改変された生物であって生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるものの国境を越える安全な移送、取扱い及び利用の分野において十分な水準の保護を目的とする、生物多様性条約カルタヘナ議定書の事務局の活動を支援するとともに、条約関連会合に積極的に参画し、関係の締約国と必要に応じた積極的な情報交換を行い、条約を適切に実施するもの。

【外務省、ほか関係省庁】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値 (中間目標)
カルタヘナ議定書の目的の達成に向けた国際的なルール作りの推進 (カルタヘナ議定書締約国会議における決定の数)	14 本 (2018 年度)	15 本

5-5-○ 生物多様性条約名古屋議定書実施

遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること並びにこれによって生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用を目的とする、生物多様性条約名古屋

1 屋議定書の事務局の活動を支援するとともに、条約関連会合に積極的に参画し、関係の締
2 約国と必要に応じた積極的な情報交換を行い、条約を適切に実施するもの。

3 【外務省、ほか関係省庁】

4 (現状と目標)

指標	現状値	目標値 (中間目標)
名古屋議定書の目的の達成に向けた国際的なルール作りの推進 (名古屋議定書締約国会合における決定の数)	16 本 (2018 年度)	13 本 (2022 年度)

5
6 5-5-○ ラムサール条約及び条約湿地の保全、賢明な利用及び普及啓発

7 ラムサール条約湿地において生息・生育する動植物の保全及びワイズユース (持続可能
8 な利用) を促進するとともに、これまでに登録された全ての湿地について最新状況を把握
9 し、ラムサール情報票 (RIS) の更新を行う。そのため、関係省庁、地方公共団体や地域
10 住民、NGO、専門家などと連携し、条約湿地に関するモニタリング調査や情報整備、湿地
11 の再生、普及啓発などの取組を進める。

12 加えて、特に我が国に渡来する水鳥類の渡りのルート上に位置するアジア太平洋地域に
13 おいて、湿地の現況調査や条約湿地の候補地選定支援、普及啓発を進めることにより、ア
14 ジア太平洋地域におけるラムサール条約の履行や、渡り鳥及び湿地保全への国際協力を行
15 う。

【環境省、ほか関係省庁】

16 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
ラムサール条約情報票 (RIS) の更新数	4	53

17
18 5-5-○ ラムサール条約の実施

19 国際的に重要な湿地及びこれらの湿地に生息する、水鳥を含む多様な動植物の保全を促
20 進することを目的とする、ラムサール条約の事務局の活動を支援するとともに、条約関連
21 会合に積極的に参画し、関係の締約国と必要に応じた積極的な情報交換を行い、条約を適
22 切に実施するもの。

【外務省、ほか関係省庁】

23 (現状と目標)

指標	現状値	目標値 (中間目標)
国際的に重要な湿地の保全を国際的に推進するため、ラムサール条約登録湿地面積	256.4 百万 ha (2020 年度)	250 百万 ha

24
25 5-5-○ 渡り鳥の保全等に関する二国間条約・協定の推進

26 アメリカ合衆国、中国、オーストラリア、ロシアとの間で締結する二国間渡り鳥等保護
27 条約・協定について、この枠組みに基づき、各国と約2年ごとに定期会議を開催し情報交
28 換を行う。また、必要に応じて生態解明や保全の必要性の高い種の共同調査等を行うなど、
29 協力して渡り鳥の保護施策の強化・研究促進等を図る。韓国との間では日韓環境保護協力

1 協定に基づき渡り鳥などの保護協力を行う。

【環境省、ほか関係省庁】

2 (目標)

3 二国間渡り鳥保護条約・協定等に基づく二国間会議を、各国と約2年おきに開催するた
4 め、国内における渡り性鳥類の調査及び専門家ワークショップ開催するなどの取組を実施
5 する。

7 **5-5-○ 東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ (EAAFP) の活
8 動推進**

9 東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ (EAAFP) は我が国を含
10 む東アジア・オーストラリア地域の渡り鳥の飛来経路 (フライウェイ) において、各国の
11 関係省庁、国際機関、NGO 等の様々な主体の連携・協力を促進し、渡り性水鳥とその重要
12 な生息地を保全するための国際的な枠組みである。我が国には 34 カ所のネットワーク参
13 加地があり、これらの参加地において、普及啓発、調査研究、研修、情報交換などの活動
14 を推進する。

【環境省】

15 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
新たに登録するネットワーク参加地数	1 (2021 年度)	5 (2030 年度)

17 **5-5-○ 移動性野生動植物種の保全に関する条約 (ボン条約)**

18 「移動性野生動植物種の保全に関する条約 (ボン条約)」では、条約の附属書に掲載さ
19 れる絶滅のおそれのある移動性野生動植物種の保全のため、捕獲の禁止や種毎の協定・覚
20 書の締結などが行われている。我が国は、本条約で捕獲が禁止される動物について我が国
21 とは意見を異にする部分があるため、本条約を批准していないが、渡り性の鳥類につい
22 ては近隣国と二国間条約・協定を結ぶほか、関連する様々な条約等を通じ絶滅のおそれの
23 ある移動性野生動物種の保全に努めている。既存の取組を着実に実施するとともに、ボン
24 条約に関しては、継続的な情報の収集に努め、必要な場合には、本条約又は関連する協定・
25 覚書への対応も検討する。

【環境省、ほか関係省庁】

27 **5-5-○ 野生動植物取引規制実施**

28 野生動植物の保護について、資源利用と生態系・環境の保全を調和させる持続可能な利
29 用の考え方に立つ措置がとられるよう、ワシントン条約関連会合に積極的に参画し、関係
30 の締約国と必要に応じた積極的な議論及び情報交換を行うとともに、条約を適切に実施す
31 る。

【外務省、ほか関係省庁】

32 (現状と目標)

指標	現状値	目標値
ワシントン条約締約国会議における決議及び決 定の採択によるワシントン条約の下での規範作	248 本 (2018 年度)	250 本 (2022 年度)

りの推進（締約国会議の決議及び決定数）		
---------------------	--	--

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31

5-5-○ ワシントン条約 MIKE(ゾウ密猟監視) プログラム支援

アフリカにおけるゾウの密猟の根絶や関係者の監視能力向上等に係るプロジェクト(レンジャーの育成や密猟監視ポストの建設等)を支援し、野生動植物違法取引対策の強化を通じ、我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する。

【外務省、ほか関係省庁】

(現状と目標)

指標	現状値	目標値(中間目標)
途上国における多数国間環境条約の遵守及び実施等の促進(環境条約事務局や国際機関等による会合開催や途上国の能力構築の支援、環境条約の遵守・実施促進を目的とするプロジェクト等の事業)	1事業	1事業 (2023年度)

5-5-○ 国際的なサンゴ礁生態系保全への貢献

国際的に劣化及び損失の著しいサンゴ礁生態系の保全のため、ICRI等の国際会議への参加や国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターの取組を通じて、情報の収集、我が国の取組の発信を行う。また、東アジア地域におけるサンゴ礁保全に貢献するため、GCRMN東アジア地域におけるサンゴ礁モニタリングデータの地域解析を行うとともに、地域解析のために収集したGCRMN東アジアの国と地域の各モニタリングデータについて、管理及び利用方法について整理し、適切なデータベースを構築する。

【環境省】

5-5-○ 海域環境の保全等に関する国際協力の推進

MARPOL条約に基づく船舶検査等に係る実施体制の一層の充実を図り、船舶からの海洋汚染を防止する。

【国土交通省】

5-5-○ バラスト水管理条約に関わる国際的議論への積極的関与

2017年9月に発効したバラスト水管理条約について、IMOの海洋環境保護委員会における条約の見直しに向けた議論に積極的に参加する。

【国土交通省、ほか関係省庁】

5-5-○ 世界遺産条約のより良い実施への貢献

2022年は、1972年のユネスコ総会での世界遺産条約採択から50年の節目を迎える。我が国は、世界遺産委員会の委員国として、これまでの知見や経験を活かし、条約のより良い実施のために貢献する。

【外務省、ほか関係省庁】

5-5-○ アジア・太平洋地域におけるユネスコの科学分野事業への協力

ユネスコエコパークやユネスコ世界ジオパーク事業等のユネスコにおける科学分野事

1 業に関して、主にアジア・太平洋地域におけるネットワーク会合への支援等を通じ、我が
2 国の知見や経験の共有やネットワーク機能の強化を行うことで、国際協力を促進する。

3 【文部科学省、ほか関係省庁】
4

5 5-5-○ 途上国の森林減少・劣化の抑制と持続可能な森林経営の促進

6 開発途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減等（REDD+（レッド プラス））の促
7 進や森林の防災・減災機能の強化に資する技術開発や人材育成等を支援する。

8 【農林水産省、ほか関係省庁】
9

10 5-5-○ 途上国の森林保全・造成等のための国際的支援

11 途上国における森林保全・造成に関する技術・資金協力、合法で持続可能なサプライチ
12 ェーンの構築、及び森林の整備・保全等による山地流域の強靱化に関する二国間の国際協
13 力や国際機関を通じた多国間の支援をする。

14 【農林水産省、ほか関係省庁】

15 5-5-○ 国際熱帯木材機関（ITTO）プロジェクト支援

16 国際熱帯木材機関（ITTO）加盟国における、合法で持続可能な熱帯木材の貿易及び熱帯
17 林の持続可能な経営を促進するための、違法伐採対策や森林経営能力開発プロジェクト等
18 の実施を支援し、熱帯林をはじめとする森林の保全に貢献するもの。

19 【外務省、ほか関係省庁】
20

（現状と目標）

指標	現状値	目標値
持続可能な森林経営の促進（ITTO 生産国において持続可能な経営が認証されている森林面積（FSC, PEFC））	32.2 百万 ha (2019 年度)	50 百万 ha
合法的に伐採された木材貿易の促進（ITTO 生産国における CoC（Chain of Custody）認証取得数）	4,154 (2019 年度)	5,000

21 5-5-○ 国際熱帯木材機関（ITTO）と生物多様性（CBD）条約事務局との共同イニシアテ 22 ィブ支援 23

24 生物多様性の保全における熱帯林の役割を認識し、ITTO - CBD の MoU 基づく、熱帯林の
25 生物多様性に係る共同イニシアティブを通じた取組を実施する。

26 【農林水産省、ほか関係省庁】
27

28 5-5-○ 国際熱帯木材協定（ITTA）実施

29 合法的に伐採された熱帯木材の国際貿易の拡大及び多様化、及び熱帯木材生産林の持続
30 可能な経営を促進することを目的とする国際熱帯木材機関（ITTO）事務局の活動を支援す
31 るとともに、関連会合に積極的に参画し、加盟国と必要に応じた積極的な情報交換を行い、

1 国際熱帯木材協定（ITTA）を適切に実施するもの。

【外務省、ほか関係省庁】

2 **（現状と目標）**

指標	現状値	目標値
持続可能な森林経営の促進（ITTO 生産国において持続可能な経営が認証されている森林面積（FSC, PEFC））	32.2 百万 ha (2019 年度)	50 百万 ha
合法的に伐採された木材貿易の促進（ITTO 生産国における CoC（Chain of Custody）認証取得数）	4,154 (2019 年度)	5,000
ITTO が発信する市場情報による裨益（ITTO が発信する熱帯木材市場レポートページへのアクセス数）	7,500 件 (2020 年度)	10,000 件

3
4 **5-5-○ 独立行政法人製品評価技術基盤機構による多国間の取組**

5 独立行政法人製品評価技術基盤機構による多国間の取組として、日本、韓国、中国、インドネシアなど 12 か国による微生物資源の保全と利用を目的としたアジア・コンソーシアムを設立（2004 年）し、各国の遺伝資源機関とのネットワークの構築により、保存微生物、技術情報、遺伝資源移転ルール共有化及び人材育成などを引き続き実施するとともに、参加国・機関数を増やしアジア諸国/地域の遺伝資源機関のネットワークの拡大と強化を行う。

【経済産業省】

6
7
8
9
10
11
12 **5-5-○ 食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約の適切な実施**

13 我が国が 2015 年 10 月 28 日に加盟した食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約を適切に実施する。具体的には、特に同条約第 1 条の「生物の多様性に関する条約の（イ）食料及び農業のための植物遺伝資源の持続可能な利用」に沿った協力を「遊牧民伝承に基づくモンゴル草原植物資源の有効活用による草地回復プロジェクト」を通じて行う。

【外務省、ほか関係省庁】

14
15
16
17
18
19 **5-5-○ アジア保護地域パートナーシップ等を通じた国立公園の情報発信**

20 国立公園における地域の多様な主体と連携協力した保護管理システムや誘客施策など我が国の先進的な取組を国内外に発信し、「アジア保護地域パートナーシップ」等を通じて、各国間の国立公園等の保護地域や OECM に関する情報共有・発信を進め、各国の保全管理の水準を向上させる。

【環境省、ほか関係省庁】

21
22
23
24
25 **5-5-○ 砂漠化対処条約の実施**

26 地球規模の影響が懸念されている砂漠化の進行に関し、国際的協調の下に対処するための措置の実施推進を目的とする、砂漠化対処条約の事務局の活動を支援するとともに、条約関連会合に積極的に参画し、関係の締約国と必要に応じた積極的な情報交換を行い、条

1 約を適切に実施するもの。

【外務省、ほか関係省庁】

2 (現状と目標)

指標	現状値	目標値 (中間目標)
締約国会議における規範等 (決定等) の採択数	36 本 (2022 年度)	35 本

3

4